
池田市地域防災計画

令 和 8 年 月

池田市防災会議

修正年月日： 令和8年 月 日

目 次

第1編 総則

第1節 目的等	1
1 計画の目的	
2 南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け	
第2節 計画の内容	1
第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務	2
1 市	
2 市民	
3 事業者	
4 NPO・ボランティア等多様な機関との連携	
第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
1 池田市	
2 指定地方行政機関	
3 大阪府	
4 自衛隊（陸上自衛隊第36普通科連隊）	
5 指定公共機関及び指定地方公共機関	
6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	
第5節 池田市の概況	11
1 位置	
2 地形・地質	
3 気象	
4 災害危険地域	
5 池田市における活断層	
第6節 災害形態	13
第7節 被害想定	14
1 地震	
2 風水害	
第8節 災害に対するビジョン	14
第9節 国土強靱化地域計画との連携	15
第10節 計画の修正	15

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市防災化計画	17
1 防災空間の整備	
2 市街地の整備促進	
3 道路、橋梁の整備	
4 ため池の耐震対策の推進	
5 建築物の耐震・不燃化	
6 建築物の安全性に対する指導等	
7 空家等 の対策	
8 文化財	
9 倒壊物・落下物等の防止	
10 ライフライン災害予防対策	
11 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	
第2節 水害予防計画	23
1 河川の改修	
2 下水道の整備	

目 次

3	農地等防災対策	
4	水害減災対策の推進	
第3節	土砂災害予防対策の推進	26
1	土砂災害警戒区域等における防災対策	
2	山地災害対策	
3	宅地造成及び盛土等対策	
第4節	火災予防計画	29
1	消防力の強化	
2	広域消防応援体制の整備	
3	防火対象物の火災予防	
4	林野火災の予防	
第5節	危険物等災害予防計画	31
1	危険物災害予防	
2	高圧ガス等災害予防	
3	火薬類災害予防	
4	消防活動阻害物質等災害予防	
5	管理化学物質災害予防対策	
第2章	防災体制の整備	
第1節	組織体制の整備	34
1	市の組織体制の整備	
2	市の動員配備体制の整備	
3	平常時の防災体制	
4	地域防災拠点の整備	
5	装備資機材等の備蓄・整備	
6	防災訓練の実施	
7	人材の育成	
8	罹災証明書が発行体制の整備	
9	防災に関する調査研究の推進	
10	広域防災体制の整備	
11	自衛隊災害派遣に対する連絡体制の整備	
12	自治体被災による行政機能の低下等への対策	
13	事業者、ボランティアとの連携	
14	防災関係機関の連携	
第2節	情報収集伝達体制の整備	40
1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	
2	情報収集伝達体制の強化	
3	災害広報体制の整備	
第3節	救助・救急体制の整備	42
1	消防施設等の充実	
2	自主防災組織の強化、育成	
3	消防団の活性化	
4	近隣市等更なる連帯・連携の強化	
第4節	災害時医療体制の整備	43
1	災害医療の基本的な考え方	
2	医療情報の収集伝達体制の整備	
3	現地医療体制の整備	
4	後方医療体制の整備	
5	医薬品等の確保体制の整備	
6	患者等搬送体制の確立	
7	個別疾病対策	

8 関係機関協力体制の確立	
第5節 緊急輸送体制の整備	47
1 陸上輸送体制の整備	
2 航空輸送体制	
3 輸送手段の確保体制	
4 緊急通行車両の事前届出	
第6節 避難体制の整備	49
1 指定緊急避難場所、避難路の指定	
2 指定緊急避難場所、避難路の安全性の向上	
3 指定避難所の指定・整備	
4 指定避難所の運営・管理体制の整備	
5 避難誘導體制の整備	
6 建設型応急住宅の建設候補地の事前選定	
第7節 応急危険度判定制度の整備	54
1 被災建築物応急危険度判定制度の活用	
2 被災宅地危険度判定制度の活用	
3 斜面判定制度の活用	
第8節 緊急物資確保体制の整備	55
1 給水体制の整備	
2 救援物資の確保	
第9節 ライフライン確保体制の整備	57
1 水道	
2 下水道	
3 電力（関西電力送配電株式会社）	
4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	
5 電気通信（西日本電信電話株式会社）	
6 市民への広報	
7 倒木等への対策	
第10節 交通確保体制の整備	62
1 鉄軌道施設（阪急電鉄株式会社）	
2 道路施設（府、市、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）	
3 空港施設（新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））	
第11節 避難行動要支援者支援体制の整備	63
1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備	
2 社会福祉施設の取組	
3 指定福祉避難所の指定	
4 外国人に対する支援体制整備	
第12節 帰宅困難者支援体制の整備	68
1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
2 駅周辺における滞留者の対策	
3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	
4 徒歩帰宅者への支援	
第13節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	70
第3章 地域防災力の向上	
第1節 防災意識の高揚	71
1 防災知識の普及啓発	
2 学校等における防災教育	
3 消防団等が参画した防災教育	
4 災害教訓の伝承	
5 津波災害の予防に向けて	

目 次

6	南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置	
第2節	自主防災体制の整備	75
1	自主防災組織の育成	
2	事業所による自主防災体制の整備	
3	救助活動の支援	
4	地区防災計画の策定等	
第3節	ボランティアの活動環境の整備	78
1	受入れ窓口の整備	
2	事前登録	
3	人材の育成	
4	活動支援体制の整備	
5	情報共有会議の整備・強化	
第4節	企業防災の促進	79
1	事業者	
2	重要施設及び災害応急対策に係る機関	
第3編	自然災害応急対策	
第1節	組織計画	83
1	警戒準備体制による活動	
2	水防本部の設置	
3	災害対策本部の設置	
4	災害対策本部の組織と活動	
第2節	動員配備計画	87
1	配備区分（池田市災害対策用組織編成名簿参照）	
2	配備指令伝達	
3	勤務時間外の初動体制の確立	
4	職員の参集（非常参集義務）	
5	災害発生時の勤務体制	
6	平常時の当直体制	
第3節	災害緊急事態	89
第4節	災害情報収集伝達・警戒活動	90
1	情報統括責任者の指定	
2	大阪管区气象台が発表する気象予警報	
3	大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報	
4	水防警報及び水防情報	
5	大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報	
6	市民への周知	
7	水防警戒活動	
8	土砂災害警戒活動	
9	ライフライン・交通等警戒活動	
10	情報収集・被害調査	
11	府及び国への報告	
12	通信手段の確保	
第5節	災害広報	101
1	広報責任者の選任	
2	広報の内容	
3	広報の方法	
4	災害時の広報体制	
5	報道機関との連携	
6	安否の情報	

7	広聴活動の実施	
8	「災害モード宣言」との連携	
第6節	広域応援等の要請・受入れ	103
1	応援要請の内容	
2	緊急消防援助隊派遣の要請	
3	広域応援等の受入れ	
4	広域応援等に伴う職員の派遣	
5	応急対策職員派遣制度に基づく支援	
6	関係機関の連絡調整	
第7節	自衛隊の災害派遣	106
1	派遣要請	
2	自衛隊の自主派遣の基準	
3	派遣部隊の受入れ	
4	派遣部隊の活動	
5	撤収の要請	
第8節	消火・救助・救急活動	109
1	市	
2	府警察（池田警察署）	
3	連絡会議の設置	
4	自主防災組織等による救助・救急活動	
5	惨事ストレス対策	
第9節	医療救護活動	112
1	医療情報の収集・提供活動	
2	医療救護活動	
3	現地医療活動	
4	後方医療活動	
5	医療機関	
6	医薬品等の確保供給活動	
7	個別疾病対策	
第10節	避難誘導	116
1	高齢者等避難	
2	避難指示等	
3	避難情報と居住者等がとるべき行動等	
4	避難者の誘導	
5	広域避難	
6	警戒区域の設定	
第11節	二次災害の防止	120
1	公共土木施設等	
2	建築物等	
3	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵・取扱施設、毒物劇物施設）	
4	放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）	
第12節	交通規制・緊急輸送活動	122
1	道路交通の規制・管制	
2	緊急交通路の周知	
3	緊急通行車両の事前届出及び確認	
4	陸上輸送（道路輸送）	
5	航空輸送	
第13節	交通の維持復旧	125
1	被害状況の報告	
2	交通の安全確保	

目 次

3 交通の機能確保	
第 14 節 ライフライン・放送の緊急対応	127
1 被害状況の報告	
2 各事業者における対応	
第 15 節 農林関係応急対策	130
1 農業用施設	
2 農作物	
3 林産物	
第 16 節 生活支援体制	131
第 17 節 住民等からの問合せ	131
第 18 節 災害救助法の適用	131
1 法の適用	
2 救助の内容	
第 19 節 指定避難所等の開設・運営	133
1 指定避難所の開設	
2 指定避難所の管理、運営	
3 指定避難所の早期解消のための取組等	
第 20 節 緊急物資の供給	136
1 給水活動	
2 食料・生活必需品の供給	
第 21 節 保健衛生活動	139
1 防疫活動	
2 食品衛生監視活動への協力	
3 被災者の健康維持活動	
4 保健衛生活動における連携体制	
5 動物保護等の実施	
第 22 節 避難行動要支援者への支援	141
1 避難行動要支援者の被災状況の把握	
2 被災した要配慮者への支援活動	
第 23 節 広域一時滞在への対応	142
第 24 節 社会秩序の維持	143
1 市民への呼びかけ	
2 警備活動	
3 物価の安定及び物資の安定供給	
第 25 節 住宅の応急確保	144
1 被災住宅の応急修理	
2 住居障害物の除去	
3 応急仮設住宅の建設	
4 応急仮設住宅の借上げ	
5 応急仮設住宅の運営管理	
6 公共住宅等への一時入居	
7 住宅に関する相談窓口の設置等	
第 26 節 応急教育等	145
1 児童・生徒等の保護	
2 学校(園)長の措置	
3 非常招集	
4 臨時休校(園)	
5 教育施設の応急整備	
6 応急教育体制の確立	
7 就学援助等	

8 文化財の応急対策	
第 27 節 廃棄物の処理	147
1 し尿処理	
2 ごみ処理	
3 災害廃棄物等処理	
第 28 節 遺体対策	149
1 市	
2 府警察（池田警察署）	
3 応援要請	
第 29 節 自発的支援の受入れ	151
1 ボランティアの受入れ	
2 義援金品の受付・配分	
3 海外からの支援の受入れ	
第 30 節 公用負担及び従事命令等	154
1 担当班長	
2 事前措置の指示	
3 応急措置を実施するための土地建物等の使用及び物件の除去	
4 住民等に対する従事命令	
第 4 編 事故災害応急対策	
第 1 節 大規模火災応急対策	157
1 火災警戒	
2 消防警備・出場	
3 他の消防機関による応援体制	
4 市街地火災	
5 林野火災	
第 2 節 中高層建築物災害応急対策	161
1 市	
2 府警察（池田警察署）	
3 大阪ガスネットワーク株式会社	
第 3 節 危険物等災害応急対策	163
1 危険物災害応急対策	
2 高圧ガス災害応急対策	
3 火薬類災害応急対策	
4 消防活動阻害物質等災害応急対策	
5 管理化学物質災害応急対策	
第 4 節 航空機災害応急対策	165
1 航空機事故現地対策本部等の設置（組織体制）	
2 応援体制	
3 情報通信連絡及び広報	
4 応急活動	
5 応急復旧	
第 5 節 その他災害応急対策	168
第 5 編 災害復旧・復興対策	
第 1 節 復旧事業の推進	169
1 被害の調査	
2 公共施設等の復旧	
3 激甚災害の指定	
4 激甚災害指定による財政援助	

目 次

5 特定大規模災害	
第2節 被災者の生活再建支援	170
1 災害弔慰金等の支給	
2 災害援護資金・生活資金等の貸付	
3 罹災証明書の交付等	
4 租税等の減免及び徴収猶予等	
5 住宅の確保	
6 被災者生活再建支援金	
第3節 中小企業の復興支援	176
1 支援制度の周知	
2 資金の融資	
第4節 農林関係者の復興支援	176
1 支援制度の周知	
2 資金の融資	
第5節 ライフライン等の復旧	177
1 復旧計画	
2 広報	
第6節 復興の基本方針	178
1 復興対策本部の設置	
2 基本方針の決定	
3 原状復旧	
4 復興計画の策定	
付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応	
第1章 総則	
第1節 目的	181
第2節 基本方針	181
第2章 東海地震注意情報発表時の措置	
第1節 東海地震注意情報の伝達	182
1 伝達系統	
2 伝達事項	
第2節 警戒態勢の準備	182
第3章 警戒宣言発令時の措置	
第1節 東海地震予知情報等の伝達	183
1 東海地震予知情報	
2 警戒宣言	
第2節 警戒体制の確立	184
1 組織動員配備体制の確立	
2 消防・水防	
3 交通の確保・混乱防止	
4 公共輸送	
5 ライフライン	
6 危険箇所対策	
7 社会秩序の維持	
8 多数の者が避難する施設	
第3節 市民、事業所に対する広報	185
1 広報の内容	
2 広報の手段	

付編 2	南海トラフ地震に関する臨時情報発表時の対応	
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報について	187
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	
3	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	
第 2 節	防災対応について	187
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	
第 3 節	「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	188
1	伝達情報及び系統	
2	伝達事項	

第 1 編

総

則

第1編 総 則

第1節 目的等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき、池田市の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されており、同法第5条第1項に基づき、地域防災計画において、次の内容を「南海トラフ地震防災対策推進計画」として定めることが規定されている。

- ① 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携・協力の確保に関する事項
- ⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

本市の計画においては、津波のおそれがないため、②以外を「第2編 災害予防計画」及び「第3編 自然災害応急対策」に含め定めることとする。

第2節 計画の内容

この計画は、本市域において過去に発生した災害の状況及び諸対策を基礎資料とし、想定される最大規模の災害を基準として、次の事項を定めるものである。

- 市、防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
- 災害予防計画
あらかじめ災害による被害を最小限にくい止めるための措置について、基本的な計画を定める。
- 災害応急計画
災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、被害の拡大防止措置及び被災者に対する救助・援護等の措置について基本的な計画を定める。
- 災害復旧・復興計画
可能な限り、迅速かつ円滑な復旧と復興の実施について基本的な計画を定める。

総 則	災害予防計画	自然災害応急対策	事故災害応急対策	災害復旧・復興対策	付編 1	付編 2
-----	--------	----------	----------	-----------	------	------

第1編 総 則

第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自らの命は自らが守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。この際、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。また、消防機関等の整備、区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実並びに住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市が保有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。また、災害応急対策においては、関係機関が実施する災害危険性の予測を踏まえ、先行的に安全施策を講ずる。

2 市民

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には「自らの命は自らが守る」という意識で行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ① 防災訓練や防災講習等への参加
- ② 地域の地形、危険場所等の確認
- ③ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 災害への備え

- ① 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- ② 避難場所、避難経路の確認
- ③ 家族との安否確認方法の確認
- ④ 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- ⑤ 災害時に必要な情報の入手方法の確認

(3) 地域防災活動への協力等

- ① 地域の防災活動等への積極的な参加
- ② 初期消火、救出救護活動への協力
- ③ 避難行動要支援者への支援

- ④ 地域住民による避難所の自主的運営
- ⑤ 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

3 事業者

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

特に、被害想定区域内に所在する要配慮者利用施設、地下街、大規模工場等の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する避難確保計画、浸水防止計画を作成するとともに、避難訓練等を実施して、利用者の安全を確保しなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においても、これらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

（1） 災害等の知識の習得

- ① 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- ② 地域の地形、危険場所等の確認

（2） 災害への備え

- ① 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- ② 事業所等の耐震化・**適正管理**、設備等の転倒・落下防止
- ③ 避難場所、避難経路の確認
- ④ 従業員及び利用者等の安全確保
- ⑤ 従業員の安否確認方法の確認
- ⑥ 最低3日分の生活必需品等の備蓄

（3） 出勤及び帰宅困難者への対応

- ① 発災時のむやみな移動開始の抑制
- ② 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- ③ 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- ④ 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

（4） 地域防災活動への協力等

- ① 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- ② 初期消火、救出救護活動への協力
- ③ 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

4 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

総
則

災害
予
防
計
画

自然
災
害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

付
編
1

付
編
2

第1編 総 則

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

災害に対し、市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 池田市

(1) 各部共通事項

- ① 業務継続計画（BCP）、応援・受援計画に関すること
- ② 市内の被害状況調査及び情報収集に関すること
- ③ 避難、誘導、保護に関すること
- ④ 避難所の開設、管理、情報収集に関すること
- ⑤ 避難者の確認等取りまとめに関すること
- ⑥ 所管する施設の被災状況調査及び応急対策に関すること
- ⑦ 関係機関との連絡、調整に関すること
- ⑧ 他部局応援に関すること
- ⑨ 被災者台帳の整備に関すること
- ⑩ 罹災証明の調査支援に関すること
- ⑪ 市長の特命事項に関すること

(2) 総合政策部

- ① 池田市防災会議に係る事務に関すること
- ② 防災組織の整備に関すること
- ③ 防災に係る調査研究、意識の向上及び訓練に関すること
- ④ 自主防災組織の育成、指導に関すること
- ⑤ 災害用物資等の備蓄に関すること
- ⑥ 通信施設等の整備に関すること
- ⑦ 気象予警報等の収集に関すること
- ⑧ 災害対策本部の庶務に関すること
- ⑨ 防災関係機関との連絡、調整に関すること
- ⑩ 他市町村との相互応援要請に関すること
- ⑪ 自衛隊との連絡、調整に関すること
- ⑫ 災害救助法に関すること
- ⑬ 災害記録に関すること
- ⑭ 災害広報に関すること（安否確認情報の公表を含む）
- ⑮ 報道機関との連絡に関すること
- ⑯ 市民相談に関することと

- ⑰ 災害時の情報施策に関すること
 - ⑱ 被害情報等の取りまとめに関すること
 - ⑲ 災害対策関係予算その他財務に関すること
 - ⑳ 府に対する緊急要望に関すること
 - ㉑ 大規模な災害の被災地における借地借家法に関する特別措置法に関すること
 - ㉒ 応急救助用食料の確保、調達の補助に関すること
 - ㉓ 被災住宅に対する災害特別融資に関すること
 - ㉔ 仮設トイレの設置に関すること
 - ㉕ 住宅復興計画の策定、推進に関すること
 - ㉖ 被害調査、罹災証明に関わる調査支援に関すること
- (3) 総務部
- ① 庁舎等の防災対策に関すること
 - ② 車両の調達計画に関すること
 - ③ 課税対象物の被害調査及び市税の減免に関すること
 - ④ 被害調査の支援及び罹災証明に関わる計画・調査に関すること
 - ⑤ 災害時の緊急物資の調達に関すること
 - ⑥ 救助物資等の緊急輸送に関すること
 - ⑦ 災害時における職員の服務、厚生等に関すること
 - ⑧ 職員参集状況の把握に関すること
 - ⑨ 罹災証明の発行に関すること
- (4) 市民活動部
- ① 行方不明者等の名簿照会・安否に関すること
 - ② 災害時の遺体対策計画に関すること
 - ③ 商工業被害の取りまとめ及び関係機関との連絡、調整に関すること
 - ④ 中小企業に対する災害特別融資に関すること
 - ⑤ 応急救助用食料の確保、調達に関すること
 - ⑥ 海外からの支援団の活動支援に関すること
 - ⑦ 男女共同参画の観点からの災害対応の周知等に関すること
- (5) 福祉部
- ① 所管福祉施設入所者の避難計画に関すること
 - ② 要配慮者の避難、保護、介護に関すること
 - ③ 要配慮者等に対する福祉サービスに関すること
 - ④ 避難者等への生活必需品、その他救助物資の調達・配布に関すること
 - ⑤ 災害援護資金の貸付、見舞金等の支給に関すること
 - ⑥ 更正資金の貸付に関すること
 - ⑦ 義援物資、義援金に関すること
 - ⑧ 国民健康保険料等の減免に関すること

第1編 総 則

- ⑨ ボランティア活動の調整・実施に関すること
- (6) 子ども・健康部
 - ① 保育施設等の被害調査及び応急対策に関すること
 - ② 園児の避難に関すること
 - ③ 園児の就学援助に関すること
 - ④ 園児の救護及び生活指導、動態把握に関すること
 - ⑤ 医療救護活動に関すること
 - ⑥ 避難所の保健指導に関すること
 - ⑦ 新型コロナウイルス感染症に関すること
- (7) まちづくり環境部
 - ① 市街地の不燃化に関すること
 - ② 住宅の応急修理に関すること
 - ③ 被災市営住宅の応急対策、復旧計画に関すること
 - ④ 応急仮設住宅に関すること
 - ⑤ 環境衛生対策に関すること
 - ⑥ 公共環境保全に関すること
 - ⑦ 有害物質保有施設の管理及び指導に関すること
 - ⑧ 防疫に関すること
 - ⑨ ごみ、し尿、廃棄物の処理に関すること
- (8) 都市整備部
 - ① 建築物の耐震化に関すること
 - ② 宅地防災パトロールに関すること
 - ③ 応急危険度判定に関すること
 - ④ 建築物の二次災害の防止に関すること
 - ⑤ 道路（避難路、市指定緊急交通路等）の整備に関すること
 - ⑥ 市有公共土木施設等の二次災害の防止に関すること
 - ⑦ 通行規制、道路交通の確保に関すること
 - ⑧ 道路及び道路占用物の被害収集、取りまとめに関すること
 - ⑨ 市管理河川の整備に関すること
 - ⑩ 水防に関すること
 - ⑪ 急傾斜地、地すべり、山くずれ及び土石流に関すること
 - ⑫ 水防区域、浸水予想地域の監視、警戒及び防ぎょ活動に関すること
 - ⑬ 河川、水路の被害収集、取りまとめに関すること
 - ⑭ 河川、水路の災害復旧に関すること
 - ⑮ 災害復旧事業に関すること
 - ⑯ 山地災害に関すること
 - ⑰ 公園（広域避難地、一時避難地）の整備、管理に関すること

- ⑮ ため池、農業用施設等の防災に関すること
- ⑯ 農業被害の取りまとめ及び関係機関との連絡、調整に関すること
- ⑰ 被災農業者に対する災害融資に関すること
- (9) 消防本部
 - ① 消防力の強化に関すること
 - ② 救助・救急体制の充実に関すること
 - ③ 建築物等の火災予防に関すること
 - ④ 危険物・高圧ガス・火薬類の災害予防に関すること
 - ⑤ 毒物・劇物の災害予防に関すること
 - ⑥ 被災状況調査及び災害防ぎょ活動に関すること
 - ⑦ 消火、救助・救急、水防活動に関すること
 - ⑧ 林野火災対策に関すること
 - ⑨ 消火活動に係る応援要請に関すること
 - ⑩ 消防関係機関との連絡、調整に関すること
- (10) 上下水道部
 - ① 上下水道施設の耐震化等に関すること
 - ② 水道水の供給確保に関すること
 - ③ 上下水道施設被害の取りまとめに関すること
 - ④ 応急給水及び応急復旧に関すること
 - ⑤ 上下水道の応援要請に関すること
 - ⑥ 上下水道施設の災害復旧事業計画に関すること
 - ⑦ 水防区域、浸水予想地域の警戒、監視及び防ぎょ活動に関すること
- (11) 市立池田病院事務局
 - ① 災害時の医療体制の整備計画に関すること
 - ② 医療情報の収集に関すること
 - ③ 医療用資機材・医療品の調達等に関すること
 - ④ 医療機関等への被災者の受入、治療状況等の把握に関すること
 - ⑤ 池田保健所、医療機関、医師会等との連絡調整に関すること
 - ⑥ 被災地での感染症予防等に関すること
 - ⑦ 医療救護所、医療救護班の受け入れに関すること
- (12) 管理部
 - ① 教育施設等の被害調査及び応急対策等に関すること
 - ② 被災児童・生徒・園児の就学援助に関すること
 - ③ 指定避難所及び救護所等の開設と管理に対する協力に関すること
- (13) 教育部
 - ① 防災教育に関すること
 - ② 災害時の応急教育に関すること
 - ③ 児童・生徒・園児の避難に関すること

第1編 総 則

- ④ 被災児童・生徒・園児の救護及び生活指導、動態把握に関すること
- ⑤ 文化財の応急対策に関すること

2 指定地方行政機関

- (1) 厚生労働省大阪労働局池田公共職業安定所
被災者、失業者の雇用促進
- (2) 農林水産省近畿農政局大阪支局
災害時における米穀の供給、緊急引き渡し措置
- (3) 国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所
管理河川の防災計画
- (4) 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所
管理道路の防災計画
- (5) 国土交通省大阪航空局大阪空港事務所
災害時の航空輸送調整
- (6) 大阪管区气象台
災害に係る気象、地象、水象等に関する観測、予報、警報等の発表及び伝達

3 大阪府

- (1) 池田土木事務所
 - ① 災害予防、災害応急対策に関する市及び関係機関との連絡調整
 - ② 府所管の公共土木施設の防災対策及び復旧
- (2) 池田保健所
 - ① 災害時における医療救護活動全体の調整
 - ② 災害時における保健衛生対策と活動
- (3) 大阪府警察（池田警察署）
 - ① 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
 - ② 被災者の救出・救助及び避難の指示
 - ③ 交通規制・管制
 - ④ 遺体の検視（見分）等の措置
 - ⑤ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持
 - ⑥ 災害資機材の整備
- (4) 北部農と緑の総合事務所
府所管のため池防災対策に関すること

- 4 自衛隊（陸上自衛隊第36普通科連隊）
災害救助及び災害復旧活動

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）

- ① 空港周辺の航空機災害の予防に関すること
 - ② 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
 - ③ 空港周辺の航空機災害の応急対策に関すること
 - ④ 災害時における輸送確保に協力すること
 - ⑤ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること
- (2) 日本赤十字社大阪府支部池田市地区
- ① 災害医療体制の整備に関すること
 - ② 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
 - ③ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
 - ④ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
 - ⑤ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
 - ⑥ 救援物資の備蓄に関すること
- (3) 西日本電信電話株式会社関西支店
- ① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
 - ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること
 - ③ 津波警報、気象警報の伝達に関すること
 - ④ 災害時における重要通信確保に関すること
 - ⑤ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
 - ⑥ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
 - ⑦ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
- (4) 日本郵便株式会社
- ① 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること
 - ② 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること
 - ③ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
- (5) 大阪ガスネットワーク株式会社
- ① ガス施設の整備と防災管理に関すること
 - ② 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
 - ③ 災害時におけるガスの供給確保に関すること
 - ④ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (6) 関西電力送配電株式会社
- ① 電力施設の整備と防災管理に関すること
 - ② 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
 - ③ 災害時における電力の供給確保に関すること
 - ④ 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- (7) 土地改良区
- 農業用施設の防災管理及び災害時における応急対策
- (8) 阪急電鉄株式会社
- ① 鉄道施設の防災管理に関すること

第1編 総 則

- ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- ④ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- ⑤ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(9) 阪急バス株式会社

- ① 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ② 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

(1) 一般社団法人池田市医師会

- ① 災害時における医療救護の活動に関すること
- ② 負傷者に対する医療活動に関すること

(2) 池田市農業委員会

災害時の農地等の利用調整

(3) 農業協同組合

- ① 営農対策及び被害調査等に係る協力
- ② 被災農家に対する救護活動
- ③ 緊急資機材、物資の確保、販売

(4) ため池管理者、水利組合

- ① ため池、水利施設の防災対策及び被害調査等に係る協力
- ② 消防水利、飲料水の確保に係る協力

(5) 社会福祉法人池田市社会福祉協議会

- ① 災害時における社会福祉関係の応急対策に係る協力
- ② 災害ボランティア活動の窓口等受入れ活動
- ③ 災害募金、義援物資等募集活動

(6) 防災上重要な施設の管理者

危険物施設等防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には被害の拡大を防御するために災害応急対策を実施するものとする。

また、市及び防災関係機関が行う防災活動について協力するものとする。

(7) その他団体等

町内会、自治会、避難所運営協議会、自主防災組織、婦人会、教育関係団体及び会社等は、その地域社会における相互援助的な自主（自立）活動を行うとともに、防災関係機関が行う応急対策に協力するものとする。

第5節 池田市の概況

1 位置

本市は大阪の西北部に位置しており、西端は猪名川で兵庫県川西市と、北部は箕面市、東部から南部は豊中市とそれぞれ隣接している。

【位置】

経 度	最東 135° 27′ (畑 3 丁目 27 番地先)	最西 135° 25′ (桃園 1 丁目 3427 番地先)
緯 度	最南 34° 47′ (空港 2 丁目 546 番地先)	最北 34° 52′ (伏尾町 25 ～ 1 番地先)

【地勢】

広ぼう km		海拔 m		市域面積 km ²
東西	南北	最高	最低	
3.82	10.28	483.9	14.4	22.14

2 地形・地質

本市の地形は、山地、台地、低地に大きく区分される。山地はいずれも標高 300 ～ 400m 前後で五月山と伏尾付近に分布し、北摂山地に属している。

台地は、猪名川、余野川、箕面川等の河川の堆積作用によって形成された段丘地形であり、五月山南部、余野川及び箕面川の両岸に分布する平坦な地形である。

低地は、猪名川、余野川、箕面川沿いの氾濫平野を主体とする低平な地形である。地質をみると、古生代及び中生代に堆積した砂岩、粘板岩、緑色岩等からなる丹波層群が基盤をなしており、山地となっている。

砂礫^{れき}層や粘性土層から構成される大阪層群はよく締まった地層で、一般に丘陵地や山麓地を形成する。

段丘層は、台地を形成する砂礫層であり、阪急宝塚線沿い等に広がっている。沖積層は、猪名川や余野川沿いに分布する軟弱な地層で、低平な地形をなしている。

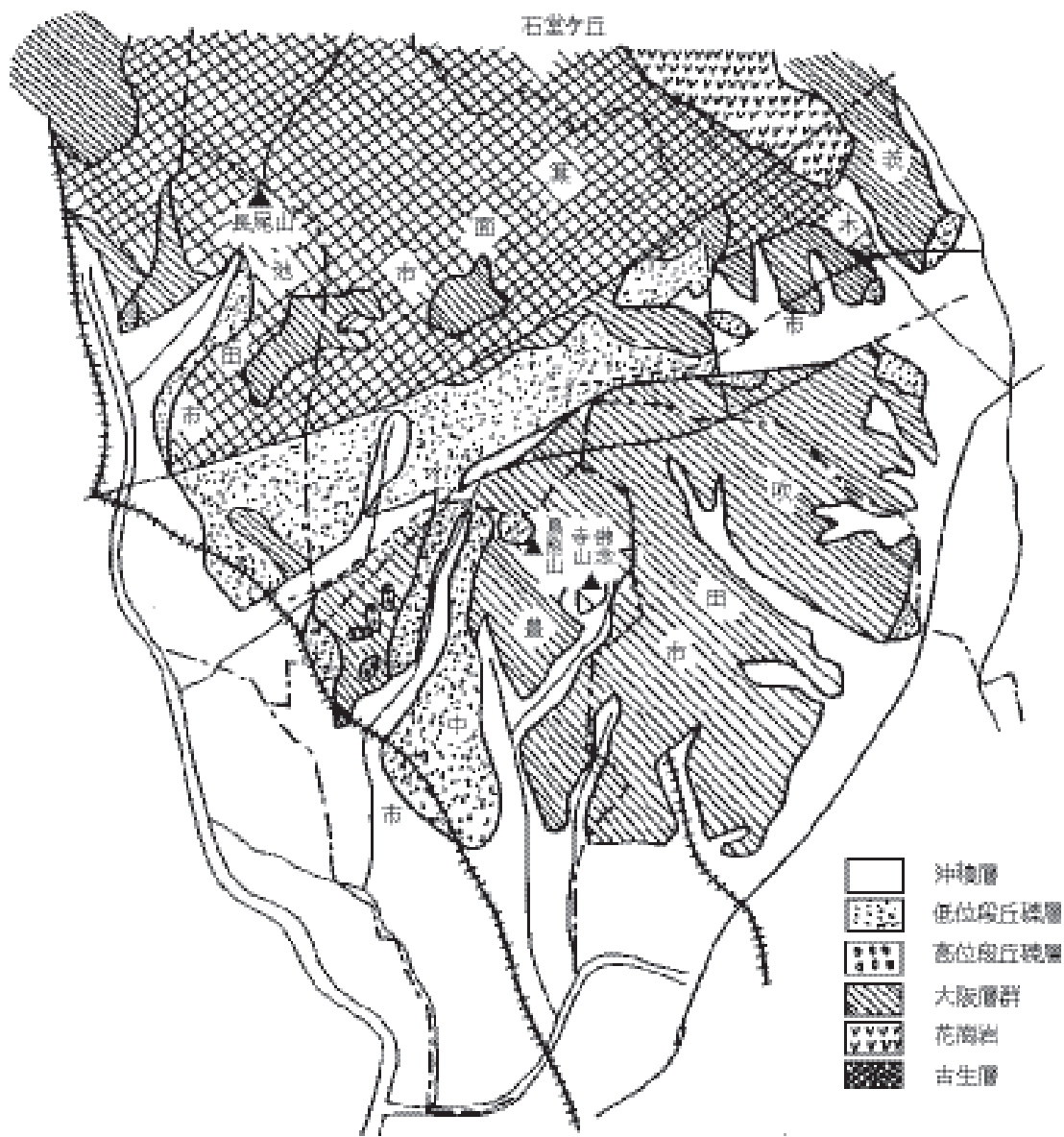
3 気象

本市の気候は瀬戸内式で、年平均気温が 16.0℃、最高・最低気温はそれぞれ 33.4℃、0.5℃となっている。

降水量は、年平均 1,280.4 ミリであり、日最大降水量は 129 ミリを記録している。時期的には 6 月下旬を中心とする梅雨、8 月下旬を中心とする台風期に集中して降る傾向がある。

また、風向きは、夏季は南西、冬季は北西～北北西が多く、平均風速は 2.8 メートルである。

第1編 総 則



沖 積 層	海岸平野や河、谷、湖、沼沿いの低地を構成している地層。地下にごくやわらかい地層をはさんでいることが多く、震害、不等沈下による災害、地盤沈下等になやまされる軟弱地盤となっている。
大阪層群	沖積層によく似た地層・砂礫層に粘土質が入っている地層
礫 層	砂利が堆積してできた地層。水を通しやすく山腹や台地の縁にみられるときは豪雨時の崖崩れ等の原因となる。
段 丘 層	継続的な地殻運動（隆起）と浸食等で形成された階段状の地形

4 災害危険地域

市内の主たる低地（沖積層）を形成する猪名川、余野川、箕面川沿いに扇状に広がった氾濫平野は、主に砂、シルト、粘土から構成され、一般的に未固結で軟弱なことから不同沈下を起こしやすく、砂質地盤や旧河道（神田4丁目、ダイハツ町の一部）では液状化も考えられ、他の地域に比べ地震に弱い構造となっている。また、これらの地域の内、木造建築率が高く、人口分布密度の高い阪急池田駅北側や阪急石橋阪大前駅西南一帯の市街地では、消防水利、道路状況等の観点からも火災の延焼が懸念されるところである。

一方、五月山を中心とする山地は、古生代及び中生代に堆積した砂岩、粘板岩、緑色岩等からなる丹波層群（古生層）が基盤となっており、粘板岩で構成されている地盤には脆さがあるものの一般的には固い。しかしながら山麓の急斜面地や溪流部では、表土崩落に伴う土砂災害、出水に十分留意を要するところである。

5 池田市における活断層

既存の資料によると、本市には有馬 - 高槻断層帯の一部である五月丘断層が五月山南麓を、また野畑断層が国道171号沿いを通っており、さらに、五月山西麓を余野川に沿う形で五月山活断層が走っている。周辺地域には、坊島断層、安威断層、如意谷断層、佛念寺山断層等数多くの断層が走っている。

文禄5年（1596年）の慶長伏見地震では、京都盆地から大阪、神戸にかけての地域で大きな被害が発生したが、この地震は、有馬 - 高槻断層帯及び六甲・淡路島断層帯を震源断層として発生した可能性が高い。また、平成7年（1995年）の兵庫県南部地震は、本地震で破壊された六甲・淡路断層帯の地下深くの滑り残しが原因で発生したとする説が発表されている。

第6節 災害形態

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的な特性に、人口、家屋の集中等の社会的な危険性や、過去において発生した災害履歴を総合的に勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次の通りであり、これらの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）についても考慮する。

- ① 地震
- ② 風水害
- ③ 大規模火災
- ④ 中高層建築物災害
- ⑤ 危険物等災害
- ⑥ 航空機災害

総 則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第1編 総 則

第7節 被害想定

本市では、台風や大雨によって起こる内水氾濫・洪水（河川氾濫）・土砂災害、地震によって起こる揺れ・液状化・ため池決壊の被害が想定される。

1 地震

- (1) 大規模地震（直下型）の被害想定（大阪府）
- (2) 大規模地震（海溝型）の被害想定（大阪府）

2 風水害

- (1) 淀川水系猪名川下流ブロック洪水浸水想定区域図（大阪府）
- (2) 猪名川・藻川洪水浸水想定区域図（国土交通省近畿地方整備局）
- (3) 大阪府内の土砂災害防止法の指定区域（大阪府）
- (4) 池田市内水ハザードマップ（上下水道部）
- (5) 池田市ため池ハザードマップ（都市整備部）

第8節 災害に対するビジョン

地震、台風、集中豪雨といった災害の誘因となる自然現象を制御することは不可能であることから、災害時には命を守り・つなぐとともに、被害を最小化し、行政機能や経済活動機能の維持を図り、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害の規模に影響する地形、居住環境等の自然的、社会的な災害素因を把握し、広く地域の危険性を共有することにより、災害の予防、応急、復旧・復興の各段階において官民一体となった危機管理体制の確立を図る。この際、災害後の振り返りや教訓分析、危機管理に関する最新の調査研究、情報通信技術等の技術革新を市の防災対策に反映し、実効性の向上に努める。

そこで、本計画では、次の事項を災害に対するビジョンとして定め、各種施策を推進する。

1 災害に強いまちづくり（災害予防）

災害予防段階としてのハード整備を実施する。ハード対策とともに、人命を守ることを最優先に被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせることで減災をめざす。

2 「自分で守るそしてみんなで守る」体制づくり（災害予防、応急対策）

住民による防災活動や地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、防災に関わる住民や事業者、ボランティア、各防災機関等は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく。

3 災害への迅速かつ的確な対応（応急対策、復旧・復興対策）

災害時には、災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、避難誘導や要配慮者の保護、正確で詳細な情報収集を行い、関係機関での情報共有により、最優先で人命を確保するため適切に人材・物資等を配分する。

被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。

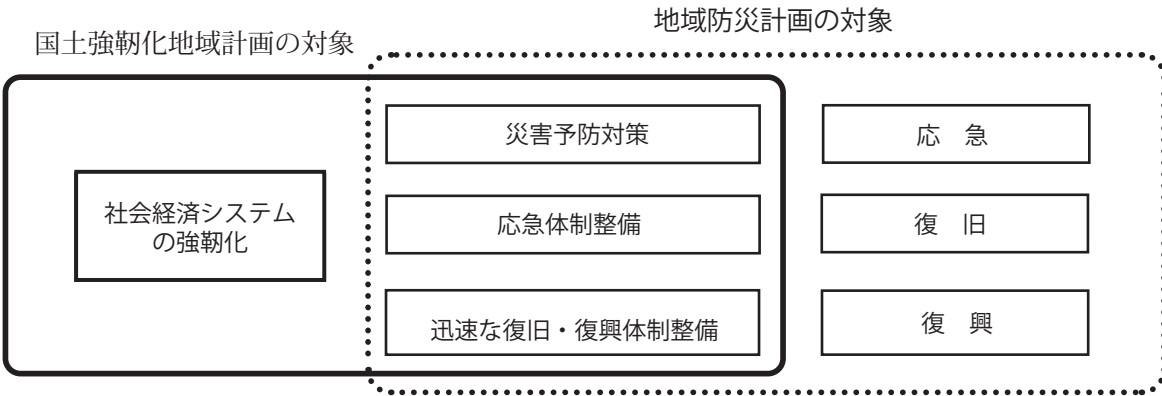
復旧・復興に当たっては、ライフライン施設等の早期復旧とともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行う。

第 9 節 国土強靱化地域計画との連携

本計画に基づく防災対策の推進、特に災害予防対策の推進、応急体制の整備、迅速な復旧・復興整備に当たっては、アンブレラ計画である国土強靱化地域計画との連携・調和を図るも

【国土強靱化地域計画との関係】

項 目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討対象	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	自然災害及び事故災害
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	事前に取り組むべき具体的施策	災害の種類ごとの対策や対応
施策の重点化	あり	なし



のとする。国土強靱化地域計画との関係は下表のとおりである。

第 10 節 計画の修正

池田市防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画に努める。

修正にあたっては、他自治体の実災害対応などを生きた教訓として活用するとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大など、自然災害に複合して発生した場合に重大な脅威となる事項についても考察範囲に含める。

第2編

災害予防計画

第2編 災害予防計画
第1章 災害に強いまちづくり
第1節 都市防災化計画

建築物の耐震化、不燃化、都市空間の確保と整備等により、総合的かつ面的な都市環境の整備、防災対策の改善を図り、都市の防災化を推進する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府都市整備部）を活用するものとする。

市は、災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、防災・福祉・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

さらに、「災害危険度判定調査」の結果を踏まえ、「防災都市づくり計画」の策定に努める。なお、既存建築物の耐震化については、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修推進計画）」と連携を図るとともに、「第2期池田市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき促進する。

1 防災空間の整備

避難場所、火災延焼防止帯、救援活動、物資搬入等の拠点として、災害発生時に極めて重要かつ多様な役割を果たす公園、緑地等のオープンスペースを効果的に配置し整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

- 都市公園等を効果的に配置し、緑地や並木など市街地における緑化や緑の保全を推進する。
- 公園等公共施設の整備に当たっては、植樹とあわせて、給水栓、トイレ等衛生設備や防火水槽等の防火設備の設置を推進する。

さらに、防災機能向上として、耐震性貯水槽を設置し、生活用水や防火用水の確保や必要に応じて、防災あづま屋やかまどベンチなどの設置を図る。

- 市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

2 市街地の整備促進

- (1) 市街地における火災の危険を防除するため、現在、商業地域には防火地域を、近隣商業地域と容積率が300%以上の一部の区域には準防火地域を指定しているが、建ぺい

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり

率 60%以上の区域については、準防火地域の拡大を検討する。

- (2) 狭あい道路や老朽化した家屋が多く、防災上課題を抱える地域では、個別建て替えの誘導や狭あい道路の解消などによる防災力強化の検討を重点的に進める。
- (3) 老朽住宅の除却推進の強化のため、除却に特化した活用しやすい補助制度の導入を図る。
- (4) 増加する空き家等への対応のため、特定空き家等に対する措置や空き家等の活用の促進などの効率的な空き家対策を推進する。

3 道路、橋梁の整備

避難路、延焼遮断帯、消防・救急活動経路等の機能確保のため、神田池田線をはじめとする都市計画道路、橋梁の効果的な整備に努める。

- (1) 道路については、延焼防止効果や耐震化の観点も含めて整備を図る。
 - 広幅員道路とし、沿道の不燃化、倒壊物対策を推進する。
 - 避難者の安全を確保するため、歩道整備に努める。
 - 路上駐車、不法設置物の減少に努める。
- (2) 地下埋設物、道路占用物、立体構造施設、街路樹等について現状の把握及び道路管理者との協議を行い、緑化や幅員の確保を図る。
- (3) 道路橋、高架道路の耐震対策を進める。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を実施する。

4 ため池の耐震対策の推進

ため池の管理者、所有者、占有者に対し維持管理の徹底と耐震対策の実施及び災害時における消火用水、生活用水利用などについて協力を要請する。

5 建築物の耐震・不燃化

地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震・不燃化の推進に努める。市街地における火災の危険を防除するため、防火地域等の指定を行う。

(1) 既存建築物の耐震化の推進

ア 公共建築物

昭和 56 年の新耐震基準（建築基準法）施行以前に建てられた建築物を重点に、「第 2 期池田市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断及び必要な耐震改修の促進を図る。

- 公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施を図る。
- 公営住宅については、池田市市営住宅長寿命化計画に基づき、耐震化を推進する。
- 耐震補強等に併せて、各設備の耐震化、多重化（ループ化）についても検討を進める。

イ 民間建築物

昭和 56 年以前の建築物を重点に耐震改修を促進するため、所有者に対する指導・助言、地域や府と連携した取り組みの推進を行う。

- すべての既存建築物に対する耐震診断、耐震工法の普及啓発
- 耐震診断費用等補助制度の普及
- 特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等多数の人が利用する建築物）の耐震診断・改修の指導・助言

6 建築物の安全性に対する指導等

建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備、安全対策等について、建築基準法等に基づく指導助言を行う。

市及び建築物の所有者等は、強風等による屋根瓦の脱着・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等のユニバーサルデザイン化を促進する。

- 「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）の指定による構造制限等
- 特殊建築物の定期調査、検査報告制度の啓発（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）
- 都市施設の福祉対策に関する協議・指導
- 液状化対策の啓発
- 高層建築物等の防災計画書作成指導の推進
- 建築物防災週間を通じた防災査察の実施等

7 空家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

8 文化財

市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- 文化財に対する市民の防災意識の普及と啓発
- 所有者等に対する防災意識の啓発
- 防災関係機関との連携による予防体制の確立
- 消防用設備の整備、保存・保管施設等の充実

第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり

9 倒壊物・落下物等の防止

ブロック塀、石塀、土塀等の倒壊及び屋外広告物、中高層建築物の窓ガラス、老朽建築物の壁面等の落下による被害を防止するため、所有者、占有者による自主的な点検と補強について啓発を行う。

10 ライフライン災害予防対策

上下水道、電気、ガス、通信及び放送に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設及び設備の整備と保全に努めるものとする。

(1) 水道

災害による断水、漏水を防止するため、水道施設及びその設備の強化と保全を推進する。

- ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- イ 重要度の高い施設及びその設備の耐震化を促進する。特に管路には、耐震管及び十分な耐震性能を有する材料等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - 主要管路等、重要度の高い基幹施設の耐震化
 - 医療機関、社会福祉施設、その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- ウ 管路の多重化（連絡管等の整備）及び自己水の活用等バックアップ機能を強化するなど水源の複数化等による補完機能の強化
- エ 常時監視、及び巡回点検を実施し、各施設及び設備の維持、保全に努める。
- オ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- カ 市内配管図等復旧に必要な図面、書類は、災害時の危険負担を考慮し、分散して保管する。

(2) 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を避けるため、下水道施設の強化と保全に努める。

- ア **下水道施設**の改築・更新に当たっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」（日本下水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- イ **老朽化した下水道施設について**、「ストックマネジメント計画」に基づき計画的に改築を行う。
- ウ 下水処理機能の確保のため必要な防災対策として、下水道施設の耐震化を促進する。
特に下水道システムの急所施設、重要施設に接続する管路の耐震化を優先的に推進する。
- エ 管渠及び終末処理場をネットワーク化し、流入・流出量、水質等の管理情報や水防情報が常に把握できるよう集中監視システムの整備に努める。
- オ 市内配管図等復旧に必要な図面、書類等は、震災時の危険負担を考慮し、分散して保管するとともに、下水道台帳システムを有効活用し、情報管理の高度化を図る。

- (3) 電力（関西電力送配電株式会社）
- 災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設及び設備の強化と保全に努める。
- ア 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備については、台風、地震等の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- イ 電力供給系統の多重化を図る。
- ウ 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）
- 災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設及び設備の強化と保全に努める。
- ア ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- イ 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- ウ ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設及び設備の維持、保全、並びに常時監視を行う。
- エ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- (5) 電気通信（西日本電信電話株式会社）
- 災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。
- ア 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
- 豪雨、洪水に備えて、電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
 - 暴風に備えて、電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- イ 電気通信システムの高信頼化
- 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - 主要な中継交換機を分散設置するとともに、安全な設置場所を確保する。
 - 主要な電気通信設備について、非常電源を整備する。
 - 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
 - 携帯電話基地局の強靱化を図るなど、府及び市町村の庁舎等・その他の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。
- ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
- 電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり

エ 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び通信網装置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

(6) 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

11 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理するため、施設強化、災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

し尿処理施設、ごみ処理施設ともに、施設整備に当たっては耐震性ととも浸水対策等の配慮に努め、既存施設については耐震診断の実施などにより耐震性向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。また、災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策を含めた災害対応マニュアルを整備し、補修資材や通常運転に必要な燃料、薬剤などの資材の確保、施設の被災に備えた周辺市町村との協力体制の整備に努める。

(1) し尿処理

ア 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ 府と連携し、仮設トイレの必要数の確保に努める。

ウ 避難者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを速やかに設置するとともに、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

(2) ごみ処理

あらかじめ**仮置場等**の候補地を検討しておく。また、**仮置場等**の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

(3) 災害廃棄物等処理

ア 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

イ 府と連携し、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

ウ 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste.Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第2節 水害予防計画

市及び関係機関は、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等の被害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。水防管理者は、水防法第33条第1項に準じて水防活動上必要な監視、警戒、その他水防上必要な事項について「水防実施計画」を策定する。

1 河川の改修

(1) 猪名川（近畿地方整備局、猪名川河川事務所）

ア 平成19年8月に策定された淀川水系河川整備基本方針により、200年に一度発生する可能性のある降雨（268ミリ／日）による洪水を対象として、計画的な河道改修や洪水調節施設の建設を行う。（猪名川の基準地点小戸において上流域の対象日雨量268ミリとして基本高水のピーク流量を3,500 m^3 ／secとし、このうち洪水調節施設で、1,200 m^3 ／secを調節し、計画高水流量を2,300 m^3 ／secとする。）

イ 気候変動による豪雨災害が激甚化、頻発化する状況を踏まえ、令和3年8月に変更した淀川水系河川整備計画に基づき、戦後最大洪水である昭和35年8月の台風16号の降雨量を1.1倍とした洪水（基準地点小戸で2,300 m^3 ／sec）を安全に流下させるため、河道掘削等の河川改修を行う。

ウ 流域対策として、猪名川流域整備計画（昭和57年3月策定）に基づき、関係地方公共団体及び地域住民とともに、流域貯留施設の整備をはじめ流出抑制策等必要な対策を進める。

(2) 余野川、箕面川、石澄川（大阪府）

ア 100年に一度の確率規模の降雨（1時間雨量80ミリ程度）に対応できるよう計画的な河川改修を実施する。

イ 当面はおおよそ10年に一度の確率規模の降雨（1時間雨量50ミリ程度）に対応できるよう治水施設の整備を進める。

- ＊ 余野川：改修について50ミリ対策は概成している。
- ＊ 箕面川：石橋の基準地点の高水量を400 m^3 ／sec（100年確率）として河川改修が進められている。また、治水専用ダムとして昭和47年度から建設に着手していた箕面川ダムが昭和57年度に完成している。
- ＊ 石澄川：河川改修については概成

(3) 市管理河川

市管理河川は、河川改良事業を積極的に推進してきた結果、普通河川の改修状況は、すべて完了しているが、今後ますます都市化されていく中で、全河川の改修や貯留施設の整備を推進する。特に、準用河川江原川においては、平成9年度より10年に一度の

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり

確率規模の降雨（1時間雨量 50 ミリ程度）に対応すべく改修を実施した。

2 下水道の整備

市街地における浸水被害の軽減を図るため、雨水排水整備計画に基づき、下水道雨水幹線や水路等の整備を進める。

また、近年、集中豪雨やゲリラ豪雨による浸水被害が発生しているため、シミュレーションを実施し浸水（内水）ハザードマップを作成し、大雨の際、下水道管などから溢れ出した水により浸水するおそれのある地域や避難に関する情報を公開し、市民の浸水に対する備え等に役立てる。

3 農地等防災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による農地等の冠水被害を防止するため、ため池堤防の強化、農業用排水路の整備を推進する。

- 農業用排水路、排水施設の整備を進める。
- ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要な水防ため池を中心にハザードマップを作成し、改修補強工事を実施する。
- 市は、地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システム等により、府等との速やかな情報共有に努める。

4 水害減災対策の推進

国、府による洪水予報、水位周知河川の避難判断水位及び氾濫危険水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示に対応して、市では避難体制の整備等を行う。

(1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な指定緊急避難場所の確保

市は、浸水想定区域において、次の事項を定め、**浸水した場合に想定される水深、浸水範囲を明らかにするほか**、住民に周知させるため「池田市ハザードマップ」を作成し、市内全戸に配布するとともに市ホームページに掲載する。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内の地下階等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

(2) 洪水リスクの周知

公表された洪水リスクを住民にわかりやすく周知するため、防災関連情報を付記した「池田市ハザードマップ」を作成・配布するとともに、防災訓練や出前講座等の機会を

第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり

通じてその内容の普及・徹底に努める。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、「自らの命は自らが守る」という考え方の下、住民1人ひとりが居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるようにするとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

また、「池田市マイタイムライン」を普及し、避難情報に応ずる具体的な避難行動を記入して携行し、災害発生時に自分自身の行動マニュアルとして活用できるようにする。

(3) 防災訓練の実施・指導

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

ア 浸水想定区域内に位置し、本計画（関係資料）に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

イ 浸水想定区域内に位置し、本計画（関係資料）に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じ、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画（関係資料）に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を策定し、それに基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり

第3節 土砂災害予防対策の推進

府、市及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を推進する。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

なお、昭和41年度以降、土砂災害に対する警戒避難体制の整備等に資することを目的に「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」が調査・公表されてきた。

この仕組みは、平成13年の土砂災害防止法の施行により、同法に引き継がれたが、これに基づく土砂災害警戒区域等の指定が令和3年度末までに概ね完了したことを受け、国から地方自治体に対し、令和6年度以降、上記の名称を使用しないこと及び「土砂災害警戒区域（土石流）」より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶことが通知された。

1 土砂災害警戒区域等における防災対策

（1）土砂災害リスクの周知及び情報、警報等の伝達

警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を、印刷物の配布などにより住民に周知する。また、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

（2）ソフト対策の推進

土砂災害特別警戒区域に建築物が掛かる新築、増築等を行う場合には、必要に応じて建築基準法に基づく建築規制を行う。土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある地区等についての危険の周知、警戒・避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

（3）避難確保計画の作成等

土砂災害警戒区域内に位置し、本計画（関係資料）に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員

等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

2 山地災害対策

- (1) 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するため必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。
- (2) 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。
- (3) 府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。さらに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。
- (4) 府及び市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。
- (5) 府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

3 宅地造成及び盛土等対策

- (1) 府は、令和6年4月以降、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という）に基づき、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを「宅地造成工事規制区域」（第10条）に、市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼし得るエリア等を「特定盛土等規制区域」（第26条）に指定し、同法の運用を開始する。
- (2) 市は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- (3) 府及び市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- (4) 府（政令市及び中核市を含む）は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。市は、国や府の地震被害想定に含まれる液状化発生の危険性の情報を「池田市ハザードマップ」に含め公表する。

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり

- (5) 府および市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、府から助言や支援を受ける。

第4節 火災予防計画

火災の防止に関わる、基本的事項として、出火防止、初期消火の徹底、延焼阻止並びに負傷者の救出等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の設備や各種資機材の充実に努めるとともに、活動体制及び消防相互応援体制の整備、充実に図る。

1 消防力の強化

(1) 消防施設等の充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」（改正平成31年3月31日、消防庁告示第4号）に基づき、消防車両などの消防施設の整備、警防戦術及び資機材の高度化等、総合的消防力の充実に図る。

(2) 消防水利の確保

ア 防火水槽及びプールのほか、河川、ため池、農業用水路などの自然水利の活用など、地域の実用に応じて、消防水利の多様化を図る。また、空中消火用水の確保のため活用可能な池等を指定する。

イ 消火栓及び耐震性貯水槽の計画的な整備、拡充を図る。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化を推進する。

ア 若手リーダーの育成、青年層を含めた住民の消防団活動への参加促進等により、組織強化を推進する。

イ 消防車両・可搬式ポンプ・車載無線などの防災資機材の充実強化を図る。

ウ 府、公益財団法人大阪府消防協会と連携して、消防団員の防災に関する知識及び技能向上を図るため、教育訓練を実施する。

エ 消防団が地域に、より密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

2 広域消防応援体制の整備

(1) 市町村相互の応援協定の連携・強化に努めるとともに、受入れ体制の整備を図る。

(2) 他市町村消防本部、池田警察署、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火、救助・救急活動を円滑に行うための体制整備を推進する。

3 防火対象物の火災予防

(1) 防火対象物

ア 火災予防査察の強化

第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり

防火対象物について、消防法に基づく予防査察を強化し、火災発生危険の排除並びに消防用設備等の維持管理の徹底を図る。

イ 防火・防災管理体制の推進

防火対象物並びに一定規模以上の防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法第8条及び第36条の規定による防火管理者及び防災管理者を選任し、防火・防災管理上、必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ウ 防火対象物及び防災管理定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火・防災に対する認識を高め、点検基準適合への取組を推進する。

エ 住宅防火対策の推進

住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

オ 市民、事業所に対する指導

市民、事業所に対し、消火器、消火設備、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの使用法、地震発生時の火気器具の取扱及び安全装置付器具の普及の徹底を図る。

(2) 高層建築物

建築基準法及び消防法等に基づき、高層建築物の所有者等に対し火災の未然防止について指導する。

ア 高層建築物

高さが31 mを超える建築物

イ 所有者等に対する指導

- 消防用設備、防火避難施設、非常用通信設備等の点検・整備の指導
- 教育訓練の実施
- 構造の改善
- 防災計画書(高層建築物等の防災措置に関する要綱)の作成

4 林野火災の予防

- (1) 市、関係機関及び林野の管理者は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

ア 市民、事業所に対する啓発

イ 火災発生危険期における巡視の実施

- (2) 消防力強化のため、防衛資機材の整備と備蓄を推進する。

消火作業機器等の整備、可搬ポンプ、チェーンソー等の作業用機器

第5節 危険物等災害予防計画

危険物施設及び高圧ガス施設等の管理者に対し、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設及び高圧ガス施設等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 危険物災害予防

(1) 規制

- ア 危険物施設について立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。
- イ 危険物施設内で危険物を取り扱う場合は、原則として危険物取扱者の資格を持った者が行い、危険物取扱者以外の者が取り扱う場合には、危険物取扱者の資格を持った者の立会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物積載車両の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- イ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- ウ 危険物災害予防規程の策定を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 危険物施設事業所等に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対し、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

(5) 事業者が行う措置

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 高圧ガス等災害予防

高圧ガス及び液化石油ガス施設の管理者に対し、高圧ガス保安法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、高圧ガス施設等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア 高圧ガスなど施設について立ち入り検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり

イ 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

ア 危害予防規程の策定を指導する。

イ 高圧ガス等関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の機会をとらえ指導を実施する。

(3) 自主保安体制の確立

関係機関の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう協力する。

(4) 啓発

大阪府及び関係機関が実施する各種研修会、講習会に協力するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、広報等を実施し関係者の保安意識の高揚を図る。

3 火薬類災害予防

関係機関と相互に連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

(2) 指導

ア 危害予防規程の策定を指導する。

イ 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

関係機関が実施する保安講習会等に協力し、自主保安活動がより一層充実するように協力する。

(4) 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習への協力、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

4 消防活動阻害物質等災害予防

(1) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、無水硫酸、生石灰、毒物、劇物及びその他消防活動に支障を生ずるおそれのある物質等について、消防法や関係法令により、取扱施設を把握する。

(2) 取扱施設に対し、適宜立入検査を行い、実態把握と適切な取扱及び保安管理を指導する。

(3) これら物質の性質又は取扱数量等により、災害発生時の消防活動に支障を及ぼすおそれのあるものについては、有事に対処するため警防計画等を整備する。

(4) 学校、研究所等の実験、検査用毒物、劇物については、落下等のおそれのない場所に

保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。

- (5) 営業者等に対して、毒物、劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあると認めるときには、池田保健所、池田警察署又は消防本部への届出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

5 管理化学物質災害予防対策

管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた管理化学物質の取扱事業者に対し、同条例に基づく規制を行うとともに、関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害の防止対策について意識の高揚を図る。

- (1) 規制
管理化学物質の排出量等の届出書の提出を徹底させる。
- (2) 指導
 - ア 立入検査を実施し、化学物質の管理の改善を指導する。
 - イ 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
 - ウ 管理化学物質取扱事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際などには、応急措置を講じ、その状況を市及び関係機関へ通報するよう指導する。
- (3) 管理体制の整備
管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。
- (4) 啓発
大阪府による大阪府化学物質管理制度に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーの開催を事業者に周知するとともに、立入検査の実施等により、事業者に対して管理化学物質による災害の防止対策について意識の高揚を図る。

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

第2章 防災体制の整備

第1節 組織体制の整備

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

さらに、防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

1 市の組織体制の整備

(1) 池田市災害対策本部

ア 市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害予防及び災害応急対策を実施するため、池田市災害対策本部を設置する。

市長を本部長とする。

イ 災害対策本部は、その活動の一環として、必要に応じて事前に警戒準備体制をとる。

2 市の動員配備体制の整備

災害時の組織体制は「池田市災害対策用組織編制名簿」によるものとする。

(1) 職員の配備基準

区 分	配備時期				参集要員
	地震 参集要員 (市内)	地震 (市外)	風水害	その他	
警戒準備 体制	震度4の地震が発生	隣接4市に震度5弱の地震が発生、又は大阪府、兵庫県に震度5強以上の地震が発生	警戒レベル2が発表された以降、必要と判断されるとき。	所属長が必要と認めたとき。	所属長があらかじめ指名する者 部局長の判断、指示により増員可
1号配備	震度5弱の地震が発生	隣接4市に震度5強以上の地震が発生	市長が必要と認めたとき。	市長が必要と認めたとき。	1/5～1/2の職員
2号配備	震度5強以上の地震が発生	市長が必要と認めたとき。	災害対策本部が設置されたとき。	災害対策本部が設置されたとき。	全職員

※ 隣接4市：豊中市、箕面市（以上、大阪府）、伊丹市、川西市（以上、兵庫県）

(2) 勤務時間外における動員体制

ア 池田市災害対策用組織編制名簿により任命された災害対策要員のうち、警戒準備体制要員としてあらかじめ指名された職員は、テレビ・ラジオ等の情報により本市域に震度4の地震発生を確認した時、又は隣接4市に震度5弱の地震が発生した時、若しくは大阪府、兵庫県に震度5強の地震が発生した時は、直ちに指定された場所へ出勤するものとする。

イ 池田市災害対策用組織編制名簿により任命された災害対策要員は、テレビ・ラジオ等の情報により本市域に震度5弱以上の地震発生を確認した時、又は隣接4市に震度5強以上の地震が発生した時は、自らや家族等の安全を確認した後、直ちに指定された場所へ出勤するものとする。

ウ 消防等当直者の任務

消防等の当直者は次にかかげる処置をとる。

(消防) 気象情報、災害情報の収集及び被害状況の把握。市役所、池田警察署、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力送配電株式会社等防災機関への連絡調整、被災現場への出勤(市庁舎) 防災担当課長、所属部長への通報、被災情報の収集

(3) 警戒準備体制

災害のおそれがある場合、若しくは予測される場合に、情報の収集と必要な措置を講じるため、総合政策部、都市整備部、上下水道部、その他関係部局に所属する職員の中から、あらかじめ指名する職員により警戒準備を行う。

3 平常時の防災体制

(1) 災害予防計画に基づいた事務の遂行

市の施策全般にわたり、防災の観点を取り入れ、防災対策を推進する。また、各種施策の企画、立案、実施に当たっては、随時検討を行う。

(2) 組織体制の整備

総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

4 地域防災拠点の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点の非構造部材を含む耐震化の推進を図るとともに、地域内輸送拠点を整備する。

この際、施設の高い安全性を確保するよう努めるとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策に努める。

① 備蓄拠点：池田市防災備蓄倉庫のほか、小学校区を単位として、防災倉庫、備蓄倉庫を設置する。

② 活動拠点の整備：市域における自衛隊、消防機関等広域応援部隊の受入れ及び活動拠点の整備に努める。

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

- ③ 地域内輸送拠点の整備：市域における物資の調達、供給活動を実施するための施設として、備蓄・輸送拠点を整備する。

5 装備資機材等の備蓄・整備

防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、備蓄及び整備に努める。特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化を図る。

(1) 資機材等の備蓄及びライフライン確保のための体制の整備

災害応急対策等に必要な各種資機材等の備蓄に努めるとともに、ライフラインの復旧に関する関係団体等との協定を有効に活用し、早期に復旧できる体制を維持する。

(2) 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は随時点検及び補充交換を行い、直ちに使用できる状態を維持する。

(3) データの保全

市業務を早期に復旧するために必要な各種データを整備、保管する。特にデータ及びシステムのバックアップ体制に万全を期する。

6 防災訓練の実施

府、市、防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を実践型訓練など訓練要領を工夫するとともに、感染症対策にも配慮しつつ民間事業者等と連携しながら実施する。

この際、豊能地区3市2町防災推進協議会の活動を通じた知見の交流等により、各種災害に対する行政間の円滑な連携と応援、防災関係機関の技能の習熟と地域住民の防災意識の高揚を図る。

7 人材の育成

国、関係省庁と府が連携して実施する市長及び幹部職員を対象とした研修に積極的に参加し、防災対応能力の向上に努める。

また、職員の災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を実施するとともに、第一線で活動する消防職員等の技術、能力の向上に努める。

(1) 教育の方法

ア 講習会、研修会等の実施

イ 見学、現地調査等の実施

ウ 災害対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成・周知

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画と各自の任務分担
- イ 非常参集方法
- ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な災害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ その他必要な事項

8 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成・スキルアップ、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、応援の受入れ体制の構築、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の担当部局と応急危険度判定部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

9 防災に関する調査研究の推進

災害要因の検討をはじめとする被害想定、防災体制等について継続的に資料を収集し、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を行い、総合的、計画的な防災対策を推進するための指針とする。

この際、府等の実施する調査研究と連携するとともに、情報の提供を受ける。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

10 広域防災体制の整備

平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

- ① 災害時相互応援協定に基づき、協定市町村との連携強化に努める。
- ② 国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動をより効果的に実施するため「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。
- ③ 災害が発生した場合、効果的な応急措置が講じられるよう、近隣市町村等と相互応援協

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

定の締結を行う。

- ④ 市は、災害の規模や被害の状況に応じて受援・応援を円滑に実施できるよう、受援先・応援先の指定、受援・応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部又は災害支援本部内の役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- ⑤ 受援については、災害対策本部において、災害応急対策における人的・物的資源の最適化の一部として全般を統制する。
- ⑥ 応援については、災害支援本部において、「池田市災害時応援計画」に基づき全庁的な対応を行う。
- ⑦ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、庁内全体及び各業務における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合に備え、公共施設の空きスペースなど宿泊場所として提供可能な施設等をリスト化しておく。

11 自衛隊災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続の明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

12 自治体被災による行政機能の低下等への対策

大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、施設の耐震化等を含めた必要な体制を整備する。

(1) 池田市業務継続計画 (BCP) の整備

大規模地震により庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けた場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、池田市業務継続計画 (BCP) の運用・見直しを行う。

ア 行政機能の一部停止による経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順序、本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の選定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策などを講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

イ 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電力、水、食料や災害時にもつながる多様な通信手段等に係る業務資源の確保に努める。

ウ 他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れを中心とした人的応援に関する受援体

制を検討し計画に反映する。

エ 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

(2) 体制整備

ア 被災者台帳の活用：被災者台帳の活用に努める。

イ 業務継続の体制整備：池田市業務継続計画 (BCP) の運用・見直しを行い、受援計画を含めた総合的な業務継続体制を整備する。

ウ 相互応援体制の強化：相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

(3) 応援職員の受入れ

応急対策職員派遣制度や府の緊急防災推進員を活用した応援職員の受入れについて、大阪府池田土木事務所と連携し、訓練等を通じて、発災時における円滑な活用の促進に努める。

13 事業者、ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。この際、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど実効性の確保に留意する。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

14 防災関係機関の連携

市は、災害発生時に逐次来援する捜索・救援部隊等と密接に連携し、最大限の効果が発揮できるよう、平素からカウンターパートと「顔の見える関係」を構築する。また、共通地図、各種調整フォーマット、チェックリスト、災害応急対策のフェーズ区分に応ずる各機関の活動内容、日々の活動サイクル（リズム）、各種会議の目的と開催要領など、実際の調整現場で必要となるツールを開発・整備する。さらに、それらをハンドブック化して共有することにより、有事の調整所要を低減し、速やかに能力を発揮できるよう体制を整える。

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

第2節 情報収集伝達体制の整備

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府及び防災関係機関等との情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。

1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化及び停電対策を実施するとともに、府及び各防災関係機関と相互に連携して防災情報システムを構築する。

- ① 消防無線、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）等無線通信設備の整備、充実
- ② 携帯電話等の通信機器の整備、充実、災害時の使用を考慮した十分な電気通信回線容量の確保
- ③ その他マルチメディア利用の防災情報システムの構築

2 情報収集伝達体制の強化

市をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

- ① 防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）
- ② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ③ テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）
- ④ Lアラート（災害情報共有システム）
- ⑤ ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール
- ⑥ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）
- ⑦ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
- ⑧ ワンセグ、フルセグ
など

この際、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 災害広報体制の整備

府及び市は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくように努める。

(1) 広報体制の整備

ア 広報責任者の選任

広報責任者は、情報統括責任者と連携を密にし、被災者、対策員等に的確な情報を提供する。

イ 災害発生後の時間経過に応じた、提供すべき情報の項目整理

ウ 広報文案の事前準備

- 地震情報(震度、震源、地震活動等)・気象・水位等の状況
- 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- 出火防止、初期消火の呼びかけ
- 要配慮者への支援の呼びかけ
- 災害応急活動の窓口及び実施状況

エ 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保

障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。併せて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(2) 災害時の広聴体制の整備

府、市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。

(3) マルチメディア機器等の活用

情報の収集や広報活動に資するため、インターネット、CATV等のマルチメディア機器の活用を図る。また、ドローン活用の可能性についても検討を進める。

(4) 停電時の住民への情報提供

府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(5) 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(6) 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

府、市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

第3節 救助・救急体制の整備

災害発生時の救助・救急事案に迅速かつ的確に対応するため、平常時から救助隊や救急隊の能力向上に努めるとともに、救助・救急資機材の整備に努める。

1 消防施設等の充実

災害発生時の救助・救急事案に迅速かつ的確に対応するため、平常時から、救助隊や救急隊の能力向上に努めるとともに、救助用車両、救助用機器、人命探索用機器などの救助用資機材、呼吸・循環管理用資器材などの救急用資機材の整備を図るなど、救助・救急体制の整備に努める。

2 自主防災組織の強化、育成

地域住民が自発的に行う人命救助活動を支援するため、平常時から、適所に救助用資機材を配備するとともに、自主防災組織の強化、育成に努める。

3 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

青年層・女性層を始めとした団員の入団促進や若手、女性リーダーの育成、処遇の改善に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

大規模災害に備え、ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・可搬式ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備、拠点施設である消防団詰所の充実強化に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等の徹底、必要な資格の取得等の教育訓練を実施する。

(4) 地域との交流

地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(5) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

4 近隣市等更なる連帯・連携の強化

地震等大規模災害発生に備え、近隣市等と更なる連携、連帯に努めるほか、応援・受援体制の整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関、府と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

1 災害医療の基本的な考え方

(1) 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは1次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

ア 活動及び活動場所の分類

次の2種類の活動及び活動場所に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

① 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

② 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

イ 考え方

- ① 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。
- ② 派遣される医師の専門性を生かした医療救護を行う。
- ③ 災害の種類や時間経過に伴う医療ニーズの変化に対応できるよう、臨時診療活動は災害発生当初から専門医療を組み合わせ、可能な限り総合医療を提供する。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者の2次医療から3次医療を、災害医療機関を中心にすべての医療機関で実施する。

ア 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し、活動する。

イ 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

ウ 特定医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（市外又は府外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

2 医療情報の収集伝達体制の整備

市は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害救急医療情報システムの導入

災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握できるよう、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を導入する。この際、医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用電

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

源及び多重化、多様化による非常用通信手段の確保に努める。

(2) 連絡体制の整備

- ア 府及び医療機関と協議し、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- イ 情報収集伝達手段が困難となった場合にも、保健医療に関する情報が収集できるよう、「災害医療情報連絡員」を指名する。

(3) その他

- ア 医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- イ 市立池田病院は、災害時優先電話回線を確保する。

3 現地医療体制の整備

救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備するとともに、必要に応じて府及び医療関係機関に協力を依頼する。

(1) 医療救護班の編成基準

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等について、次のとおりとする。

編 成 数： 2班（災害の種類、時間的経過、被災者のニーズに応じ診療科別医療を行う。）

構 成： 医師1、薬剤師1、看護師2、連絡員1 計5名

参集場所： 市立池田病院

派遣方法： 指定された（緊急）車両

(2) 救護所の設置

救護所の設置場所・基準、運営方法を定めておく。また医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。なお、設置候補場所は次のとおりとするが、被害状況に応じて調整を行う。

北 部：ほそごう学園

南 部：石橋南小学校

(3) 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

府及び医療関係機関等の医療救護班の受け入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を市立池田病院とする。

4 後方医療体制の整備

(1) 市災害医療センター

- ア 市の災害医療の拠点として、市立池田病院を市災害医療センターとして位置づけ、施設設備の充実を図るとともに、府が整備する災害医療機関との連携体制を推進する。

この際、必要に応じて保健福祉総合センターや辻ヶ池公園の活用を図る。

- イ 市立池田病院は、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ市立池田病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

(2) その他連携を図る災害医療機関

ア 災害拠点病院

- 基幹災害拠点病院
地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療の研修機能を有する病院
- 地域災害拠点病院
重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する病院

イ 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など専門医療を必要とする個別疾病対策の拠点となる病院

ウ 災害医療協力病院

災害拠点病院、市災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等

5 医薬品等の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部、医療関係機関及び医薬品等関係団体と協力し、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるよう努めるとともに、医療関係機関と協力し医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

ア 市災害医療センター（市立池田病院）

イ 卸業者及び製造業者からの購入

ウ 池田市薬剤師会を通じたの薬品確保

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

6 患者等搬送体制の確立

災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害救急医療情報システム (EMIS) の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

7 個別疾病対策

府と相互に連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関ネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

8 関係機関協力体制の確立

(1) 地域医療連携の推進

市保健医療対策協議会と連携し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

(2) 災害対策訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の防災訓練の実施に努める。市及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の防災（災害医療）訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時の救助・救急、医療、消火活動並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、緊急輸送活動のために確保すべき道路、ヘリポート等の輸送施設及び備蓄倉庫、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

1 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急交通路の選定

市は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府、府警察本部及び各道路管理者と協議して、地域緊急交通路を選定する。

ア 広域緊急交通路（府選定）

- 府県間を連絡する主要な道路
- 府域内の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路
- 府民センター、市庁舎など輸送拠点及び災害拠点病院などを連絡する主要な道路及び接続道路

池田市関係	自動車専用道路	阪神高速道路、中国縦貫自動車道
	重点 14 路線	国道 176 号、国道 423 号、大阪中央環状線、大阪池田線
	その他の路線	国道 171 号、国道 173 号
※ 重点 14 路線は、府が広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車輛の通行を最優先で確保するための道路として「重点 14 路線」として選定する。		

イ 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と、市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、指定避難所などを連絡する道路

- 南北道路
 - 府・市道池田駅神田線（栄町－神田 2 丁目）
 - 市道西畑荘園線（畑 3 丁目－荘園 1 丁目）
 - 市道五月丘中央線（五月丘 3 丁目－五月丘 1 丁目）
 - 府道箕面池田線（菅原町－綾羽 2 丁目）
 - 国・市道上池田城南線（上池田 2 丁目－城南 3 丁目）
 - 市道東畑住吉線（畑 4 丁目－住吉 2 丁目）
 - 府道伊丹池田線（城南 2 丁目－神田 1 丁目）
- 東西道路
 - 市道神田石橋線（神田 2 丁目－石橋 1 丁目）
 - 市道栄本町上池田線（栄本町－上池田 1 丁目）
 - 市道池田箕面線（上池田 1 丁目－畑 2 丁目）

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編 1

付編 2

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

市道本町通り線（西本町－栄本町）
 府道箕面池田線（綾羽2丁目～畑4丁目）
 市道菅原上池田線（菅原町－上池田1丁目）
 市道神田夫婦池線（神田2丁目－神田1丁目）
 市道井口堂天神線（井口堂3丁目－天神2丁目）
 国・市道豊島南住吉線（豊島北1丁目－豊島南2丁目）

（2） 地域緊急交通路の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された、地域緊急交通路を整備するとともに、ルート
 の多重化、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備を図る。

（3） 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、
 災害時の通行障害に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修
 等を推進する。

（4） 緊急交通路の周知

市、府警察（池田警察署）及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発
 揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

2 航空輸送体制

負傷者や物資の緊急輸送、広域応援の受入れのため、また陸上輸送を補完するため、大阪
 国際空港を活用するほか、災害時用ヘリコプター臨時離着陸場を選定し、災害時に対応でき
 る体制を整える。また、ヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を効果的に実施
 するため、誤着陸防止及び道標として公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

3 輸送手段の確保体制

緊急時において確保できる車両の配備や運用をあらかじめ定めるとともに、民間輸送会社
 等との連携に努め、民間事業者等から調達する必要があるものについては「**緊急通行車両確
 認申出**」を行う。

4 緊急通行車両の事前届出

災害対策の実施に際し、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、公安委員
 会（池田警察署）に対し**緊急通行車両確認申出**を行い、**あらかじめ緊急通行車両確認標章等
 の交付を受ける。**

第6節 避難体制の整備

市は、災害から市民を安全に避難させるため、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を選定し、日頃から市民に周知するなどの体制整備に努める。

1 指定緊急避難場所、避難路の指定

市は、指定緊急避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。この際、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定されているため避難に際しては災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すること及び指定避難所を兼ねる指定緊急避難場所は、特定の災害においては避難することが不適切であること並びにそれぞれの役割が違ふことを住民等への周知徹底に努める。

この際、施設の高い安全性と良好な生活環境を確保するよう施設及び設備の整備に努めるとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策に努める。また、共同利用施設に対する優先順位の決定に当たっては、配置の見直しや再配置等を考慮して決定する。

(1) 火災時の避難地及び避難路の指定

ア 一時避難地

火災発生時に、市民が一時的に避難できるおおむね 1,500㎡以上の場所を一時避難場所として指定する。

イ 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として選定する。

- ① 原則として、延焼火災に対し有効な遮断ができる 10ha 以上の空地。ただし、10ha 未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。
- ② 想定される避難者 1 人当りおおむね 2 ㎡以上（府基準 1 ㎡以上）の避難者有効面積を確保できること。
- ③ 近隣に危険物、大量の可燃物等の災害の発生及び拡大要因となるものがないこと。
- ④ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（①又は②に該当するものを除く。）

ウ 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

- ① 原則として幅員が 16 m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避

総則	災害予防計画	自然災害応急対策	事故災害応急対策	災害復旧・復興対策	付編 1	付編 2
----	--------	----------	----------	-----------	------	------

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10 m以上の道路)

- ② 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（①に該当するものを除く。）

(2) 指定緊急避難場所及び避難路の指定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所、避難路を指定する。指定緊急避難場所・避難路の指定に当たり、市が誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識等については案内図記号の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム」を用いることに努めるとともに、その見方について、日頃から周知に努める。また、指定した指定緊急避難場所、避難路については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

状況により、洪水時の指定緊急避難場所として、浸水が想定される区域内において、浸水水位よりも上に避難上有効なスペースを確保できる堅牢な建物を指定することがある。

ア 指定緊急避難場所

避難者 1 人当たりおおむね 2 ㎡以上（府基準 1 ㎡以上）を確保できる安全な空地

イ 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員 3 m以上の安全な道路及び緑道

2 指定緊急避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、指定緊急避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備に努めるとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

(1) 一時避難地

ア 避難場所標識等の設置による市民への周知

イ 周辺の緑化の促進

ウ 複数の進入口の整備道

(2) 広域避難地

ア 避難場所標識の設置

イ 非常電源付の照明設備・放送施設の整備

ウ 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

エ 複数の進入口の整備

(3) 避難路

ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

イ 落下・倒壊物対策の推進

ウ 誘導標識、誘導灯の配置

エ 段差解消、誘導ブロックの設置等

3 指定避難所の指定・整備

市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的期間滞在させるための施設として、指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）を指定する。この際、感染症対策等の見地から、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、患者発生時の対応を含め、防災部局と保健福祉部局が連携して必要な措置を講じるよう努める。また、指定避難所の安全性及び避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、協定先のホテル・旅館等の活用、応急住宅としての空家・空室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保に努める。さらに、市HPを活用し、指定避難所の場所、能力、家庭動物の受入れ方法等について住民への周知を図るほか、災害時には、避難所の開設状況等を各種手段を通じて発信・提供する。

(1) 指定一般避難所の指定

- 指定一般避難所は、小学校区等单位で指定し、非構造部材を含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。この際、施設の高い安全性を確保するよう努めるとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策に努める。具体的には次のとおりとする。
- ア 学校、共同利用施設等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地域の特性、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- イ 指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定一般避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定一般避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 指定一般避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備や電力容量の拡大、仮設トイレ・マンホールトイレの開設基盤の整備を進める。また、良好な生活環境を確保するために、男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用

総則	災害予防計画	自然災害応急対策	事故災害応急対策	災害復旧・復興対策	付編1	付編2
----	--------	----------	----------	-----------	-----	-----

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

発電設備等の整備に努める。

オ 避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、密環境を回避し、換気を考慮した内部配置とするとともに、一般教室の活用等、避難場所の分散に努める。

カ 家庭動物と同行避難した避難者がいる場合、飼養への配慮や避難者間のトラブル防止のため、一般教室の活用等、一般避難者との分離に努める。

(2) 要配慮者に配慮した施設整備等

ア 指定避難所は、施設の耐震耐火の促進に努めるとともに、大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準にもとづき、要配慮者が利用しやすいよう施設のバリアフリー化（スロープの設置や福祉仕様トイレの整備など）に努めるなど、要配慮者に配慮して指定する。

イ 公共宿泊施設、民間施設などの把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた指定避難施設の確保に努める。

ウ 要配慮者のための指定福祉避難所の指定を進めるとともに、二次的避難所として民間事業所との協定による福祉避難所の確保に努める。

(3) 在宅避難者・車中避難者支援拠点の指定

ア 必要に応じ指定避難所を各小学校区内の在宅避難者に対する支援拠点として指定し、在宅避難状況を把握、避難物資の提供、被災者支援情報の発信などを行う。

イ 車中避難者用スペースが設置された場合、所在地が属する小学校区の避難所を支援拠点として指定し、在宅避難者と同様の支援を行う。この際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

4 指定避難所の運営・管理体制の整備

市は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に指定避難所の管理運営のために必要な知識等の普及に努めるとともに、普及に当たっては、住民等が自主的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制の整備

(2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣

(3) 災害対策本部等との連絡体制

(4) 避難所運営協議会、自主防災組織、施設管理者との協力体制及び地域住民による自主的な避難所運営

(5) 指定避難所として指定管理施設を指定する場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(6) 市及び指定避難所の運営者は、避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症等の感染症環境下での避難所運営要領を確立するとともに、非接触型体温計やパーティション等、必要な資機材を準備する。この際、夏季の熱中症対策のため、熱中症の予防や対処法に関する普及徹底に努める。

(8) 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

5 避難誘導體制の整備

(1) 市

ア 災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画の作成に努め、防災訓練の実施や啓発資料の配布等により、市民等に対して周知徹底を図る。

また、水害と土砂災害や複数河川の氾濫など、複合的な災害が発生する可能性があることや、感染症のまん延や治安状況の悪化などにより、避難体制が変化する可能性についても併せて伝達する。

イ 「池田市ハザードマップ」を整備し、被害想定だけでなく、災害事象の特性、入手できる情報の種類と手段、警戒レベルに応じ住民がとるべき行動、平素からの備えなどの情報を記載し、市民が「自らの命は自らが守る」との考え方の下、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、自らがとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるよう、総合的な防災マニュアルとして活用できるよう整備する。

ウ 「池田市防災マイタイムライン」を整備し、状況に応ずる自身の避難行動を記録し、携帯して活用できるようにする。また、ハザードマップ巻末にも掲載し、ハザードマップの内容を確認しながら記入できるようにするほか、防災訓練や防災講座等を通じて活用要領を普及する。

エ 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会などの地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

オ 平常時から社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の支援等関係者が中心となって要配慮者の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、その把握に努める。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させることができるよう、管理体制を整備する。学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅などの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

(4) 広域避難体制の整備

府及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

6 建設型応急住宅の建設候補地の事前選定

あらかじめ都市公園、各種災害に対する安全性を考慮しつつ、公共空地等の中から建設型応急住宅の建設候補地を選定する。また、賃貸型応急住宅として利用可能な施設の把握に努める。

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

建設候補地一覧

ID	名 称	住 所	ID	名 称	住 所
204-1	塩塚公園	五月丘1丁目地内	204-6	五月山公園	綾羽2丁目地内
204-2	石橋公園	井口堂3丁目地内	204-7	伏尾台中央公園	伏尾台3丁目地内
204-3	豊島野公園	天神1丁目地内	204-8	伏尾台西公園	伏尾台1・4丁目地内
204-4	石橋駅前公園	石橋1丁目地内	204-9	旧細河小学校	中川原町498

出典：大阪府応急仮設DB

第7節 応急危険度判定制度の整備

市は、住民の安全を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物及び宅地の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

1 被災建築物応急危険度判定制度の活用

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、府及び建築関係団体と連携協力し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備、業務マニュアルの作成など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定制度の活用

(1) 市は、府と連携協力し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 市は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

(3) 市は、府や建築関係団体と協力して被災宅地危険度判定制度の趣旨について普及啓発に努める。

3 斜面判定制度の活用

(1) 実施体制の整備

土砂災害から市民を守るため、斜面判定制度の活用について、府、砂防関係団体と連携を図る。

(2) 斜面判定士の登録

NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

(3) 斜面判定制度の普及啓発

NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、市民に対し、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第8節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の滅失、損壊等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。この際、東日本大震災において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

1 給水体制の整備

府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、発災後少なくとも3日間は避難生活者に1日1人当たり3ℓの飲料水を供給するとともに、災害時協力井戸の有効活用を図り、順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- ① 給水拠点の整備（貯溜施設の増強・整備、緊急遮断弁の設置、緊急給水装置の設置等）
- ② 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄及び調達体制の整備
- ③ ボトルウォーター・缶詰水の備蓄、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- ④ 相互応援体制の整備、大阪広域水道震災対策中央本部の体制の整備
- ⑤ 災害時協力井戸の登録者拡充による生活用水の確保

2 救援物資の確保

府、市をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。食料・生活必需品の確保に努める。

(1) 市

ア 重要物資の備蓄

市は、府と連携して大規模災害に際して最大の被害をもたらず災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食糧など11品目の重要物資を府と市で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

- 食料：避難所避難者数×3食×1.2（アルファ米、乾パン等、避難所避難者以外の食料需要を考慮）
- 高齢者用食：上記数量のうち5%（80歳以上の人口比率）を高齢者食とする。
- 毛布：避難所避難者数×必要枚数2枚／人
- 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）：

【粉ミルク】

避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g／人／日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）

【液体ミルク】

避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル／人／日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）

- 哺乳瓶：避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

1本（注）／人（5回／人／日）（注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回／人／日とする。

- 乳児・小児用おむつ：避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚／人／日
- 大人用おむつ：避難所避難者数×必要者割合0.5%×8枚／人／日
- 災害用トイレ：避難所避難者数×0.02（避難所避難数50人に1基）

市は、簡易トイレを、府は、調達を含め仮設トイレ（組立式）を中心にそれぞれ確保する。

上記とは別に、府は洋式水洗の組立式トイレ、市町村も洋式水洗の組立式トイレ等を各市町村の一般避難所数×2（府1:市1）基をそれぞれ速やかに確保し配備する。

※ 組立式トイレについては、トイレを覆うテントも仕様を含むものとする。また、トイレットペーパーや消毒液等のほか夜間利用に必要なランタン等についても準備することが望ましい。

- 生理用品：避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚／人／日
- トイレットペーパー：避難所避難者数×7.5m／人／日
- マスク：避難所避難者数×3日

イ その他の物資の確保

以下の物資の確保体制を整備する。

- 精米、食パン、即席麺などの主食
- ボトル水・缶詰水等の飲料水
- 野菜、漬物、菓子類などの副食
- 被服（肌着等）
- 炊事道具、食器類（鍋、炊飯用具等）
- 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- ブルーシート、土のう袋
- 仮設風呂・仮設シャワー（銭湯等の入浴施設利用協定を含む）
- 簡易ベッド、パーティション（簡易テント）等
避難所避難者数×避難行動要支援者率×現物備蓄率（10%）
- 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
- 棺桶、遺体袋など

ウ 備蓄・供給体制の整備

災害発生時に市民に供給する緊急物資の備蓄、受入れ、配分等を円滑にするため、池田市防災備蓄倉庫を運用するとともに、平素から訓練を通じて運用の実効性を向上する。

また、避難所のニーズや物資の発注・到着状況などの物資に関する情報を一元的に管理し、国・府・市において共有することで、迅速かつ効率的な物資配送を実現するため、

「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。

(2) その他の防災機関

- ア 近畿農政局（大阪府拠点）：応急用の食料品及び政府米の供給について連絡・調整
- イ 近畿経済産業局：生活必需品等の調達体制の整備
- ウ 日本赤十字社大阪府支部：毛布、日用品などの備蓄

第9節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう、平常時から防災体制への整備に努める。

1 水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施できるよう、平常時から防災体制の整備に努める。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア 水道施設の被害状況を迅速に把握し、復旧活動のため、MCA 無線の活用と充実を図る。
- イ 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- ウ 関係機関との協力体制を整備する。
- エ 応急復旧マニュアル等を作成、整備するとともに、管路図等の管理を強化する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

応急給水・復旧用資機材の備蓄、点検の強化及び調達体制の整備を行う。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 相互応援体制の整備

大阪広域水道震災対策相互応援協定は、既に結んでいるが、さらに協定の拡大と隣接市との連絡管を整備する。

2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア 管渠の損壊等による下水の滞留に備え、ポンプ高圧洗浄機等必要機器の確保など応急復旧体制を整える。
- イ 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握に努めるとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備し、下水道台帳システムを活用した情報の高度化を図る。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア 災害時に必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

イ 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧手順の熟知、防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員を確保するため、他の市町村及び府との間の協力応援体制を整備する。この際、民間事業者等との協定締結による協力体制の整備に努める。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。

イ 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。

ウ 対策要員の動員体制を整備する。

エ 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

オ 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。

カ 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

イ 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。

ウ 災害対策車両（発電機車等）を整備する。

エ 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

オ 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

ア 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。

イ 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。

ウ 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- ア 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- イ 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力需給契約」及び広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。
- ウ 市は、早期復旧のための停電情報収集活動について必要な協力を行う。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

（1） 応急復旧体制の強化

ア 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

イ 緊急時ガス供給停止システムを強化する。

- 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
- 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

ウ 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

エ 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

オ 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

カ ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

キ 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

ク 市等と連携し、前進基地の確保に努める。

ケ 市等と連携し、早期復旧に資する手続の合理化に努める。

- 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
- 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

（2） 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

イ 緊急時通信機器の整備充実に努める。

ウ 消火・防火設備の整備充実に努める。

エ 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

オ 適切な導管材料の備蓄に努める。

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

5 電気通信(西日本電信電話株式会社)

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

イ 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

ウ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

エ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

オ 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

(3) 防災訓練の実施

ア 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- 災害予報及び警報の伝達
- 非常招集
- 災害時における通信疎通確保
- 各種災害対策機器の操作
- 電気通信設備等の災害応急復旧
- 消防及び水防
- 避難及び救護

イ 市等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

(4) 協力応援体制の整備

ア 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(5) 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等に係る通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、市をはじめとした防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

6 市民への広報

ライフライン事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- (1) 西日本電信電話株式会社は、災害時における輻輳防止のため、被災地への電話使用の自粛、災害用伝言ダイヤルの利用について広報する。
- (2) 関西電力送配電株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

7 倒木等への対策

市、府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、市域の特性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

第10節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

1 鉄軌道施設（阪急電鉄株式会社）

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼす恐れがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道輸送の安全確保に努める。

2 道路施設（府、市、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。

また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

3 空港施設（新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

空港管理者は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活動のための体制を整備する。また、災害発生後直ちに空港施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、応急点検体制の整備に努める。

第11節 避難行動要支援者支援体制の整備

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備

市は、国が策定した「**避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定・令和7年6月更新）**」並びに大阪府が策定した「**市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド（令和5年3月作成・令和7年3月更新）**」を活用して、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、**デジタル技術を活用しつつ、平常時より避難行動要支援者名簿を作成する。**

避難行動要支援者名簿については、居住状況や避難支援理由を適切に反映したものを定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるほか、避難支援等に携わる関係者（警察機関など）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定に努める。

（1） 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には多くの団体・個人の協力が必要となるため、消防機関、府警察、民生委員、池田市社会福祉協議会、自主防災組織に加え、避難支援協議会など地域に根ざした団体や日ごろから避難行動要支援者と関わる者などを関係者とする。また、多様な主体からの協力を得る必要があることから支援者の拡大に努める。

（2） 避難行動要支援者となるものの範囲

市は避難行動要支援者として、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下のいずれか又は複数の要件に該当する者とする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（免疫障害を除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- オ **80歳以上で高齢者のみの世帯の者**
- カ 上記以外で市の支援を必要とする者

ただし、避難行動要支援者として要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿に掲載することができる。

- ・ 避難支援等関係者等が必要と判断したとき
- ・ 記要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

名簿への掲載を市に求めたとき

(3) 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために市の関係部局で把握している避難行動要支援者の下記の個人情報と池田市が情報管理しているシステムから抽出し、名簿を作成する。

その際、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術活用を更に促進する。

ア 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとする。

- ・ 氏名
- ・ 住所又は居所
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 要支援等を必要とする理由
- ・ 前各号に掲げるもののほか避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

イ 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿を最新の状態に維持する。また更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

ウ 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月版）』に基づき遵守を徹底する。

また、災害等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を検討する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管しておく。

エ 名簿情報の提供及び漏洩防止

市は、平素からの避難行動要支援者名簿の情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報の提供に当たっては、要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明したうえで、書面による意向確認を行うものとする。意向確認の要領は、市長が別に定める。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、内閣府の「防災分野における個人情報の取扱いの指針（令和5年3月）」に基づき、以下の適切な措置を講ずる。

- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・ 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう説明すること
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・ 名簿情報の取扱状況の報告を求めること
- ・ 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求めること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

オ 個別避難計画の作成

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、自主防災組織、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。
- ・ 計画の作成に当たっては、以下の事項を考慮する。この際、「土砂災害特別警戒区域」に居住する避難行動要支援者を優先度の高い避難行動要支援者とし、優先的に作成する。
 - ① 地域におけるハザード（洪水・土砂災害等の危険度）の状況
 - ② 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
 - ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
- ・ 先行モデルとして避難支援体制が整っている地区から作成を開始、作成過程で得たノウハウ等をマニュアル化し、他地区での作成に反映する。
- ・ 避難行動要支援者の状況の変化、被害想定の見直し、指定福祉避難所に係る公示内容変更等があった場合には、その内容を適切に反映したものとなるよう計画を更新する。
- ・ 個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報漏えいの防止を含め、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

（４）避難のための情報伝達

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

ア 避難指示等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う

特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

イ 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知するように努める。

(6) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(7) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）との連携

市は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の派遣体制整備について府と連携する。

(8) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

2 社会福祉施設の取組

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や大阪府に報告する体制を確立するよう努める。

3 指定福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、指定福祉避難所を指定する。この際、医療的ケアを必要とする者に対しては、医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。指定福祉避難所として指定する際は、受入れ対象者を特定して公示するとともに、指定福祉避難所の役割について住民に周知する。

指定福祉避難所への避難要領については、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することも含めて検討し、可能な場合は、個別避難計画に具体的な避難要領を記載しておくものとする。また、市は、一時的に指定一般避難所に避難した要配慮者が、より滞在に適する福祉避難所に移動する場合に備え、タクシー事業者等との移動支援に係る協定締結に努めるものとする。

4 外国人に対する支援体制整備

市は、府をはじめ民間事業者を含む多様な機関と連携し、外国人に対する支援の検討・推進を行う。

市内在住外国人に対しては、防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導において多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

英語版の池田市ハザードマップを作成し、自宅の災害リスクやとるべき避難行動等の確認を容易にする。

災害時に多言語での情報提供や相談に対応するため、府が大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で設置する「災害時多言語支援センター」の活用を促進する。

外国人旅行者に対しては、府と連携し、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努めるとともに、早期帰国等に向けた災害情報等を提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用した多言語での情報発信に努める。また、観光案内所をはじめ、駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

避難所における多言語支援のため、府と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

第12節 帰宅困難者支援体制の整備

本市における人口流動は、流出超過の傾向がある。大規模震災等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、転倒などの危険性ととともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれがある。

このため、市は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけを行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者の安全な避難経路を確保し、その沿道において、帰宅困難者のための休憩、情報提供の場所となる帰宅困難支援場所の機能を有する公園等の整備を推進する。

府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として市に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市と連携して一時滞在施設確保の支援に努める。

また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性ある帰宅困難者支援の取組を行う。

1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府と連携して府が作成する一斉帰宅の抑制に関するガイドラインに基づき、企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- ① むやみに移動を開始することは避ける。
- ② 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- ③ 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- ④ 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- ④ 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- ⑥ 大規模集客施設の管理者による利用者の誘導體制の整備
- ⑦ これらを確認するための訓練の実施

2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、平常時から訓練等により連携体制の確立を図る。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討に努める。

3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発に努める。

4 徒歩帰宅者への支援

(1) 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第2編 災害予防計画／第2章 防災体制の整備

第13節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策特別措置法により知事が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。

① 計画の初年度

令和3年度（第6次）及び令和8年度（第7次）

② 計画事業の内容（第7次は予定）

○ 防災関係

防災無線の整備等

○ 教育関係

校舎の耐震化改修等

○ 消防関係

消防用車両等の更新等

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

防災関係機関と連携して、防災知識の普及啓発、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

これらの実施に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の高揚を図る。

1 防災知識の普及啓発

府、市をはじめ防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女双方の視点を考慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

（1）普及啓発の内容

ア 災害等の知識

- 規模の大きな地震の連続発生や各種災害の複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- 地域の危険、危険場所
- 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 地域社会への貢献

第2編 災害予防計画／第3章 地域防災力の向上

- 応急対応、復旧・復興に関する知識

イ 災害への備え

- 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄
- 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定や家屋・塀・擁壁の予防・安全対策
- 消火器、感震ブレーカーの設置
- 指定緊急避難場所・安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加
- 地震保険・共済、火災保険・共済等の加入の必要性
- 警戒レベルを用いた避難指示等の発令時にとるべき行動
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

ウ 災害時の行動

- 身の安全の確保方法
- 情報の入手方法
- 気象予報や避難情報、5段階の警戒レベルの理解
- 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- 津波発生時（強い揺れ又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- 避難行動要支援者への支援
- 初期消火、救出救護活動
- 心肺蘇生法、応急手当の方法
- 避難生活に関する知識
- 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

- 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動

(2) 普及啓発の方法

- ア 防災パンフレット、池田市ハザードマップ等を作成、活用とともに、広報誌及びテレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成に当たっては、東日本大震災、平成28年熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。
- イ 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間など、防災に関する諸行事に合わせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進、活用による普及啓発を実施する。
- ウ 市民一人ひとりが、災害時の行動を自ら考え、記録し、携帯できるよう「池田市防災マイタイムライン」を作成し普及する。

2 学校等における防災教育

防災意識を高め、それを次世代に確実に継承していくためには、学校等における体系的かつ市域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校（園）は、児童・生徒・園児の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、それぞれの発達段階に応じた防災教育を行う。

また、水害・土砂災害のリスクがある学校等においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 気象警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校（園）との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- カ ボランティアについての知識、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 各教科、道徳、特別活動を利用した防災教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用

第2編 災害予防計画／第3章 地域防災力の向上

キ 自主防災組織、消防団、ボランティア等が参画した体験的・実践的教育や訓練

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修に努める。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育の充実に努める。

(5) 校内防災体制の確立

学校管理者は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

3 消防団等が参画した防災教育

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努める。

4 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝えていくとともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。

5 津波災害の予防に向けて

本市は、「南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年度 大阪府）」では南海トラフ巨大地震による津波被害は想定されていない。一方で、住民が市外で津波被害に遭う可能性があることから、以下のような津波に対する知識の普及・啓発に努め、津波から「逃げる」ための対策に取り組む。

(1) 津波に対する基本的事項

ア 沿岸ではどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に高い場所に避難する。

イ 避難に当たっては徒歩によることを原則とする。

ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもある。

エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

オ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性がある。

カ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。

キ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、震災直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界がある

(2) 教育機関における防災教育

教育機関においては、旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

6 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。(相談窓口：総合政策部危機管理課)

第2節 自主防災体制の整備

市は、府と連携し地域の住民、事業所による自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる自主防災組織の活性化を促進するとともに、自治会やボランティア団体等との連携強化等を通じて、小学校区における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

1 自主防災組織の育成

市は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努め、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

(1) 活動内容

ア 平常時の活動

- 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- 二次的被害等の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）
- 復旧・復興に関する知識の習得

イ 災害時の活動

- 避難誘導（安否確認、集団避難、要配慮者への配慮など）
- 救出救護（身の回りにあるものを用いた救出、搬送、負傷者の救護など）
- 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの住民への周

第2編 災害予防計画／第3章 地域防災力の向上

知など)

- 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- 避難所の自主的運営

(2) 育成方法

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 女性を含めた防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ 防災訓練、応急手当訓練の実施

(3) 各種組織の活用

幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、自主防災組織、赤十字奉仕団、社会福祉協議会等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

2 事業所による自主防災体制の整備

事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への参加呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

(1) 啓発の内容

ア 平常時の活動

- 事業継続計画 (BCP) の策定・運用
- 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

イ 災害時の活動

- 避難誘導（安否確認、避難誘導、避難所等までの避難行動要支援者への支援など）
- 救出救護（事業所内の資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- 初期消火（消火器や屋内・屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備による消火など）
- 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

(2) 啓発の方法

経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- ア 広報紙（誌）などを活用した啓発
- イ 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ウ 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- エ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

3 救助活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、平常時から、消防団詰所その他の必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに、池田警察署及び自主防災組織と連携した防災訓練及び応急手当訓練を実施する。

4 地区防災計画の策定等

（1）自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として池田市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

池田市防災会議は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、池田市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図る。

（2）地区防災計画の策定状況

連番	地 区 等	計 画 名	認定時期
1	荘園1丁目防災会	地区防災計画（池田市荘園1・2(1・2)丁目）	令和7年〇月

※計画本文は、市HPに掲載

第2編 災害予防計画／第3章 地域防災力の向上

第3節 ボランティアの活動環境の整備

NPO等の有償ボランティアを含むボランティアは、地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には被災者の精神的な支援に寄与するなど重要な活動を行っており、府、日本赤十字社大阪府支部池田市地区、大阪府社会福祉協議会、池田市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関はそれぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な支援・環境整備を図るものとする。

1 受入れ窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、池田市社会福祉協議会と平常時から連絡調整を図るものとする。

2 事前登録

市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府の事前登録制度への協力・連携を図るものとする。

3 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 活動支援体制の整備

(1) 災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、^{あつせん} 斡旋若しくは提供できるよう、男女双方の視点を考慮しつつ、あらかじめ計画するとともに、災害ボランティアセンターの設置位置について検討する。

(2) ボランティア保険制度の活用を図る。

5 情報共有会議の整備・強化

府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画 (BCP) の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント (BCM) の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント (BCM) の取組を通じて企業防災の推進に努める。

- ア 防災体制の整備
- イ 従業員の安否確認体制の整備
- ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- エ 防災訓練
- オ 事業所の耐震化・耐浪化
- カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ 予想被害からの復旧計画の策定
- ク 各計画の点検・見直し
- ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) 避難確保計画・浸水防止計画の作成及び計画に基づく訓練の実施

ア 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報

第2編 災害予防計画／第3章 地域防災力の向上

告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画（関係資料）に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画（関係資料）に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

(4) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

イ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める

ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、

ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進する。

3 市及び府

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画 (BCP) の策定、事業継続マネジメント (BCM) (注) の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。

また、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(注) 事業継続マネジメント (BCM)

BCP 策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

(引用：内閣府作成事業継続ガイドラインより)

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編

自然災害応急対策

第3編 自然災害応急対策

第1節 組織計画

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要に応じて災害対策本部を設置し、必要な組織動員体制をとり、直ちに情報の収集・分析、被害状況の調査を行う。また、その際には災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

1 警戒準備体制による活動

(1) 基準

本市域に震度4の地震が発生した場合、又は隣接4市に震度5弱の地震が発生した時、若しくは大阪府・兵庫県に震度5強の地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震（巨大地震注意）が発表された場合、本市域の気象情報や水位情報等に注意する必要がある場合、その他市として防災対応を準備する必要がある場合は、警戒準備体制をとるものとし、被害状況の把握及び必要と考えられる措置をとるものとする。なお、この体制は、災害対策本部組織の一環として活動を行う。

- ア 被害状況の把握
- イ 職員動員の必要性の検討
- ウ 関係部署、関係機関との連絡・調整

(2) 要員

- ア 総合政策部長を長とする。
- イ 警戒準備体制要員については、総合政策部、都市整備部、上下水道部、消防本部及び災害対応準備に必要な関係部に所属する職員の中から、あらかじめ指名するものとする。
- ウ 警戒準備体制下の会議は、総合政策部長、都市整備部長、上下水道部長、消防長により構成し、必要に応じて会議構成員を追加する。
- エ 必要に応じ対策本部設置に先立ち、所要の部長等と呼集して、事前対策会議を実施する。

2 水防本部の設置

市長は、洪水による水災のおそれがある場合には、市域における水防を統括するため、水防本部を設置する。なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部の組織は災害対策本部に引き継がれる。

- ① 水防配備のための招集体制の確立
- ② 市域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ③ 水防に必要な資機材の点検整備

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

1号配備	今後の気象情報と水位情報に十分注意と警戒を要するとともに、水防活動の必要が予想されるとき。
2号配備	水防活動の必要が予想されるとき、又は開始し、1号配備では体制不十分と判断されるとき。
3号配備	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなって、2号配備では体制不十分と判断されるとき。

3 災害対策本部の設置

市長は市域に大規模な災害が発生した場合、又は大規模な災害の発生が予測される場合は、これに直ちに対処するため災害対策本部を設置する。本部が設置されたときは、直ちに関係機関に通知するとともに、報道機関に発表する。

(1) 設置基準

- ア 市域において震度5弱以上の地震が発生したとき
- イ 市域において大規模な災害が発生し、又は発生が予想され、その対策を要すると認められたとき
- ウ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- エ その他市長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 震災の災害応急対策がおおむね完了したとき
- イ 本市の地域に災害発生のおそれが解消したとき
- ウ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- エ 災害対策本部以外の組織（災害復興本部等）が創設され、事務等が引き継がれた場合
- オ その他市長が必要と認めたとき

なお、廃止したときは、関係機関にその旨を通知するものとする。

(3) 設置場所

市災害対策本部は、池田・府市合同庁舎内に設置し、地域防災拠点とする。

ただし、災害の規模その他の状況により、市長が応急対策の推進を図るため、市災害対策本部の移動が必要であると認めるときは、保健福祉総合センターや中央公民館など適切な場所に定めるものとする。

4 災害対策本部の組織と活動

(1) 組織

- ア 市長を本部長とする。
- イ 副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者を副本部長とする。
- ウ 本部長の職務代理は、副市長とし、その順序は、「副市長事務分担規則」第4条を準用する。
- エ 理事及び部長職にある者を本部会議委員とする。
- オ 職員は、市長（本部長）の命を受けて市災害対策本部の活動に従事する。

(2) 本部会議

- ア 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する
- イ 本部会議は、本部会議議長（本部長）、本部会議副議長（副本部長）、本部会議委員（部長）及び本部会議議長（本部長）の指名する者により構成する。
- ウ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
 - 災害応急対策の基本方針に関すること
 - 動員配備体制に関すること
 - 部局間の連絡調整に関すること
 - 自衛隊災害派遣要請の依頼に関すること
 - 国、府、関係機関との連絡調整に関すること
 - 災害救助法の適用申請に関すること
 - 受援・応援に関すること
 - 業務継続体制に関すること
 - 被災者支援に関すること
 - 安否情報に関すること
 - 災害時の要配慮者支援に関すること
 - その他災害対策に関する重要な事項

(3) 事務分担

池田市災害対策用組織編成名簿の定めるところによる。

ただし、被害状況の時間的経過に伴い、応急対策の重点に変化が生じるため、各部局及び各班は他の部局及び班に編入、若しくは応援又は新たな任務を命ずることがある。

対策本部事務局長は、災害応急対策全般を統括し、災害対策本部長の状況判断を適切に補佐できるよう、当時の状況に応じ、体制を強化・充実する。

(4) 大阪府現地災害対策本部との連携

市災害対策本部長は、災害の地域的特性に応じ、府による現地災害対策本部が設置されたときは、被害状況の把握、災害応急対策等必要な事項について、府の現地災害対策本部との連携に努める。

(5) 池田市新型インフルエンザ等対策本部との連携

感染症のまん延状況下で災害対応を行う場合は、災害対策本部の活動を優先すること

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

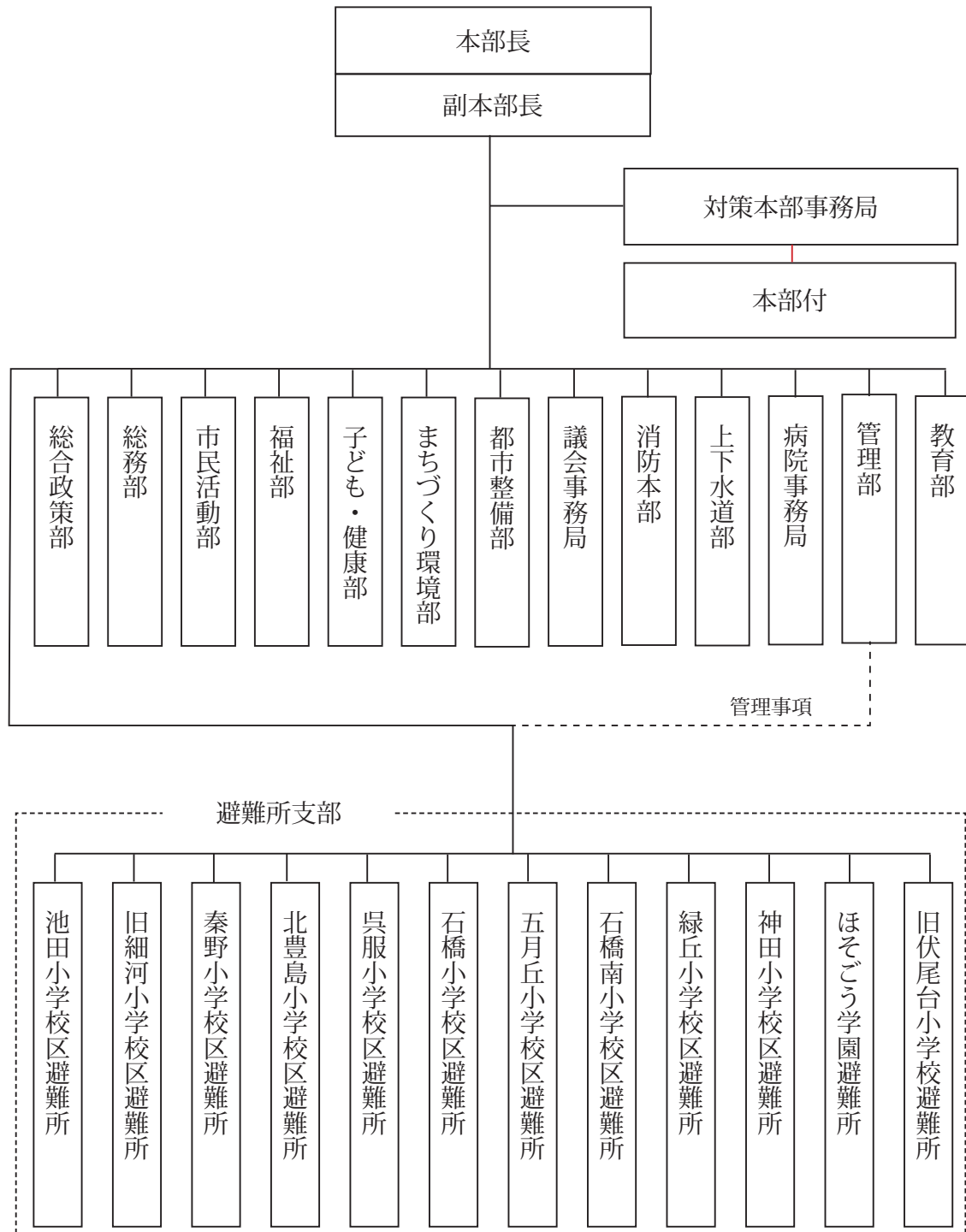
第3編 自然災害応急対策

を基本とする。この際、本部長の指示により、感染症対策を災害対策本部の事務として取扱うことも含め、当時の状況に応じて柔軟に対応する。

(6) 災害応急対策活動要領の整備

災害応急対策のフェーズ区分に応ずる活動要領、日々の活動サイクル（リズム）、各種会議の開催時期・要領、業務継続要領、受援要領などを整理した災害応急対策活動要領を整備する。

(7) 災害対策本部組織図（初動期）



第2節 動員配備計画

市長（本部長）は、本市域に災害が発生した場合、災害の規模に応じて、迅速かつ適切な応急対策が実施できるよう職員の動員配備を行う。災害対策本部長による配備指令が出されたときは、関係職員は、直ちに平常の業務から本部体制に切り替え対処する。

1 配備区分（池田市災害対策用組織編成名簿参照）

(1) 警戒準備配備

総合政策部、都市整備部、上下水道部、消防本部の中からあらかじめ指名する者

(2) 1号配備 ————— 動員 1/5 ～ 1/2

ア 警戒準備体制を上回る活動の必要があるとき

イ 市域において震度5弱、又は隣接4市に震度5強以上の地震が発生したとき

ウ その他必要により市長（本部長）が当該配備を指令するとき

(3) 2号配備 ————— 動員 全員

ア 市域において大規模な災害が発生したとき

イ 市域において震度5強以上の地震が発生したとき

ウ その他必要により市長（本部長）が当該配備を指令するとき

区分	配備時期				参集要員
	地震 (池田市)	地震 (本市以外)	風水害	その他	
警戒準備配備	震度4の地震が発生	隣接4市に震度5弱の地震が発生、又は大阪府、兵庫県に震度5強以上の地震が発生	警戒レベル2が発表された以降、必要と判断されるとき	市長が必要と認めたとき	所属長があらかじめ指名する者 (本部長の指示により増減可)
1号配備	震度5弱の地震が発生	※隣接4市に震度5強以上の地震が発生	市長が必要と認めたとき	市長が必要と認めたとき	1/5 ～ 1/2の職員
2号配備	震度5強以上の地震が発生	災害対策本部が設置されたとき	災害対策本部が設置されたとき	災害対策本部が設置されたとき	全職員

※隣接4市：豊中市、箕面市（以上、大阪府）、伊丹市、川西市（以上、兵庫県）

第3編 自然災害応急対策

2 配備指令伝達

(1) 勤務時間内

勤務時間内において配備指令が出されたときは、各部局長が各班長を通じて各班員へ伝達する。また、必要に応じて庁内放送により速やかにその旨を周知する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外に配備指令が出されたときは、電話、メール等により各対策部長から順次伝達を行う。なお、警戒準備体制要員としてあらかじめ指名された職員は、本市域に震度4の地震発生を確認した時は、直ちに所属勤務先へ出動するものとする。

(3) ICTの活用

LoGo チャットなど、ICTを活用した配備指令伝達体制を整備する。

3 勤務時間外の初動体制の確立

勤務時間外に本市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、災害対策要員のうち、所属勤務先におおむね30分から60分以内に出勤が可能であるとして「池田市災害対策用組織編成名簿」によりあらかじめ指名された職員は、直ちに所属勤務先に出勤し、名簿にあらかじめ定められた対応を実施するものとする。

(1) 本部長、副本部長、部局長

直ちに本部に参集し、職員の参集状況、市内の被害状況等の情報を収集、勘案のうえ、救助・救急、消火、給水等の応急対策を検討、指示する。

(2) 初動要員（おおむね30分該当者）

直ちに居住する地域の倒壊家屋、負傷者、火災、ガス漏れ、道路の被害状況、避難所の状況等を調査し、本部に報告する。

(3) 初動要員（おおむね60分該当者）

市庁舎及び市内各施設に勤務する者は、直ちにその勤務場所に参集し、必要な設備等の応急復旧及び災害対策活動に従事する。

(4) 本部長等が登庁し、市災害対策本部の運営が可能になった時点で、初動体制から本来の体制に移行する。

4 職員の参集（非常参集義務）

職員は、災害に関する配備指令を受けたときは、参集義務免除者を除き、直ちに指示された場所に参集し、任務に従事しなければならない。特に、震度5弱以上の地震が発生した場合、災害対策要員は全員直ちに非常参集する。この際、迅速な職員参集を図るために、職員非常参集の発令及び正確な参集状況把握のためのシステムの構築に努める。

※ 参集義務免除者

- ① 疾病、負傷等により職務の遂行が不可能と認められる者
- ② 前号に定める者のほか、所属部長がやむを得ない理由のため、勤務できないと認めた者

5 災害発生時の勤務体制

本市域に災害救助法が適用される規模の災害が発生した場合は、各種情報収集・伝達及び応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、各部局において必要な勤務体制をとる。また、介護・子育てといった家庭の事情に配慮し、勤務ができる体制整備に努める。

6 平常時の当直体制

平常時の当直体制は、消防署及び市庁舎におく。消防署、市庁舎の当直者は、市民、関係機関等からの災害情報を収集、記録するとともに、防災担当職員等に連絡をとる。
登庁した防災担当職員等は、当直者に直ちに連絡を行うとともに、通知、連絡等必要な措置を講じる。

第3節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、本市を含む府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

第4節 災害情報収集伝達・警戒活動

災害時、又は災害の発生に備え、災害に関する情報の収集・伝達を行い、警戒活動及び各種応急対策を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

1 情報統括責任者の指定

情報収集の正確・迅速化を期するため、対策本部事務局長は、情報統括責任者を選任し、一元的な災害情報の収集、統括、報告に当たる。

2 大阪管区気象台が発表する気象予警報

市は、大阪管区気象台と大阪府から府内に発表される気象情報を収集、把握し状況に応じた警戒体制をとる。

(1) 気象注意報・警報・特別警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）情報、線状降水帯に関する情報等を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

ア 注意報

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

イ 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

ウ 特別警報

地震、津波、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪及び大雪の気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村ごとに特別警報を発表する。

エ 地震情報

気象庁は、地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名、地震の揺れ、発現時刻を速報するとともに、震源、地震の規模、震度、津波の発生の可能性等を発表する。

オ 緊急地震速報

気象庁は、地震波が2点以上の地震観測点で観測され、震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合、震度4以上を予想した地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

また、いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合、地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予

測震度、予測長周期地震動階級が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上である場合に、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合、または長周期地震動階級4が予想される場合は、地震動特別警報に位置付けられる。

区域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

(2) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

3 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

猪名川の洪水に関する予報は、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区気象台及び近畿地方整備局猪名川河川事務所が共同で行う。

【猪名川の洪水予報の種類】

標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	小戸水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報）	小戸水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3編 自然災害応急対策

4 水防警報及び水防情報

国土交通大臣又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、大阪府水防計画に基づき、水防活動を必要とする旨の警報が国土交通大臣又は知事から発令される。（水防法第13条・第16条）

(1) 国土交通大臣が発令する水防警報

猪名川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、国土交通大臣（猪名川河川事務所長）は、水防警報を発令し、府を通じ市に通知する。

(2) 知事が発令する水防警報

猪名川以外で知事が指定する河川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、池田土木事務所長は、直ちに水防警報を発令し、市及び関係水防管理者に通知する。

(3) 水防情報

猪名川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項及び状況を、適宜府を通じ市に通知する。

府は、自ら掌握した情報もあわせて関係水防管理者に通知する。

(4) 一庫ダム管理所が発表する放流連絡

独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長は、ダムの洪水吐ゲートから放流を開始する場合若しくは、放流量を急速に増大させる場合は、市及び関係水防管理者に通知する。

(5) 警報等の発令基準

【河川量水標の位置と水位】

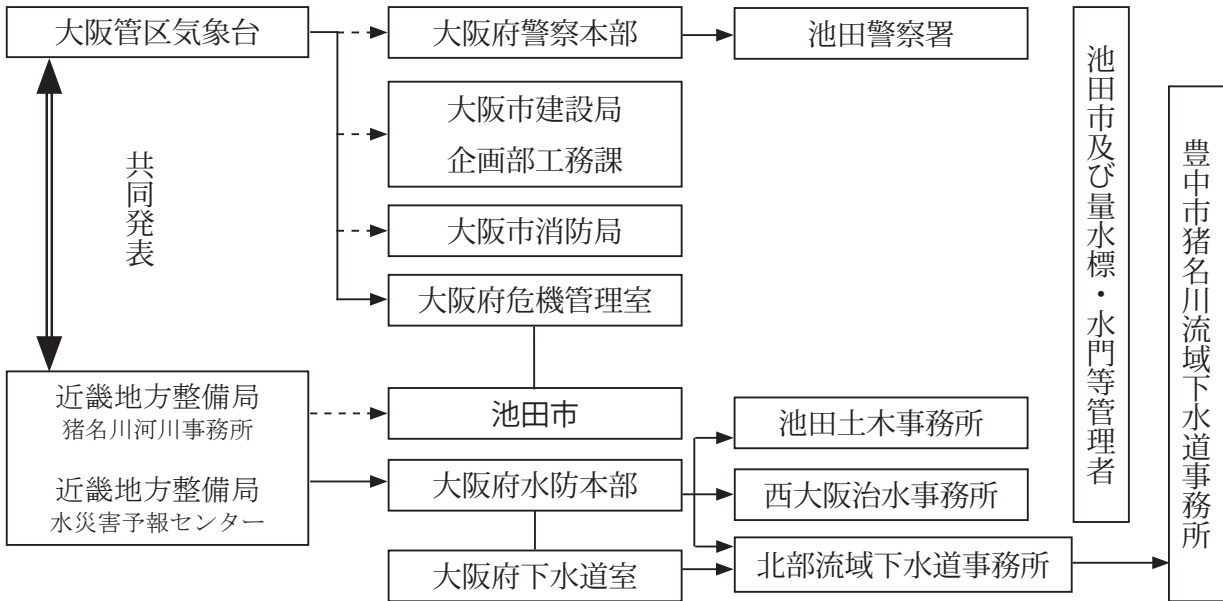
観測所	河川名	所在地	水位 (m)				管理者
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
小戸	猪名川	池田市西本町	1.00	2.50	3.40	4.00	猪名川河川事務所
軍行橋	猪名川	伊丹市下河原	1.50	3.00	—	—	猪名川河川事務所
高橋	余野川	池田市東山町	1.00	1.75	2.00	2.00	池田土木事務所
箕面川橋	箕面川	池田市石橋2丁目	1.00	2.50	2.60	2.70	池田土木事務所
石澄川橋	石澄川	箕面市新稲7丁目	0.35	0.65	1.50	1.70	池田土木事務所

【ため池に関する通報】

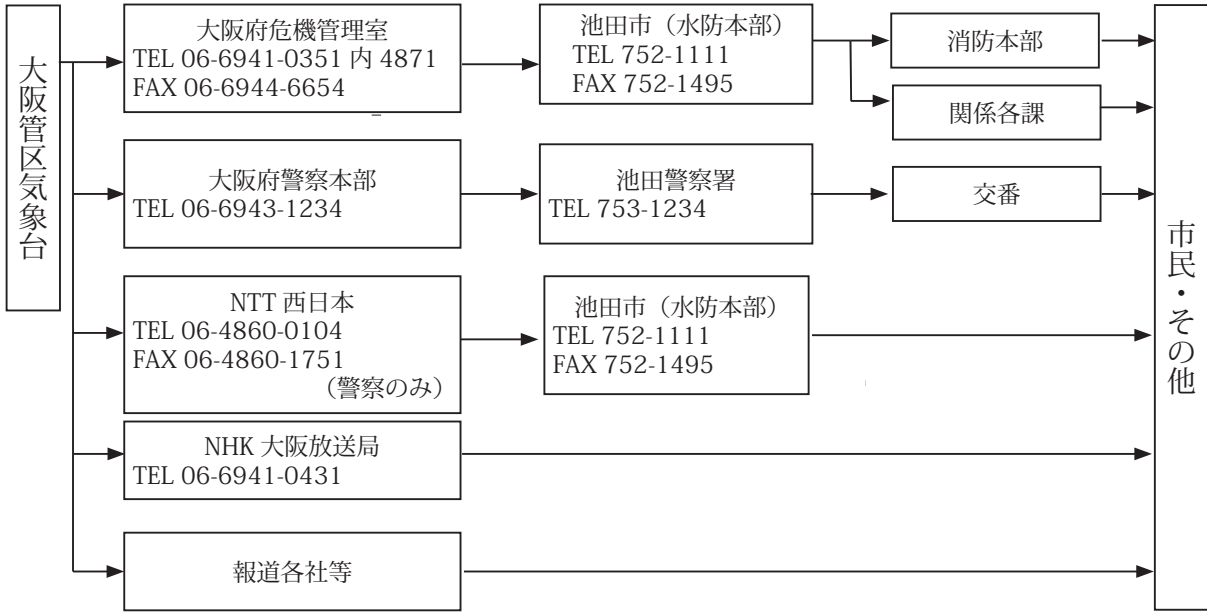
水防団待機水位	設計基準雨量による水位とする。水位未詳の場合は、異常洪水量による水位上昇高の2/3を以って通報水位とする。
氾濫注意水位	異常洪水量による水位、即ち堤体天端以下0.8m内外(波高)の水位をいう。

(6) 伝達経路

【洪水予報等の関係機関への伝達経路】



【気象予警報等の伝達経路】



総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

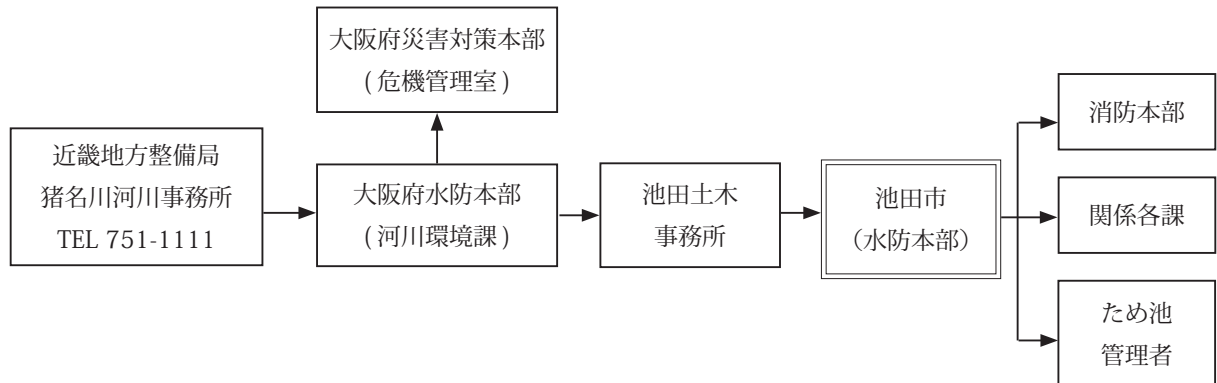
災害復旧・復興対策

付編1

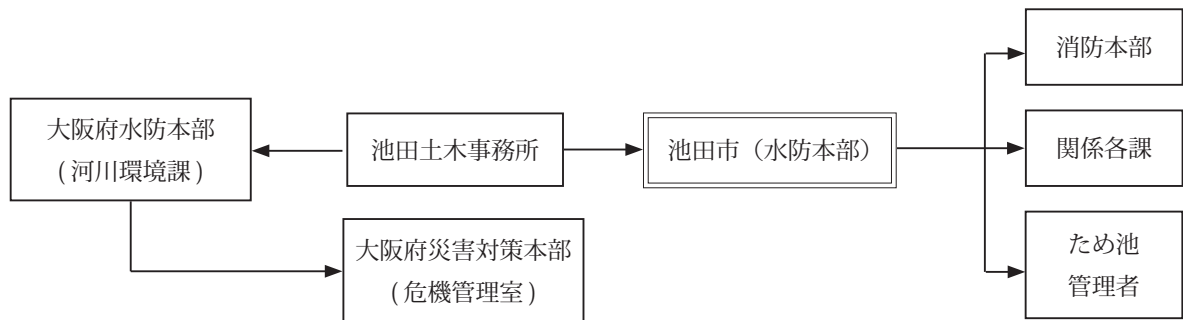
付編2

第3編 自然災害応急対策

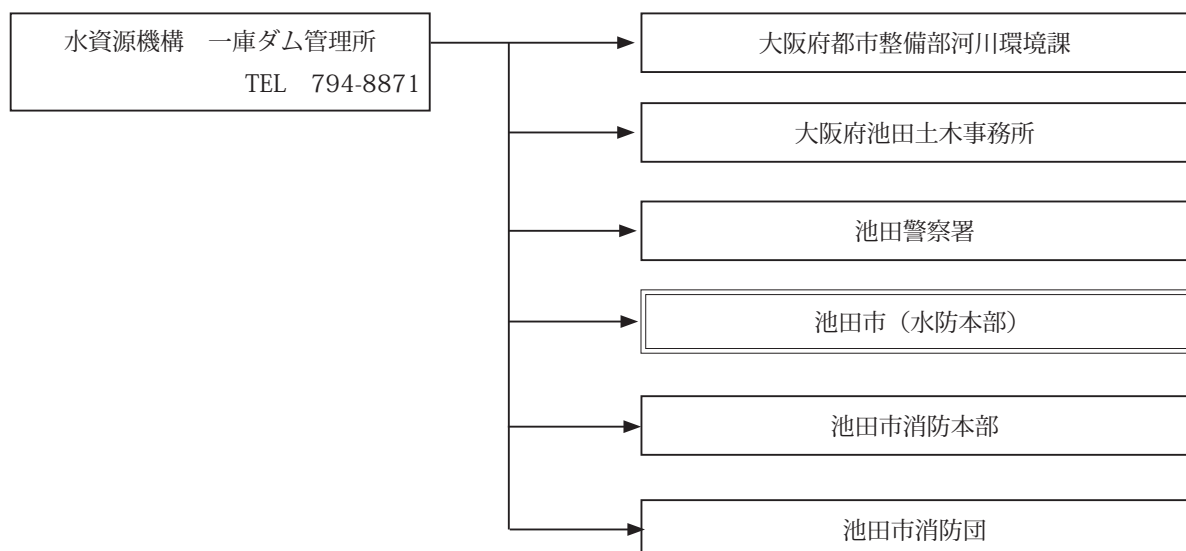
【国土交通大臣が発表する猪名川水防警報の伝達経路】



【知事が発表する水防警報】



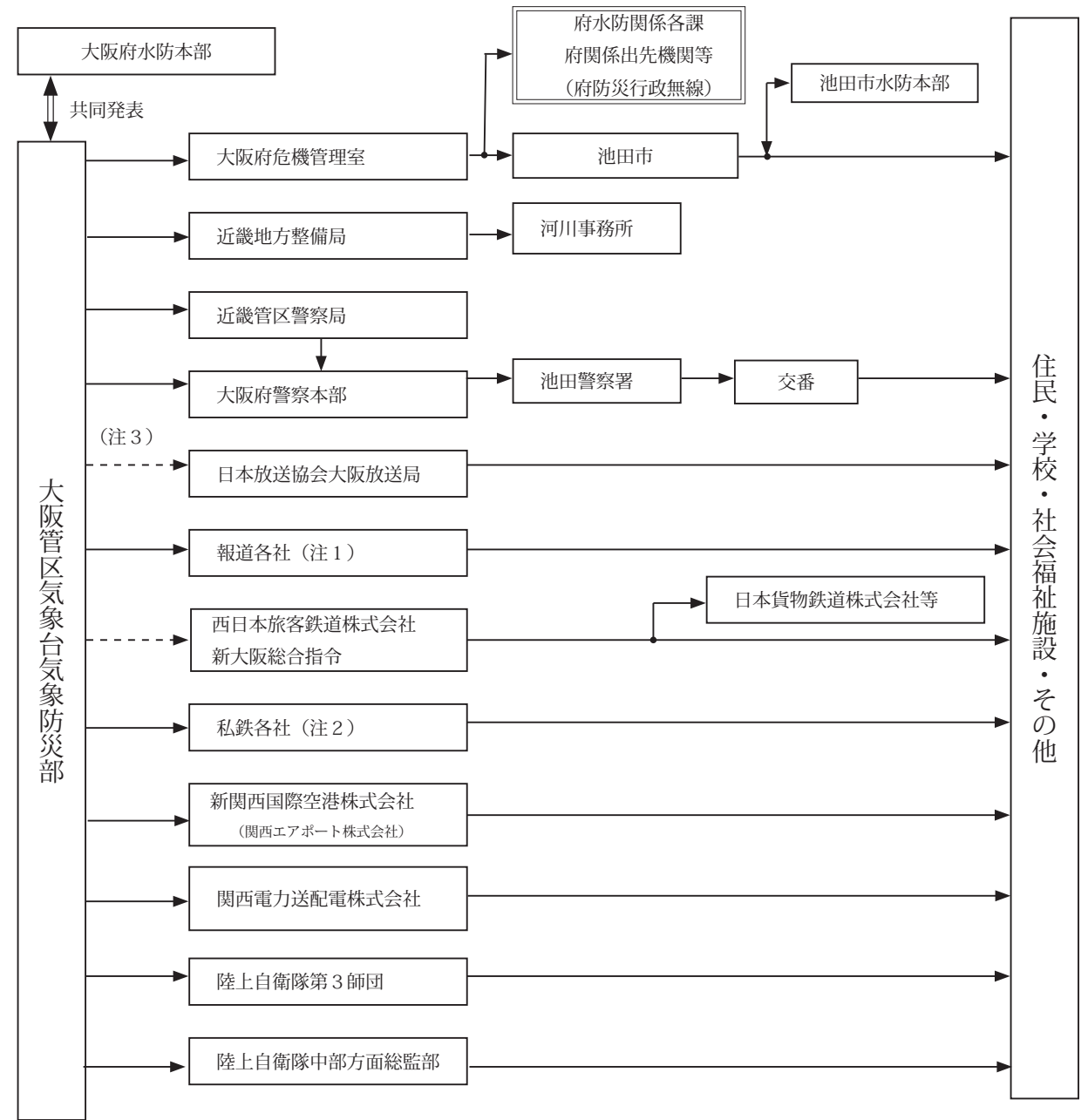
【水資源機構一庫ダム管理所が発表するダム放流連絡の伝達経路】



5 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等の発令等必要な措置を講じる。

【土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路】



(注) 1 報道各社とは、朝日報道株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。

2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）の7社である。

3 大阪管区气象台からの伝達経路で「----->」及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

6 市民への周知

防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民及び浸水想定区域内要配慮者利用施設に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知に当たっては、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

7 水防警戒活動

市域において水害が予想される場合には、池田市水防計画に基づき、水防活動に従事する者の安全の確保を図りつつ、迅速に水防活動を実施する。なお、池田市災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。この際、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

水防本部長（市長）は、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、池田土木事務所長に報告するとともに、直ちに出勤命令を出し、水防作業を開始する。

- ① 堤防の亀裂・崖崩れ・沈下等
- ② 堤防の溢水状況
- ③ 樋門の水漏れ
- ④ 橋梁等構造物の異常
- ⑤ ため池の流入水・放出水の状況、池付近の山崩れ等
- ⑥ 河川、水路のスクリーン、会所等におけるごみ等による目詰り状況

8 土砂災害警戒活動

市は、府と相互に連携し、豪雨、強風等によって生じる土砂災害に備える。

（1）警戒活動の基準

ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を基に警戒体制を確立し、高齢者等避難、避難指示の発令を実施する。

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

① ~~土砂災害危険箇所~~→土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○ 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

【警戒活動】

- ・ 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・ 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ・ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・ 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

○ 第2次警戒態勢

土砂災害警戒情報を発表時

【警戒活動】

- ・ 市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。

② ~~地すべり危険箇所~~、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

「①」を参考に警戒活動を開始する。

イ 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や同時多発的ながけ崩れとし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(2) 斜面判定制度の活用

府及び市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害警戒区域等の点検巡視を行う。

9 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風雨等によって起こる災害に備え、気象情報等の収集に努め、必要に応じて警戒体制をとる。

10 情報収集・被害調査

災害発生後、市は、相互に府等と連携協力し直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

この際、適時適切な状況判断に資するために、一元的かつ迅速・正確な情報共有を図るた

第3編 自然災害応急対策

めのシステムの構築に努める。

(1) 情報収集

次の情報収集により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- ア 消防本部への通報情報の収集
- イ 府警察（池田警察署）からの情報（通報状況等）の収集
- ウ 防災関係機関からの情報の収集
- エ 自治会、自主防災組織、市民等からの情報の収集
- オ 各施設及び災害現地に派遣した職員からの情報の収集
- カ 各部局の担当する被害調査の結果を集約した情報の収集

(2) 異常現象発見時の通報

堤防の水洩れや地割れ等、新たに災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は府及び関係機関に通報するとともに、市民に対し周知徹底を図る。

(3) 被害調査

- ア 各部局は、調査した被害状況をまとめ、定時に総括部部長及び情報部長に報告するものとする。

家屋の被害調査：特に地震による民家の被害調査に当たっては、悉皆調査を原則とする。

イ 被害調査の実施

被害調査の実施に当たっては、迅速かつ効率的な調査の必要性から当時の活動状況に応じて、災害対策用組織編制名簿にかかわらず、人員を抽出して調査部を編成して被害調査を実施する。調査項目は、原則として次のとおりであるが、調査の都度示す。

- 市有財産の被害状況
- 道路、橋梁等の被害、その他公共土木施設等に関する被害状況
- 河川、下水処理施設等の被害状況
- 崖くずれ、土石流等の被害状況
- 給水関係施設の被害状況
- 被災建築物等の二次調査、電気、ガス、電話、軌道等の被害収集
- 住家、非住家、ブロック塀、公共施設等の被害状況
- 人的被害の状況
- 避難指示の状況
- 住民の避難の状況
- 医療機関の被害状況及び受診者と避難状況
- 衛生、清掃関係施設の被害状況、遺体安置状況、
- ゴミ、ガレキの状況、防疫の処置、ため池の被害状況
- 教育関係施設の被害状況、文化財の被害状況
- 教職員・児童の被災状況

11 府及び国への報告

被災状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）により、基本的に府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う）。ただし、地震が発生し、当該市町村区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

また、行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村又は都道府県（住民登録対象外の外国人の場合は、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

- ① 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- ② 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- ③ 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

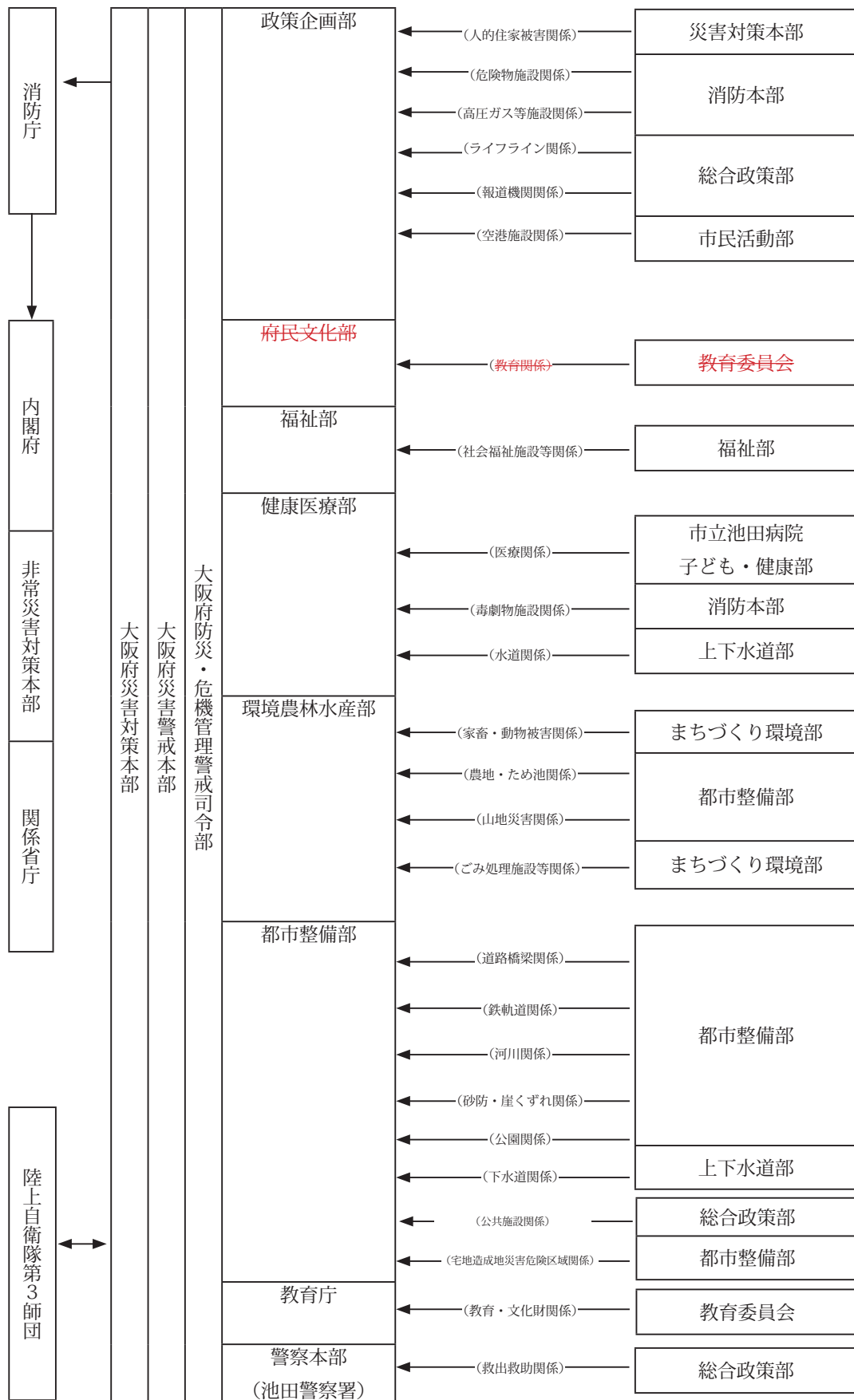
12 通信手段の確保

- （1）市をはじめ防災関係機関は、地震発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の応急復旧を行うこととする。この際、災害対応に必要な通信機材の不足又は電源が喪失している場合は、近畿総合通信局から通信機器及び電源等の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。
- （2）携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。この際、孤立化するおそれのある地域との情報連絡体制の確保に留意する。
- （3）西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合は、防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

総則	
災害予防計画	
自然災害応急対策	
事故災害応急対策	
災害復旧・復興対策	
付編1	
付編2	

第3編 自然災害応急対策

【情報収集伝達経路】



第5節 災害広報

防災関係機関と相互に協議調整し、被災者をはじめ広く市民に対し、正確かつきめ細かな情報提供と広聴活動を行う。災害広報の実施に当たっては、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

なお、府及び市は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。

1 広報責任者の選任

あらかじめ広報責任者を選任し、情報統括責任者との密接な連携協力のもと、正確・迅速な広報に努める。

広報広聴課長を広報責任者とする。

2 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波情報・気象、海象、水位、放射線量等の状況
- イ 出火防止、初期消火、要配慮者への支援の呼びかけ等
- ウ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起

(2) 災害発生直後の広報

- ア 気象、被災等の状況
- イ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性

(3) その後の広報

- ア 被災状況とその後の見通し
- イ 二次災害の危険性
- ウ 被災者のために講じている施策（罹災証明等の発行、建物の解体、補修、建築相談等、農・商・工融資・貸付金）
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取扱い
- ク その他（給食、給水、ゴミの収集、浴場等店舗の開店状況等）の必要な事項

3 広報の方法

- (1) 広報誌や臨時号発行等
- (2) 防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車等による広報

第3編 自然災害応急対策

- (3) 避難所への職員の派遣、広報誌やチラシの掲示・配付
- (4) 緊急速報（エリア）メール、インターネットの活用
- (5) 報道機関への情報提供
- (6) 点字やファックス等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報

4 災害時の広報体制

- (1) 広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
 - ア 広報資料の作成
 - イ 防災関係機関との連絡調整

5 報道機関との連携

報道機関に災害情報等の広報の協力を要請する。

広報に当たっては、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、定期的な情報提供を行うとともに、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい者等に配慮した広報を行うよう協力依頼する。

6 安否の情報

安否の確認の問合せを処理するため、放送局、新聞社、インターネット、安否確認ダイヤル等報道機関、各種通信情報機関へ情報提供を行い、協力を求める。

府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

7 広聴活動の実施

- (1) 積極的な広聴活動を実施し、被災者の要望事項等を把握するとともに、必要に応じ市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話を備えた窓口を開設する。
- (2) 各分野の専門家（ボランティアを含む）による災害時相談の窓口を開設する。

8 「災害モード宣言」との連携

府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っている場合に、府が「災害モード宣言」を行う場合がある。市は、府の「災害モード宣言」が行われた場合、市民や事業者が学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えが図れるよう災害情報の周知・徹底に努める。

第6節 広域応援等の要請・受入れ

市は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに府、他の市町村、指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

府から職員派遣を受けた場合には、受入れ後速やかに、災害対応の進捗状況等や具体的な人的支援ニーズを情報提供し、必要な活動が迅速に開始できるよう努める。

1 応援要請の内容

市長は、市単独では十分に被災者に対する救援等の応急措置が実施できない場合は、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、自衛隊・消防・警察の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

なお、ここでは、短期間で身分の異動を伴わない場合を応援といい、長期にわたり派遣先の身分に併任される場合を派遣という。

(1) 応援要請

ア 応援を要請するときの要件

- 応援措置を実施するため必要があると認めるとき
- 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- 緊急を要する時、地理的にみて近隣市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

イ 府、近隣市町村に対する応援要請

災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）又は災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）に基づき、府又は近隣、災害応援協定市町村に対して応援要請を行う。この要請手続は、以下の事項を記載した文書をもって知事又は他の市町村長等に対して行う。

- 災害の状況及び応援を要請する理由
- 応援を必要とする期間
- 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要事項

ウ 経費の負担

応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については、原則的に本市がこれを負担する。

(2) 職員の派遣要請

災害発生時に、本市の職員のみでは対応が十分できない場合は、府、近隣市町村、指

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

定地方行政機関等に対して、職員の長期的な派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策又は災害復旧対策に活用するもので、派遣先の身分に併任され、派遣先の事務・業務を行うものである。

ア 派遣要請をするときの要件

- 災害が大規模であり、応急対策や復旧対策等が相当長期間にわたると考えられるとき
- 派遣機関の組織力・行動力が有効に活用できるとき

イ 職員派遣の要請

市長は、災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）又は、地方自治法第252条の17（職員の派遣）の規定により府、近隣市町村又は指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請することができる。その要請手続は、以下の事項を記載し文書により行う。

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 応援を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他勤務条件
- その他職員の派遣についての必要な事項

ウ 職員派遣のあっ旋要請

市長は、災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっ旋）に基づき、知事等に対して、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣のあっ旋を求めることができる。この要請手続は、以下の事項を記載した文書により行う。

- 派遣のあっ旋を求める理由
- 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他勤務条件
- その他職員の派遣についての必要な事項
- 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

（3） 従事内容

応援・派遣要請された関係機関の職員は、市対策本部と調整を行い、その対策に従事する。

2 緊急消防援助隊派遣の要請

災害の状況に応じて、知事に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

3 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を

確認し、市内の被災状況、施設の状況等を勘案し適切な場所へ受け入れる。
特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用ヘリコプター臨時離着陸場等の準備に万全を期する。

- (1) 誘導
 応援に伴い誘導の要求があった場合は、案内者を確保するとともに、府警察（池田警察署）等と連携し、被災地等へ誘導する。
- (2) 連絡所等の設置
 連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。
- (3) 資機材等の準備
 広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4 広域応援等に伴う職員の派遣
市は、国、大阪府、関西広域連合から被災地への職員派遣の要請があった場合、若しくは、締結された応援協定に基づき職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

5 応急対策職員派遣制度に基づく支援
総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

6 関係機関の連絡調整
内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。
市は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や市が把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

第7節 自衛隊の災害派遣

市長は、市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

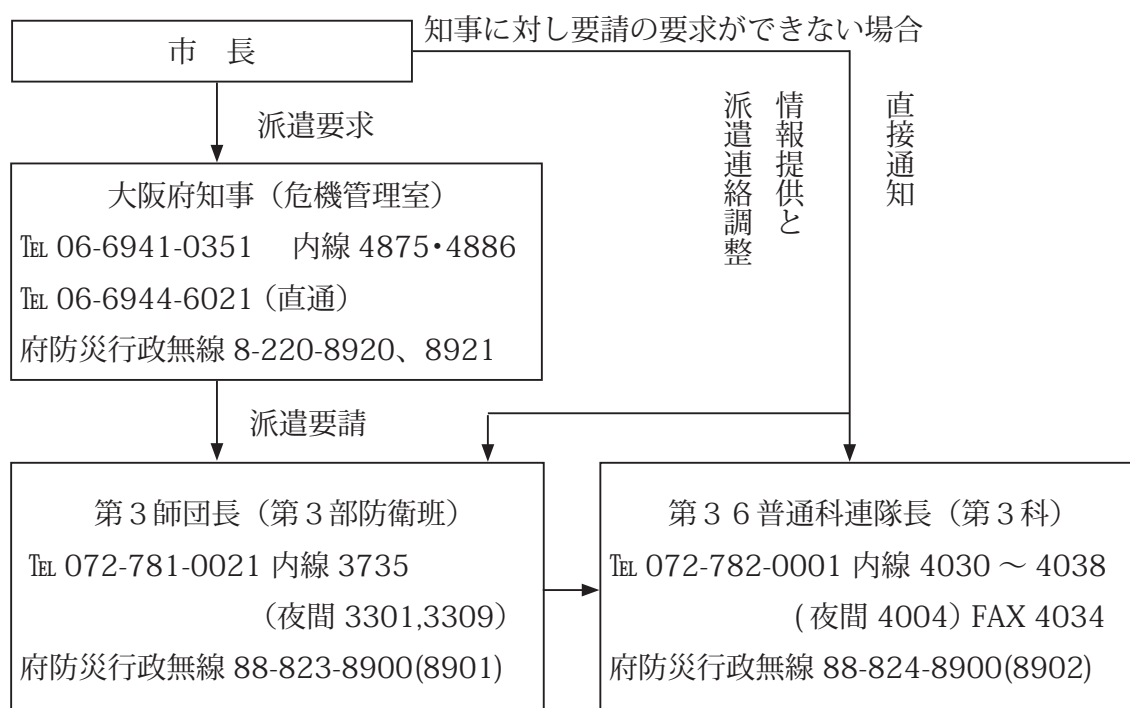
なお、大規模災害発生時等の状況不明下においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

1 派遣要請

- (1) 市長が知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求するとともに、自衛隊にも被害状況等の提供等を行い、連絡調整をする。併せて、市消防本部、池田警察署等防災関係機関にこの旨を連絡する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- (2) 派遣要請は、知事が陸上自衛隊第3師団長に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭によることとし、事後、速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

※ 本市は、陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊（伊丹）が担任しており、派遣要請連絡系統は以下のとおりである。

【自衛隊派遣要請連絡系統】



2 自衛隊の自主派遣の基準

(1) 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その援助が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。部隊を派遣するに当たっては、市と緊密な連絡態勢を確保する。

ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、池田警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(2) 防衛省施設の近傍等における災害派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の受入れ

(1) 派遣部隊の誘導等

自衛隊の派遣を要請したときは、府警察（池田警察署）に対し派遣部隊の誘導、効果的な交通規制について協力を依頼する。

(2) 受入れ体制

ア 連絡所の設置

自衛隊連絡班に必要な受入れ準備を実施するとともに、連絡所を設置する。

イ 現地連絡担当者の指名

派遣部隊と現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

ウ 資機材等の整備

活動の実施に必要な資機材を準備するほか、活動の実施に必要な設備の使用等に配慮する。

エ その他

ヘリコプターの出動を要請した場合は、災害時用ヘリコプター臨時離着陸場等の準備に万全を期する。

必要により、派遣部隊の活動拠点を確保する。

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3編 自然災害応急対策

4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、市及び防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の活動を実施する。
なお、大規模災害発生時の状況不明下においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火器具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に連携して当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、応急の場合を除き通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

5 撤収の要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事に自衛隊撤収の要請を要求する。

第8節 消火・救助・救急活動

市は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、防災関係機関と相互に連携しながら、建物、施設構造物の倒壊、がけ崩れ、落下物、火災等の被害の状況に応じ、迅速かつ的確な消火・救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム (DMAT) 等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

1 市

(1) 状況把握

災害発生状況の把握と関係機関への情報伝達に努める。

(2) 非常警備体制

消防長は、震度5弱に満たない地震であっても通常の警備体制で対処できないと認める震災、大火災、風水害等が発生し、又は発生のおそれがある場合には、所要の体制をとるものとする。(参照 第2節「動員配備計画」)

(3) 活動体制

ア 出場区分

出場区分は次のとおりとする。

① 消防本部

・ 火災出場

第1出場： 指揮隊1隊、消防隊4隊、救助隊1隊、救急隊1隊が出場するものをいう。

第2出場： 現場最高指揮者からの命により、残留消防隊が出場するものをいう。

第3出場： 火災が拡大し、延焼のおそれがあると判断される場合で、消防署長の命により増強して出場するものをいう。

・ 救助出場： 救助隊及び救急隊が出場するものをいう。

・ 救急出場： 救急隊が出場するものをいう。

② 消防団

・ 第1出場： 火災等災害発生地の当該消防分団の出場するもの。

・ 第2出場： 消防団長の命ずる消防分団が出場するもの。

・ 第3出場： 全消防分団が出動するもの。

イ 活動上の留意点

- 人命の安全確保を図るための消火活動を優先させる。
- 地域住民が安全に避難できるよう消火に当たる。
- 消火活動と人命救助活動の緩急、人員や資機材の再配転に留意する。
- 消防活動障害の排除に努める。

ウ 出火防止の広報活動

木造建築物が密集した木造家屋密集地、道路狹隘地区、水利の確保が困難な地区など、道路状況が悪く水利も十分でない地区を重点に電気、ガス等の出火防止についての

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3編 自然災害応急対策

広報を行い、出火防止に努める。

エ 火災拡大の防止

- 火災の延焼拡大を阻止するため、道路、鉄道、公園等を防御線として設定し、対策を講じる。
- 消火栓の断水に備えて、消火栓以外の水利（防火水槽、プール、河川等）から、消防用ホースを20本以上延長する必要がある区域を設定し、対策を講じる。

（4）救助・救急活動

府警察（池田警察署）及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

ア 消防本部職員等による救助・救急隊を編成し、災害現場に迅速に出動する。

イ 被害が甚大と予測される場合は、直ちに削岩機、油圧ショベル、クレーン等の土木、建築機械をオペレーターと共に、業者から調達する。

ウ 市では対応できない規模の災害が発生した場合は、負傷者を搬送するため、ヘリコプター等が必要なとき、また、資機材が必要なときは、府、緊急消防援助隊、自衛隊などに応援を要請する。

（5）広域消防相互応援

ア 市単独では、十分な消火・救助・救急活動が実施できない場合や負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、あるいは資機材が必要な場合等には、相互応援協定に基づき、近隣市町村及び府などに応援を要請する。近隣市町村及び大阪府内の消防機関による応援が困難若しくは、不可能な場合は、知事を通じて緊急消防援助隊を要請する。

イ 応援を要請した市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

ウ 応援要請に当たっては、消防水利の位置など記載した地図、地理、火災の状況等の情報を提供する。

エ 被災市町村から応援要請の依頼を受けた場合は、速やかに応援活動を行う。

2 府警察（池田警察署）

- （1）被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- （2）市及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市が行う救助・救急活動を支援する。
- （3）迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。

3 連絡会議の設置

市、府、府警察（池田警察署）及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて連絡会議を設置する。

4 自主防災組織等による救助・救急活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、消防本部や府警察（池田警察署）などの防災関係機関との連携に努める。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

第9節 医療救護活動

医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じて迅速かつ適切な医療（「助産」を含む。以下同じ。）活動を実施する。また、災害医療コーディネーター~~（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）~~に対して適宜助言及び支援を求める。

1 医療情報の収集・提供活動

市及び府は、医療関係機関と密接な連携のもと、広域災害救急医療情報システム (EMIS)、大阪府医療機関情報システム及び大阪府防災行政無線等を活用して、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

また、医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告するとともに市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

2 医療救護活動

医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。

(1) 医療救護班の派遣

ア 市

災害の状況に応じて、医療救護班（市立池田病院）を編成し医療救護活動を実施する。市単独では十分対応できない災害が発生した場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣を要請する。

イ 池田市医師会等

市から要請があったとき、又は自ら必要と認めるときは、医療救護班を派遣する。応急救護所の候補拠点は、大阪北部農業協同組合細河支店、五月丘小学校、神田小学校、秦野小学校、市民文化会館とする。

(2) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ 市

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が輸送手段を確保し、搬送を行う。なお、災害発生当初は迅速な対応が必要なことから、消防が医療関係機関と連携を密にし、救急車等により被災地への搬送に協力する。

(3) 医療救護所の設置

ア 応急救護所を災害の状況に応じて設置するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置する。

イ 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

(4) 医療救護班の受入れ・調整

医療救護班の受入れ窓口を市立池田病院とし、府（池田保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

3 現地医療活動

(1) 救護所における応急医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

市立池田病院等から派遣される医療救護班等は、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

府、市、各医療機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

(3) 被災地域内医療設備の支援

被災地域内の診療活動を支援するため、府と連携し医療設備の支援を要請する。

4 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重傷度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

広域災害救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

5 医療機関

救護所では対応できない重傷患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

(1) 災害拠点病院

ア 地域災害拠点病院

第3編 自然災害応急対策

地域災害拠点病院の活動

- 24 時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲の熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- 災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の受入れ、派遣及びこれに係る調整
- 地域医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- 患者及び医薬品等の搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- 地域医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

【地域災害拠点病院】

豊 能	大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘 2 - 15 TEL 06-6879-5111
	大阪府済生会千里病院	吹田市津雲台 1 - 1 - 6 TEL 06-6871-0121
三 島	大阪府三島救命救急センター	高槻市南芥川町 11 - 1 TEL 072-683-9911
	大阪医科大学附属病院	高槻市大学町 2 - 7 TEL 072-683-1221
北河内	関西医科大学附属病院	枚方市新町 2 - 3 - 1 TEL 072-804-0101
	関西医科大学総合医療センター	守口市文園町 10 - 15 TEL 06-6992-1001

イ 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、上記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整及び府内の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣調整を行う。

【基幹災害拠点病院】

大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東 3 - 1 - 56 TEL 06-6692-1201
------------------	--

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門医療を必要とする個別疾病対策の拠点として次の活動を行う。

- ア 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供
- イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- エ 疾病に関する情報の収集及び提供

【特定診療災害医療センター】

大阪府立精神医療センター	枚方市宮之阪 3－16－21 TEL 072-847-3261
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	羽曳野市 3－7－1 TEL 072-957-2121
大阪府立成人病センター	大阪市東成区中道 1－3－3 TEL 06-6972-1181
大阪府立母子保健総合医療センター	和泉市室堂町 840 TEL 0725-56-1220

(3) 池田市災害医療センター

市立池田病院は、次の活動を行う。

- ア 市の医療拠点としての患者の受入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関の調整
- ウ 医療救護班の派遣（2班；医師1、薬剤師1、看護師2、連絡員1計5名）

市立池田病院	池田市城南 3－1－18 TEL 751-2881
--------	------------------------------

6 医薬品等の確保供給活動

池田市薬剤師会との薬事医療救護に関する協定に基づき、その他、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対し供給の要請を行う。

7 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第3編 自然災害応急対策

第10節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難指示等や誘導等に必要な措置を講じるものとする。

この際、避難のための立退き等により、かえって危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域居住者等に対し、「屋内安全確保」を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

1 高齢者等避難

- (1) 市長は、河川で氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるときに、高齢者等避難を発令・伝達する。**この際、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける。**
- (2) 市長は、高齢者等避難を発令した場合、速やかに、防災行政無線、広報車等により、危険な場所から高齢者等は避難を開始するよう広報する。

2 避難指示等

(1) 避難指示等の基準

避難指示等については、国のガイドラインに則り、市内の河川や地形特性を踏まえた「池田市避難情報の判断・伝達マニュアル」を整備するとともに、事態推移に応ずる防災行動を発災当時の状況に即して時系列で整理しておく。

さらに、立退き指示等において必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難指示等に関する事項について助言を求める。

この際、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めるなど必要な準備を整えておく。また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

ア 市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、立退き避難等のための避難指示等を発令する。

- 地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき
- 各種警報の発令から判断して、避難の必要があると認めるとき。
- 河川が、氾濫危険水位に到達し、洪水のおそれがあるとき。
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、~~土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所~~、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき。
- 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき。
- 火災が拡大するおそれがあるとき。
- その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認めるとき。

イ 知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。知

- 事又はその命を受けた吏員は、地すべり、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。
- ウ 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要請があったときは、避難のための立退きを指示する。
- エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の措置等を講じる。
- オ 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため立退きを指示する。
- カ 市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、立退き避難等のための避難指示等を発令する。
- (2) 避難指示等の住民への周知
- ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たっては、気象台ホットライン等により技術的な助言を得るなど、適切に判断する。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動がわかるよう伝達する。―
- イ 住民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、公式 SNS 等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。
- ウ 府及び市町村、事業者は避難者等のニーズを充分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。
- エ 危険が切迫したエリアへの伝達については、広報車を近傍に派遣しての集中広報や個別訪問など直接的な手段も併用して伝達する。
- オ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合には、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に務める。

第3編 自然災害応急対策

3 避難情報と居住者等がとるべき行動等

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・ 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

出典：避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）

4 避難者の誘導

(1) 市

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

ア 市民の避難誘導に際し、府警察（池田警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、特に避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

イ 誘導に当たっては、安全な避難路の確保に努める。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者

等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

5 広域避難

(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議する。

6 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(1) 設定者

ア 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 (災害対策基本法 63 条)

イ 知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。 (災害対策基本法 73 条)

ウ 警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。 (災害対策基本法 63 条)

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。 (災害対策基本法 63 条)

オ 消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、警戒区域を設定する。 (消防法第 28 条)

カ 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。 (水防法第 21 条)

(2) 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入り禁止の措置を講ずるとともに、池田警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編 1

付編 2

第3編 自然災害応急対策

第11節 二次災害の防止

連続して発生する地震活動又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害の未然防止策を講じるとともに、二次災害に対する心構えについて市民への啓発に努めるものとする。

1 公共土木施設等

(1) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

ア 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被災状況を調査、点検し、速やかに被災状況等を関係機関に連絡するとともに、必要な応急措置を行う。

イ 水防管理団体は、地震発生後、直ちに区域内の河川、ため池等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

ウ 市及び関係機関は、地震による斜面崩壊等の災害を防止、軽減するため、地震発生後、直ちに区域内の自然斜面及び擁壁等を巡視し、危険な場所を発見したときは、必要な応急措置を行う。

エ 必要に応じて、大阪府を通じ NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会へ斜面判定士の出動を要請する。斜面判定士は、**土砂災害警戒区域等**や被災施設に対する点検を速やかに行う。

オ 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

カ 市及び施設管理者は、土砂災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。

(2) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策及び被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

2 建築物等

(1) 公共建築物

被害状況の早期把握、被災建築物に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を未然に防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(2) 民間建築物

ア 被害状況を府に報告するとともに、応急危険度判定を実施する。必要に応じて府に応急危険度判定士の派遣を要請する。

イ 応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に

- 危険度を周知し、二次災害の未然防止に努める。
- ウ 危険な建物の使用者に使用中止を勧める。
- エ 倒壊等による吹付けアスベスト等の飛散及びばく露を防止するため、アスベスト含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て、アスベスト露出状況等の確認調査を行う。
- オ 空家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の未然防止に努める。
- (3) 宅地
- ア 被害状況を府に報告するとともに、危険度判定を実施する。
- イ 危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。
- ウ 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。
- 3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵・取扱施設、毒物劇物施設）
- (1) 施設の点検、応急措置
- ア 危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。
- イ 市は関係機関と連携し、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な措置を講じる。
- (2) 避難及び立入制限
- 危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。
- 4 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）
- (1) 施設の点検、応急措置
- 放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。
- (2) 避難及び立入制限
- 放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3編 自然災害応急対策

第12節 交通規制・緊急輸送活動

市は、府及び防災関係機関と協力して、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1 道路交通の規制・管制

(1) 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

ア 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

府、市、府警察（池田警察署）及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察（池田警察署）は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

イ 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

府警察（池田警察署）は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。市及び府、府警察（池田警察署）及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

(2) 府、市、道路管理者

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市及び府警察（池田警察署）に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察（池田警察署）と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し又は制限する。

ウ 道路啓開

道路管理者は、放置車両その他の物件（以下、車両等）が緊急通行車両の通行の妨害となり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、指定道路区間を指定して、車両等の占有者、所有者又は管理者（以下、車両等の占有者）に対し、当該車両等の移動等通行の確保のため必要な措置を命ずることができる。また、車両等の占有者等がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両等の移動等を行うことができる。道路上の倒壊障害物の除去（**路面変状の補修や迂回路の整備を含む**）、移動や、放置車両の移動に際して民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、府警察（池田警察署）、**消防機関、自衛隊、他の道路管理者等**と相互に協力し、**必要な措置をとる**。

(3) 府警察（池田警察署）

ア 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するため信号制御等の交通管制を行う。

イ 緊急交通路における交通規制の実施

「重点 14 路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

ウ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

府警察（池田警察署）及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

2 緊急交通路の周知

市、府警察（池田警察署）、道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民への周知を行う。

3 緊急通行車両の事前届出及び確認

(1) 事前届出及び確認

災害対策基本法第 50 条（災害応急対策及びその実施責任）に基づく、災害対策を実施する場合、緊急通行車両として使用する計画のある車両について大阪府知事又は大阪府公安委員会に事前に届出を行い、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限が実施されたときに緊急通行車両等であることの確認を得るとともに緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

(2) 対象車両

市は緊急通行車両として、次の業務に従事する車両を確認対象とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は、指示に使用するもの
- イ 消防、水防、その他応急措置に使用するもの
- ウ 被災者の支援、救護活動に使用するもの

総
則

災
害
予
防
計
画

自
然
災
害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

付
編
1

付
編
2

第3編 自然災害応急対策

- エ 被災児童・生徒の応急教育に使用するもの
- オ 施設及び設備の応急復旧に使用するもの
- カ 清掃及び防疫その他保健衛生に使用するもの
- キ 緊急輸送の確保に使用するもの
- ク その他緊急の防ぎよ又は拡大防止のための措置に使用するもの

4 陸上輸送（道路輸送）

（1）緊急交通路の決定

使用可能な緊急交通路のうち、被災地の状況、被害の程度、緊急度、重要度等を考慮し、緊急交通路を決定する。

（2）輸送車両の確保

緊急輸送のため、市有車両のほか、協力を得て次の車両を確保する。

- ア 公共団体保有車両
- イ 営業用車両
- ウ 民間自家用車両

5 航空輸送

（1）輸送基地の確保

- ア 災害時用ヘリコプター臨時離着陸場の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- イ 府、大阪空港事務所、大阪市消防局、府警察、自衛隊、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）と協議し、開設する災害時用ヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

（2）輸送手段の確保

府、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊、大阪航空局、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

（3）航空運用調整

- ア 府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- イ 府の航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
- ウ 市は、市域に係る航空運用について、必要により府の航空運用調整班を通じて調整を行う。

第13節 交通の維持復旧

鉄軌道、道路、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるものとする。また、都市機能を回復するため、速やかに機能の維持・回復に努めるものとする。

1 被害状況の報告

- (1) 各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。
- (2) 市は、府災害情報システム等により情報の提供を受ける。

2 交通の安全確保

- (1) 鉄軌道施設（阪急電鉄株式会社）
 - ア あらかじめ定めた基準により、運転の停止若しくは速度制限を行う。
 - イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、消防本部、府警察（警察署）に通報若しくは出動の要請を行う。
 - ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

阪急池田駅：池田駅前公園、池田小学校
阪急石橋阪大前駅：石橋駅前公園、石橋南小学校、豊島野公園

- (2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）
 - ア あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
 - イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、消防本部、池田警察署に通報もしくは出動の要請を行う。
 - ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。
- (3) 空港施設（大阪空港事務所、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））
 - ア 滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設及び管制塔等に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講じる。
 - イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、消防本部、池田警察署に通報もしくは出動の要請を行う。
 - ウ 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

3 交通の機能確保

鉄軌道、道路、空港施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

- (1) 障害物の除去
各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

(2) 各施設管理者に於ける復旧

ア 鉄軌道施設

- 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ 道路施設

- 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁など復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

ウ 空港施設

- 滑走路、航空管制施設などの航空機の離発着に不可欠な施設を優先して応急復旧を行い、併せてターミナル、エプロンなどの応急復旧に努める。被害が大きい場合には、部分再開するための空港施設の応急復旧に努める。
- 被害状況によっては、他の空港管理者からの応援を受ける。
- 運行状況、復旧状況、今後の見直しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第14節 ライフライン・放送の緊急対応

上下水道、電気、ガス、電気通信（いわゆるライフライン）に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するものとする。また、災害により途絶したライフライン施設、放送施設について、速やかに機能回復を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

1 被害状況の報告

- (1) 各ライフライン事業者は、地震が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。市は、各ライフライン事業者の池田市を管轄する支店、営業所等から情報提供を受ける。
- (2) 市が事業主体である上水道、下水道については、市域及び隣接市域において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

2 各事業者における対応

(1) 水道（市）

ア 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、府警察（池田警察署）、池田保健所及び付近住民に通報する。

イ 応急供給及び復旧

- 運搬給水、拠点給水により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- 被災状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関等必要度の高いものから復旧を行う。
- 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者等に対し大阪広域水道震災対策中央本部を通じ応援を要請する。

ウ 広報

- 生活水の節水に努めるよう広報する。
- 被災状況、給水状況、復旧状況や今後の見通しを防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車等による現場広報のほか、関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

(2) 下水道（市）

ア 応急措置

- 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。
- 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。
- 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

を講ずる。

- 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、府警察（池田警察署）及び付近住民に通報する。

イ 応急措置及び復旧

- 被災状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

ウ 広報

- 生活水の節水に努めるよう広報する。
- 被災状況、復旧状況と今後の見通しを防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車等による現場広報のほか、関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

(3) 電力（関西電力送配電株式会社）

ア 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、消防本部、府警察（池田警察署）及び付近住民に通報する。

イ 応急供給及び復旧

- 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- 被災状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関、浄水場、下水処理場等必要度の高いものから復旧を行う。
- 再供給に際しては、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

ウ 広報

- 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

(4) ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

ア 応急措置

ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給、停止等の危険予防措置を講じるとともに、市及び防災機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

イ 応急供給及び復旧

- 被災状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関等必要度の高いものから復旧を行う。
 - 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
 - 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
 - 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。
- ウ 広報
- 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
 - 被災状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
- (5) 電気通信（西日本電信電話株式会社関西支店）
- ア 応急措置
- 通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講じるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電話を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。
- イ 通信の確保と応急復旧
- 指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の事前設置を推進する。
 - 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
 - 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
 - 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。
- ウ 広報
- 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会の不安の解消に努める。
- (6) 放送（株式会社ジェイコムウエスト豊中・池田局）
- ア 放送体制の確保に努める。
- イ 非常放送を実施する。
- ウ 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- エ 施設の応急復旧を進める。

総
則

災害
予
防
計
画

自然
災害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

付
編
1

付
編
2

第3編 自然災害応急対策

第15節 農林関係応急対策

北部農と緑の総合事務所等と相互に連携して、農林業に関する応急対策を講じるものとする。

1 農業用施設

市及び土地改良区等は、農業用施設の被害状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

(1) 市

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、農業関係機関と連携して応急措置を行う。

(2) 土地改良区

管理施設(ため池、農道、水路等)が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急的な措置を講じる。

(3) 農業協同組合

農家が田畑等の復旧に必要とする農業用資機材の確保及び金融措置を行う。

2 農作物

(1) 技術の指導

北部農と緑の総合事務所及び農業協同組合と連携し、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

(2) 主要農作物種子の確保、あつ旋

北部農と緑の総合事務所及び大阪府種子協会(大阪府中央区高麗橋3-3-7 JA大阪センタービル10階 TEL 06-6204-3611)を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。

必要に応じ、近畿農政局(京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102 TEL 075-451-9161)に対し、災害応急種子もみのあつ旋を依頼する。

(3) 園芸種子の確保、あつ旋

北部農と緑の総合事務所を通じ、園芸種子需要安定措置要綱に基づき、社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあつ旋を要請する。

(4) 病虫害の防除

病虫害防除所、北部農と緑の総合事務所その他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

3 林産物

北部農と緑の総合事務所と協力、連携して林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等必要な対策に努める。

(1) 技術指導

北部農と緑の総合事務所及び森林組合の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。

ア 国有を除く被災造林地において、幼齢林の倒木起こし作業等の補助事業の実施を府に要請する。

イ 浸冠水した苗畑においては、土地改良区、地元農業実行組合、水利組合等と連携し、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等について指導と協力を行う。

(2) 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等の速やかな林外への搬出、焼却又は薬剤処理等による病虫害防除を府に協力要請する。

第16節 生活支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は府と連携して、**災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげる。この際、複合的な災害が起きることを考慮する。**

市は府と連携し、生活支援体制の整備に当たり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の生活支援について検討を行う。

第17節 住民等からの問合せ

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第18節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、被害の程度に応じて災害救助法を適用する。

1 法の適用

(1) 市長は、災害により住家の滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、

第3編 自然災害応急対策

被災者が現に救助を要する状態にある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

(2) 本市における適用基準

本市における適用基準はつぎのとおりである。

ア 市の区域内の住家滅失世帯数が 100 世帯以上であること。

イ 府の区域内の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上であって、市の区域内が 50 世帯以上であること。

ウ 府の区域内の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(注) 被害世帯の算出基準は、全壊（焼）、流失を 1 世帯とし、半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもってそれぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(3) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けるものとする。

2 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、(1) のうち応急仮設住宅の供与、(2) 及び (3) については府が実施し、その他については、市が府の委任を受けて実施する。

(1) 避難施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

(2) 災害にかかった住宅の応急修理

(3) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(4) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(6) 医療及び助産

(7) 災害にかかった者の救出

(8) 学用品の給与

(9) 埋葬

(10) 死体の搜索及び処理

(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第19節 指定避難所等の開設・運営

家屋の損壊、流失、床上浸水等の災害により、日常生活を営めない住民及び避難を必要とする市民を受け入れするため、指定避難所を開設する。

その際には、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

1 指定避難所の開設

避難受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を可能な限り当初から選定し、開設を周知するとともに、速やかに市職員を派遣し、施設管理者と連携した指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した避難所運営協議会、自主防災組織の役員や施設の管理者に開鍵を依頼する。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

このため、未指定の公共施設を避難所として臨時に指定する場合に備え、避難者収容スペースや保有設備などを調査し臨時指定に向けた基礎資料と整備しておく。また、多数を収容可能な民間施設について、災害時に避難所として利用できるよう協定を締結しておく。

避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設することも検討する。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に情報発信するとともに、府に報告するよう努める。

2 指定避難所の管理・運営

施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理・運営する。また、施設本来の使用目的の早期回復のため、府と協力して、応急仮設住宅の提供、みなし応急仮設住宅への入居、公営住宅の仮入居など避難者の住宅の確保に努める。

(1) 避難受入れの対象者

- ア 災害によって現に被害を受けた者
 - 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - 現に災害を受けた者であること
- イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3編 自然災害応急対策

- 避難指示等が発せられた場合
- 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- ウ その他避難が必要と認められる場合
- (2) 指定避難所の管理・運営の留意点

避難者による自主的な運営を促すとともに、「避難所管理運営マニュアル」に基づき、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

なお、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- ア 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告

なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用する。
- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示
- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等を把握し、必要な措置を実施
- オ 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- カ 避難行動要支援者への配慮
- キ 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベッド等）を設置
- ク 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態並びに指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を実施
- ケ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- コ 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- サ 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮
- シ 指定避難所運営組織への女性の参加
- ス 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- セ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の

- 確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- ソ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- タ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- チ 被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ツ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- テ 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること
- ト 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、災害支援ナース、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行う。
- ナ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、必要な情報について共有する。
- ニ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- ヌ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- 3 指定避難所の早期解消のための取組等
- 市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。
- また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に

第3編 自然災害応急対策

応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第20節 緊急物資の供給

府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、**避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ**、夏季には**冷房器具等**、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

府及び市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、**国土交通省**、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することができる。また、府は、備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、物資を確保し輸送するものとする。

1 給水活動

(1) 給水方法

発災後の3日間は、1日1人当たり3ℓの飲料水供給を目標とし、それ以降は復旧にあわせて順次増量する。

なお、緊急性の高い医療機関、社会福祉施設、その他防災上重要な施設については、優先給水を行う。

ア **浄水場や配水池の付近及び小学校や病院等**での拠点給水の実施

イ 給水車・トラック等による運搬給水の実施

ウ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施

- エ 給水用資機材の調達
- オ 給水活動に関する情報の提供
- カ 飲料水の水質検査及び消毒
- キ ボトルウォーター等の配布

(2) 給水施設の応急復旧

災害で給水施設が使用不能になった場合、災害対策本部長は関係機関、業者等と密接な連携を保ち、全力をあげて応急復旧を行う。

(3) 応援要請

市のみでは、必要な給水が困難な場合、あるいは市で保有する応急給水用資機材が不足する場合には、府内水道（用水供給）事業体に応援を要請する。

また、大阪府水道災害調整本部が設置されたときは、給水活動等の総合調整、指示、支援について同本部を通じて調整を行う。

浄水池	名 称	所 在 地	容量 (m ³)
	古江浄水場	池田市古江町 160 番地	3,140
	計	1 か所	3,140
配水池	配水隧道	池田市木部町 121 番地の 2 ～綾羽 2 丁目 5 番	6,500
	第 2 高区配水池	池田市綾羽 2 丁目 126 番地	3,000
	畑配水池	池田市畑 3 丁目 1695 番地の 1	3,600
	伏尾台配水場	池田市伏尾台 5 丁目 2 番地の 1	1,800
	伏尾台高配水池	池田市伏尾台 2 丁目 13 番地	1,200
	東畑配水池	池田市畑 3 丁目 1 番地の 57	400
	寺尾山配水池	池田市五月丘 5 丁目 34 番地	10,100
	計	7 か所	26,600

2 食料・生活必需品の供給

(1) 確保・供給措置

災害時においては、必要な物資を確保・供給するための措置を講じる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する

- ア 避難所毎の必要量算定、ニーズの情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達
- エ 業者からの調達
- オ 市内量販店、スーパー等の早期店舗開設の依頼

(2) 食料給与の対象者

- ア 避難所に受入れられた者

第3編 自然災害応急対策

イ 住家の被害が全・半壊（焼）であって、炊事のできない者

ウ 旅館やホテルの宿泊人

(3) 食料の給与方法

ア 避難施設の運営責任者が引き渡しを受け、仕分け（数量記録）した後、配分する。

イ 避難者の応援を求め、病人、子供、高齢者等優先順位を決めて配分する。

ウ テント、倉庫等の仮住居者で、炊事のできない者等については、近隣の避難所に届出（登録）により、自治会、自主防災組織等の協力を得て配分する。

エ 自ら受け取りに来ることが困難な要配慮者等は、市ヘルパー、近隣住民、ボランティア等に配分支援を得るものとする。

(4) 炊き出し

給食センター等炊事設備を備えた公共施設及び自衛隊、避難所運営協議会、自主防災組織、地域ボランティア等の協力を得て、避難場所等を中心にして行う。

(5) 食料の種類

被災者のニーズに合わせた食料給与を検討する。

(6) 生活必需品等給与の対象者

ア 災害により住家に全・半壊（焼）の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(7) 生活必需品等の給与方法

ア 避難施設の運営責任者が引き渡しを受けたのち、避難者の応援を求め、仕分け、配分する。女性用品等の配分については十分な配慮を行う。

イ 配分に当たっては、世帯主氏名、構成人員、配分品目等を記録する。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

ウ 給与品目については、原則として災害救助法該当品目を中心とする。

(8) その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

ア 農林水産省

応急用食料品の供給要請及び米穀の供給

イ 近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整

- ウ 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- エ 経済産業省
被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整
- オ 近畿経済産業局
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達
- カ 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

第21節 保健衛生活動

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、**福祉的な支援を実施するなど**必要な措置を講じる。

また、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修、訓練の参加に努める。

1 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、池田保健所からの専門的な助言を得つつ、関係部局が一体となり、感染症対策として必要な措置を講じるものとする。

- (1) 次の防疫活動を実施する。
 - ア 清潔措置及び消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ウ 家用水の供給
 - エ 感染症のまん延防止活動
 - オ 避難所の防疫活動
 - カ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - キ 衛生教育及び広報活動
- (2) 十分な防疫活動が困難である場合は、府に協力と支援を要請する。

2 食品衛生監視活動への協力

府に対し食品衛生監視班の派遣を要請するとともに、同活動を支援し、次の業務について協力する。

- ① 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

- ② 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- ③ 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- ④ 飲料水の衛生監視、検査
- ⑤ その他食品に起因する危害発生の排除

3 被災者の健康維持活動

高齢者・障がい者担当者等と連携のもと、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療へつなぐ等、被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する。また、活動の実施に当たっては、要配慮者への十分な配慮を行うものとする。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(1) 保健指導や巡回相談等の実施

ア 被災者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による保健指導、巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断を実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、巡回健康診断等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援に努める。

イ 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等を行う。

(2) 心の健康相談等への協力

府に対して精神保健チームの派遣を要請するとともに、同活動を支援し、次の業務について協力する。

ア 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変によるアルコール・薬物依存症等に対応するため、精神保健福祉センター等に心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえ、臨機に精神科救護所を設置する。

(3) 災害関連死の防止

大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大きいことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないように、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるものとする。

4 保健衛生活動における連携体制

- (1) 府及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。
- (2) 府及び市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。
- (3) 府は、近畿ブロックの府県が被災した場合、厚生労働省からの要請に基づき、DHEAT先遣隊を被災府県に派遣し、被災府県の保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を行う。また、他の都道府県が被災した場合、府は、要請に基づき、被災都道府県が行う地域内における保健衛生活動の支援を行う。

5 動物保護等の実施

- 府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。
- (1) 被災地域における動物の保護・受入れ
飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携・協力し、動物の保護・受入れ等を行う。また、府及び市は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。
 - (2) 避難所における動物の適正な飼育
市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
 - (3) 動物による人等への危害防止
危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第22節 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者及び社会福祉施設等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。この際、避難所の設置を継続するような規模の災害を被った場合においては、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止するために、被災市町村からの要請に基づき派遣される大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWA T)の派遣について府と調整する。

1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

- (1) 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握
ア 災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず避難行動要支援者名

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

簿を効果的に利用し、全体計画を作成するとともに、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者、特に避難行動要支援者の避難支援、安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施、被災状況の把握に努める。また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

(2) 看護ニーズの把握

市は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるよう努める。

(3) 福祉ニーズの把握

被災した障がい者要配慮者に対して、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

2 被災した要配慮者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても、十分配慮する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。また、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 要配慮者の施設への緊急入所等

被災したため居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うとともに、必要な支援を行う。また、社会福祉施設は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努める。

(3) 支援要請

要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者を他の地域の社会福祉施設へ迅速に入所が行えるよう、府に支援を要請する。

第23節 広域一時滞在への対応

本市が被災し、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、本市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合におい

て、府内の市町村への受入れについては該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、府を通じ、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第24節 社会秩序の維持

防災関係機関と連携し、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

1 市民への呼びかけ

各種の対応対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警備活動

府警察（池田警察署）は、公共の安全と秩序を維持するため、自主防犯組織等の関係機関との密接な連絡協力のもと、パトロール及び生活の安全に関する情報を提供し、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止などの犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

3 物価の安定及び物資の安定供給

府及び関係機関と相互に連携し、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

（1）消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

（2）生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通するよう努める。

（3）災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市

第3編 自然災害応急対策

民は、これに応ずるよう努める。

第25節 住宅の応急確保

府及び市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

1 被災住宅の応急修理

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住家が半壊し、当面の日常生活が営めない住家の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分について応急修理を行う。

ただし、必要に応じ、市に委任された場合は、市長がこれを行う。

2 住居障害物の除去

(1) 府は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

ただし、必要に応じ、市に委任された場合は、市長がこれを行う。

(2) 市に委任された場合、障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等について必要な措置を講ずるよう府に要請することができる。

3 応急仮設住宅の建設

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、市と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ）を供与する。

ただし、必要に応じ、市に委任された場合は、市長がこれを行う。

(1) 建設型応急住宅の管理について、府に協力する。

(2) 集会施設等生活環境の整備を促進について、府に協力する。

(3) 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

(4) 高齢者、障がい者等に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

5 応急仮設住宅の運営管理

府及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

6 公共住宅等への一時入居

府及び市は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

7 住宅に関する相談窓口の設置等

- (1) 府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- (2) 府及び市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第26節 応急教育等

地震災害が発生した場合、学校(園)長、市教育委員会及び関係機関は、児童・生徒・園児(以下「児童等」という。)の安全保護及び教育施設の保全措置を講じる。また、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

1 児童・生徒等の保護

- (1) 学校(園)長及び教職員は、地震災害が授業開始後に発生した場合、在校(園)中の児童等を運動場等安全な場所に避難させ、その安全の確認を行う。
- (2) 学校(園)長及び教職員は、周辺地区の災害状況及び登下校路の危険状態を把握し、早急に児童等を帰宅させることとし、必要に応じて教職員が地区別に付き添うこととする。ただし、保護者が不在又は住居地域に危険のおそれのある者は、学校等安全な場所において保護する。

2 学校(園)長の措置

- (1) 建物、電気、電話、水道、ガス等の設備点検を行い、二次災害の予防、通信及び学校機能の確保に努める。
- (2) 児童等や教職員及び施設等の被害状況を市教育委員会へ連絡するとともに、学校管

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

第3編 自然災害応急対策

理に必要な体制を確立する。

3 非常招集

時間外にあっては、学校(園)長は教職員の安否を確認するとともに、非常招集を行い、児童等の安全確認、施設の復旧等を行う。

4 臨時休校(園)

学校(園)長及び市教育委員会は、状況に応じ臨時休校(園)等適切な措置をとるとともに、PTA等の協力を得て教育対応について保護者等に連絡する。

休校(園)中は、学校(園)長及び教職員は、疎開した児童等の把握、在宅及び避難児童等の生活指導及び施設の管理・維持に努める。

5 教育施設の応急整備

地震災害により被災を受けた学校(園)の施設、設備については、学校(園)長の報告に基づき、市教育委員会は調査のうえ、速やかに応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

6 応急教育体制の確立

(1) 教職員の確保

市教育委員会は、学校(園)長からの報告に基づき、授業に支障をきたすおそれのある場合は、府教育委員会と協議し、次により教職員等を確保する。

- ア 他校に勤務する教職員の被災学校への兼務
- イ 時間講師等の配置
- ウ 市教育委員会事務局に勤務する教職員等の派遣

(2) 応急教育の実施

ア 学校(園)長

学校(園)長は、教職員及び児童・生徒・園児(以下「児童等」という。)の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

- 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議
- 校区外に避難した児童等への授業実施・再開状況・予定等の連絡

イ 市

市は、避難所等となった学校が長期間にわたり授業再開不可能と判断される場合には、他の公共施設等の避難所への移転も含め、関係機関と調整し、早急に授業を再開できるよう努める。

ウ 市教育委員会

市教育委員会は、児童等の転校等の事務手続等の弾力的運用を図る。また、必要に応じ、府及び近隣市町村教育委員会に対して、児童等の受入れや教職員体制の確保等に

- ついて応援を要請する。
- (3) 学校給食の応急措置
- 学校長、市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、府教育委員会とも協議のうえ、給食の早期実施のため、物資の確保、施設の復旧などの措置を講じる。
- 7 就学援助等
- (1) 就学援助等に関する措置
- 教育委員会は、被災により就学（園）に支障をきたしている児童等に対し援助を行う。
- ア 市教育委員会は、市立学校（園）の児童等に対する就学援助費の支給について必要な措置を講じる。
- イ 府教育委員会は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給、府立高等専門学校、府立高等学校の生徒に対する授業料の減額又は免除について必要な措置を講じる。
- (2) 学用品の支給
- 災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。
- (3) 児童等の健康管理
- 市教育委員会、学校（園）長は、被災児童等の体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、保健所、子ども家庭センター等専門機関と連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。
- 8 文化財の応急対策
- 指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。
- 市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、その所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第27節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

1 し尿処理

- (1) 初期対応
- ア 上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域に於けるし尿の収集処理見込み量、及び仮設便所の必要数を把握する。
- イ 下水道処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3編 自然災害応急対策

ウ 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを速やかに設置するとともに、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

(2) 処理活動

- ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- ウ 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

2 ごみ処理

(1) 初期対応

- ア 避難所をはじめ被災地域に於けるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、仮置場等を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ 消毒剤、消臭剤、殺虫剤等及び散布機器を確保し、仮置場等における衛生状態を保つ。
- オ 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

3 災害廃棄物等処理

(1) 初期対応

- ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間使用可能な仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。
- ウ 市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 処理活動

- ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、運行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- ウ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- エ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作

業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

- オ 必要に応じて、**災害廃棄物に係る協定を締結している市町村等**や、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第28節 遺体対策

市及び府警察（池田警察署）は、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。

1 市

- (1) 災害に関連して死亡した可能性のある遺体については、警察による検視（死体調査）、医師による検案（死因その他の医学的検査）を経なければ埋・火葬できない。
- (2) 身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- (3) 遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わって実施する。
- ア 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- イ 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- ウ 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- エ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- オ 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- (4) 遺体安置所の設定
- ア 遺体の衛生状態に配慮しつつ、被災者が避難する避難場所以外の寺院などできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- イ 多数の遺体が発生した場合は、警察及び医師による検視・検案の場所等に関して警察、その他の関係機関と連携を図る。
- ウ 遺体安置所には責任者を配置するほか、遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討する。
- エ 遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- オ 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- カ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- キ 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等に

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3編 自然災害応急対策

についてもあらかじめ検討しておく。

2 府警察（池田警察署）

- （1） 遺体の早期受入れに努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（死体調査）を行い、遺族等に引き渡す。
- （2） 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

3 応援要請

市は、自ら遺体対策の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第29節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1 ボランティアの受入れ

府、市、日本赤十字社大阪府支部池田市地区、池田市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、**災害**中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、**災害の状況やボランティアの活動状況に関する最新の情報**を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を**関係者と積極的に共有**するものとする。

府及び市は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、**男女双方の視点を考慮するなど**、ボランティアの**活動環境**について配慮するものとする

(1) 府

ア 災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「災害時連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

イ 大阪府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

ウ 大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

エ 大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

(2) 日本赤十字社大阪府支部池田地区

ア ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等、情報の提供に努める。

イ 必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

(3) 池田市社会福祉協議会

ア 災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、池田市災害ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。

イ ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、池田市に対して支援を要請する。

ウ 災害時のボランティア活動中の事故に備え、活動参加者をボランティア保険に加入させる。

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3編 自然災害応急対策

エ 池田市と相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必用となる物資等を確保する。

(4) 市

ア 池田市社会福祉協議会及び日本赤十字社大阪府支部池田市地区と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設するとともに、災害の状況や住民ニーズ等の情報共有ネットワークの構築につ努める

イ 池田市災害ボランティアセンターの設置に必要な場所を確保するとともに、同センターを運営する上で必要な情報を逐次提供する。

ウ 池田市社会福祉協議会と相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要な物資等を確保する。

2 義援金品の受付・配分

市等に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

(1) 義援金

ア 受付

- 市に寄託される義援金及び市に対する見舞金は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- 府に寄託される義援金は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- 日本赤十字社に対する義援金及び募金は、事務局において受け付ける。

イ 配分

- 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。
- 市長は、知事又は日本赤十字社から配分委託された義援金を、被災者に配分する。

(2) 義援物資

ア 市

- 市に寄託される義援物資は、総務部物資等受入班において受け付ける。
- 義援物資の配分方法等は、関係部課等が協議して決定する。
- 配分決定に基づき、義援物資を被災地域の物資集積地等へ輸送する。
- 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、市庁舎、中央公民館等に一時保管するものとする。
- 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

イ 府

府に寄託される義援物資は、政策企画部危機管理室で受け付けるものとする。

ウ 日本赤十字社大阪府支部池田市地区

- 日本赤十字社に寄託される義援物資は、大阪府支部池田市地区事務局において受け付ける。
- 寄託義援物資の一時保管場所として、倉庫等を確保するものとし、なお不足すると

- きは、市及び府に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。
- (3) 日本郵便株式会社（近畿支社）の援護対策
- 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
- ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄附金の配分
- 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便はがき等寄附金を配分する。
- オ 災害ボランティア口座の開設
- 災害ボランティア口座を開設し、民間災害救助団体への支援を募る。

3 海外からの支援の受入れ

防災関係機関と連携して、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な受入れ措置を講ずる。

(1) 国、府との連絡調整

- ア 海外からの支援受入れは、基本的に国において推進されることから、府を通じ国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- イ 海外からの支援が予想される場合は、府と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡するとともに、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受け入れ

- ア 次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
- 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - 被災地のニーズと受入れ体制
- イ 海外からの支援の受入れに当たって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
- 案内者、通訳の手配
 - 活動拠点、宿泊場所等の手配

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3編 自然災害応急対策

第30節 公用負担及び従事命令等

災害を拡大させるおそれのある設備、物件等の措置並びに市民等に対する応急措置等への従事命令は、つぎのとおり行う。

1 担当班長

応急措置の実施を担当する班長が行う。

2 事前措置の指示

事前措置の指示及び協力要請は、次表に掲げるところにより執行される。

内 容	種 類	根拠法律	執 行 者
災害を拡大させるおそれのある設備物件の事前措置	指 示	災害対策基本法第 59 条 1 項	市 長
	協力指示	災害対策基本法第 59 条 2 項	警察署長

3 応急措置を実施するための土地建物等の使用及び物件の除去

内 容	種 類	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策を実施するための物件の使用、及び除去これらに伴う保管と帰属	物件の使 用	災害対策基本法第 64 条 1 項 災害対策基本法第 64 条 7 項	市 警 察 長 官
	除去及び保管	災害対策基本法第 64 条 2 項 災害対策基本法第 64 条 7 項 災害対策基本法第 64 条 8 項 災害対策基本法第 64 条 9 項	市 警 察 長 官 自 衛 官 官 長 警 察 署 長
	公 示	災害対策基本法第 64 条 3 項 災害対策基本法第 64 条 10 項	市 警 察 署 長
	収 用 物 件 の 売 却	災害対策基本法第 64 条 4 項 災害対策基本法第 64 条 10 項	市 警 察 署 長
	物件の帰 属	災害対策基本法第 64 条 6 項 災害対策基本法第 64 条 10 項	市 警 察 署 長

4 住民等に対する従事命令

(1) 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行される。

対象作業	種類	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項 同 71条2項	知事 市長
	協力命令	災害対策基本法第71条1項 同 71条2項	知事 市長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害対策作業 (災害応急処置) 災害応急対策作業 (避難、危険防止処理等)	従事命令	災害対策基本法第65条1項 同 65条2項	市長 警察官
	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 消防機関の長

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次に掲げるとおりである。

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による 知事の従事命令 (災害応急対策ならびに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による 知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3編 自然災害応急対策

(3) 損害補償

市長の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、「池田市消防団員等公務災害補償条例」の規則により損害補償を行うものとする。

事前措置予告通知

住 所

氏 名

貴所有の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく、事前措置の対象とあり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適宜な措置をとられるよう通知します。

令和 年 月 日

池田市長

⑩

設備又は物件の名称	数量	措置の方法	備考

第4編

事故災害応急対策

第4編 事故災害応急対策

第1節 大規模火災応急対策

市街地及び林野において大規模な火災が発生した場合には、防災関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

1 火災警戒

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/secとなる見込みのとき、ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

(2) 火災警報

市長は、消防法に基づき知事から火災気象通報を受けたとき、または、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要により火災警報を発令する。

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にある者は、警報が解除されるまで、市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

(4) 市民等への周知

市民に対し、状況に応じて、警報を周知する。周知には、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、広報車等の利用や、自治会、自主防災組織などの住民組織と連携して徹底を図る。なお、周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

2 消防警備・出場

(1) 警備体制区分

消防警備体制は、通常警備体制と非常警備体制に区分する。

ア 通常警備体制

通常警備体制とは、通常における警備体制とし、消防本部及び消防団の出場区分すべてをいう。

イ 非常警備体制

非常警備体制とは、大火災及び非常災害における警備体制であり、消防長の命による警備体制をいう。なお、非常警備体制の組織等は池田市災害対策用組織編成名簿の消防本部の組織を準用する。

(2) 出場区分

消防機関が火災等災害を覚知したときは、次の出場区分により効率的な運用を行うものとする。

ア 消防本部出場区分

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第4編 事故災害応急対策

① 火災出場

- ・ 第1出場：指揮隊1隊、消防隊4隊、救助隊1隊、救急隊1隊が出場するものをいう。
- ・ 第2出場：現場最高指揮者からの命により、残留消防隊が出場するものをいう。
- ・ 第3出場：火災が拡大し、延焼のおそれがあると判断される場合で、消防署長の命により増強して出場するものをいう。

② 救助出場：救助隊及び救急隊が出場するものをいう。

③ 救急出場：救急隊が出場するものをいう。

イ 消防団の出場区分

- ① 第1出場：火災等災害発生地の当該消防分団の出場をいう。
- ② 第2出場：消防団長の命ずる消防分団が出場するものをいう。
- ③ 第3出場：全消防分団が出場するものをいう。

3 他の消防機関による応援体制

(1) 法令に基づく協定等による応援体制

- ア 隣接市町との消防相互協定（消防組織法第39条）
- イ 大規模災害消防応援実施計画（同）
- ウ 緊急消防援助隊要綱（同第44条）
- エ 大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動協定（消防組織法第39条）
- オ 大阪国際空港、周辺都市航空機災害消防相互応援協定（同）
- カ 大阪府下広域消防相互応援協定（同）
- キ 航空消防応援協定（回転翼航空機）（同）
- ク 中国縦貫自動車道路、茨木市、宝塚インターチェンジ間消防相互に関する協定
- ケ 新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定

(2) 応援要請事項

- ア 火災の状況及び応援要請理由
- イ 必要とする期間
- ウ 派遣を希望する消防隊の任務及び活動区域
- エ 派遣を希望する消防隊の種別、数、人員、装備、緊急資機材
- オ 誘導員との待合場所、進入道路及び連絡場所

(3) 応援隊の主な任務

- ア 延焼阻止線の防御
- イ 工場等大規模火災の防御
- ウ 手薄地区火災防御
- エ 水利補給及び緊急資機材の搬送

4 市街地火災

(1) 市

ア 火災発生状況の把握及び消火活動

火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

イ 消火活動

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、気象状況、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

また、延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、広報を徹底し延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

ウ 相互支援

○ 市単独では十分に消火活動が実施できない場合は、近隣市町村及び府などに応援を要請する。

○ 被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

(2) 自主防災組織等

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火活動を実施する。

また、消防本部、池田警察署など防災関係機関との連携に努める。

5 林野火災

林野火災の特異性に鑑み、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

(1) 火災即報

火災の規模等が国の定める即報基準に該当する場合は、府を通じて消防庁に即報を行う。国の定める即報基準は、次のとおりである。

ア 焼損面積 10ha 以上と推定される場合

イ 空中消火を要請又は実施した場合

ウ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

総
則

災
害
予
防
計
画

自
然
災
害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

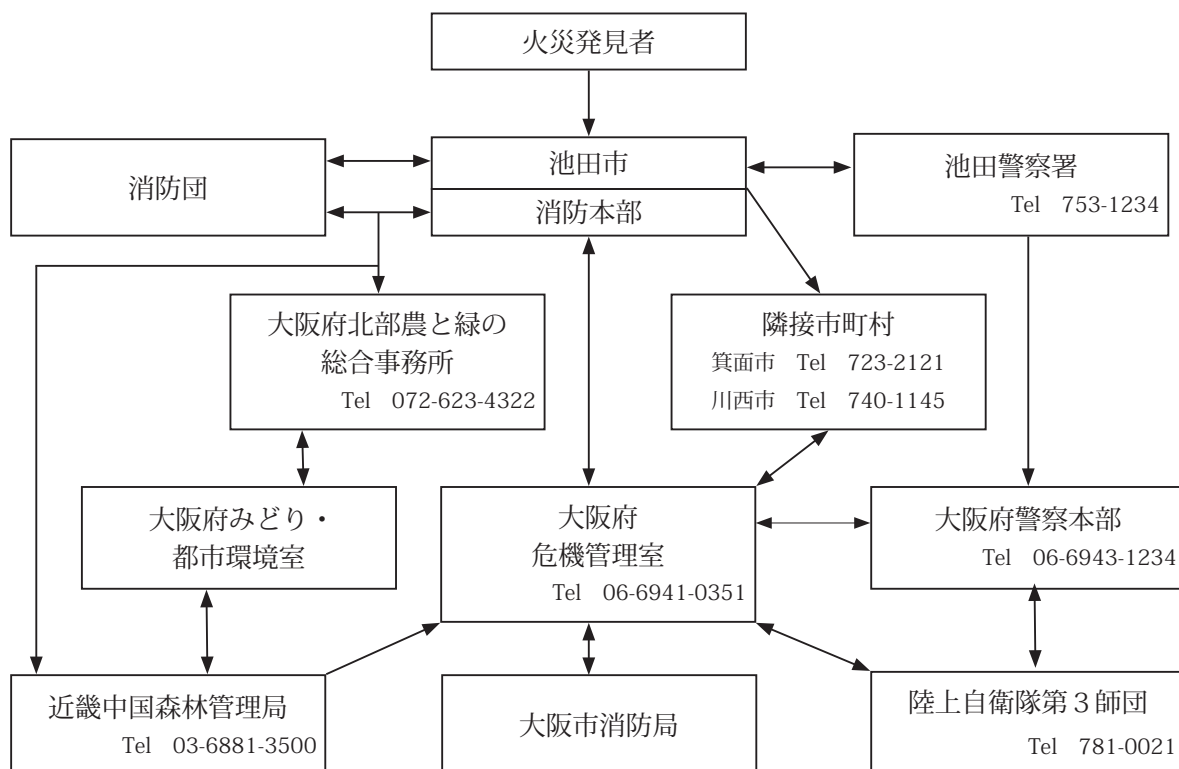
付
編
1

付
編
2

第4編 事故災害応急対策

(2) 火災通報等伝達系統

火災通報に係る伝達系統は、次のとおりである。



(3) 活動体制

ア 市

現地指揮本部を設置し、林野火災の規模に応じた体制をとり、火災防御活動等を行う。

- ① 林野火災発生 of 通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、池田警察署等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。
- ② 火災の規模等が即報基準に該当する場合は、府を通じて消防庁に即報を行う。

イ 府警察（池田警察署）

市、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助に当たるとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

第2節 中高層建築物災害応急対策

中高層建築物等の災害に対処するため、それぞれの態様に応じた警防計画の整備を図るとともに、次の各種対策を実施する。

1 市

ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏洩事故

ア 消防活動体制の確立

イ ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

ウ 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所には要員を配置するなど、池田警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

エ 救助・救急

負傷者の有無の確認及び迅速な救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

オ ガスの供給遮断

① ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社が行う。

② 大阪ガスネットワーク株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊が緊急遮断弁によりガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社に連絡する。

(2) 火災等

ア 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

イ 活動時における情報収集、連絡

ウ 排煙、進入時等における資機材の活用対策

エ 高層建築物等の消防用設備の活用

オ 浸水、水損防止対策

2 府警察(池田警察署)

府警察(池田警察署)は、災害状況に応じて次の警備措置を実施する。

(1) 救出救助

被災者の有無の確認及びその速やかな救出救助活動と消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

(2) 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

総
則

災
害
予
防
計
画

自
然
災
害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

付
編
1

付
編
2

第4編 事故災害応急対策

(3) 警戒区域の設定

二次災害防止を図るため、広範囲の警戒区域の設定を行う。

(4) 交通規制

救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

(5) その他

市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（見分）等所要の措置とる。

3 大阪ガスネットワーク株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

① 緊急の場合には地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。

② 遮断後のガスの供給再開に当たっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第3節 危険物等災害応急対策

火災その他の災害による危険物の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

1 危険物災害応急対策

(1) 市

ア 関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

イ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- 災害の拡大を防止するため緊急措置要領に基づく初動体制の確立
- 危険物による災害発生時の自衛消防組織との活動要領の確立
- 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立

ウ 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 府警察(池田警察署)

ア 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

イ 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、消防等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

2 高圧ガス災害応急対策

(1) 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 関係機関

府、中部近畿産業保安監督部近畿支部、府警察(池田警察署)等の関係機関は密接な連携を図り、それぞれ必要な措置を講ずることにより、災害の拡大防止対策を実施する。

3 火薬類災害応急対策

(1) 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 関係機関

府、中部近畿産業保安監督部近畿支部、府警察(池田警察署)等の関係機関は密接な

総
則

災
害
予
防
計
画

自
然
災
害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

付
編
1

付
編
2

第4編 事故災害応急対策

連携を図り、それぞれ必要な措置を講ずることにより、災害の拡大防止対策を実施する。

4 消防活動阻害物質等災害応急対策

(1) 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 関係機関

府、府警察(池田警察署)等の関係機関は密接な連携を図り、それぞれ必要な措置を講ずることにより、災害の拡大防止対策を実施する。

5 管理化学物質災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

第4節 航空機災害応急対策

航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 航空機事故現地対策本部等の設置（組織体制）

（1） 範囲

大阪国際空港及びその周辺

（2） 航空機事故現地対策本部等の設置

大阪空港事務所長は必要に応じ、航空機事故現地対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

（3） 現場合同指揮所の設置

新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は必要に応じ、現場合同調整所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整を行う。

（4） 池田市航空機事故対策本部の設置

一般市域で発生した航空機による災害、又はこれらの災害の発生するおそれがある事態（第3種災害）があるとき、若しくはこれらに準ずる災害が予想されるときは、市長は、必要に応じ池田市航空機事故対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策活動を実施する。

【消防本部の出場区分】

火災の種類	出場区分
第1種災害 空港内の滑走路、エプロン、誘導路、燃料基地格納庫、フィンガー等第1種区域（大阪国際空港及びその周辺に於ける消火救難活動に関する協定H28.3.29）で発生した航空機による災害、又はこれらの事故の発生のおそれがある事態	第1種災害出場 原則的には、通常警備とし通常警備で対処できない場合は、非常警備により出場指令を行い、消防隊の増強を図る。
第2種災害 空港内ターミナルビル、貨物ビル、その他空港内第2種区域での航空機による災害、又はこれらの災害発生のおそれがある事態第2種災害出場原則として、第1種災害出場に準じ出動する。	第2種災害出場 原則として、第1種災害出場に準じ出動する。
第3種災害 前2号以外の一般市域で発生した航空機による災害、又はこれらの災害の発生するおそれがある事態	第3種災害出場 非常警備とする。（災害対策本部の設置）

2 応援体制

（1） 協定等による応援体制

新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）、市及びその他関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第4編 事故災害応急対策

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

(2) 災害派遣要請

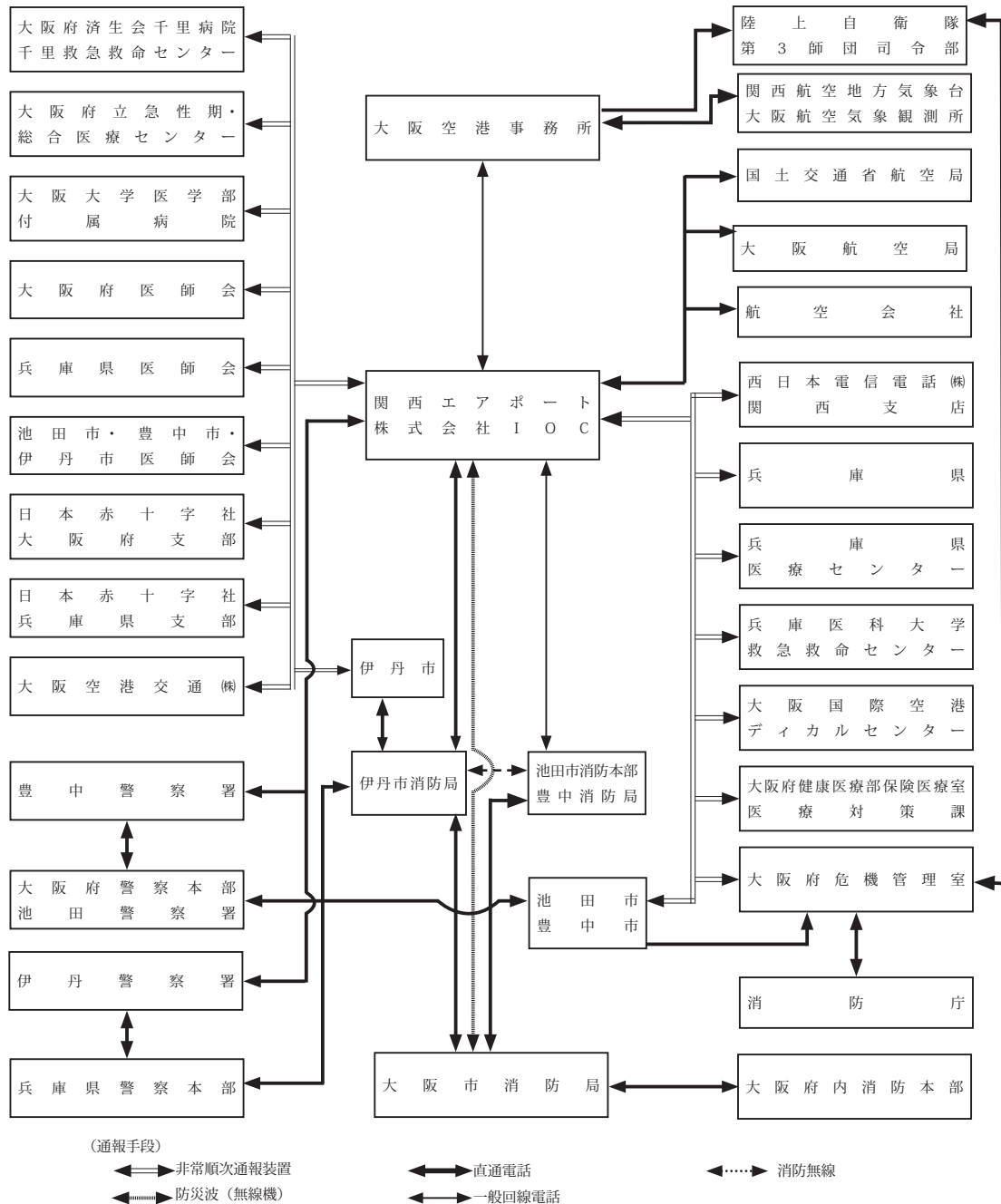
大阪空港事務所長又は知事は、必要があると認める時は、自衛隊法第83条の規定による災害派遣要請を行う。

3 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統（大阪国際空港）

基本経路は次のとおりとするが、必要に応じ、それぞれの防災関係機関に必要な事項について連絡する。

また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災機関に連絡する。



(2) 災害広報

空港管理者は、利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行う。

また、防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

4 応急活動

関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

(1) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 救護地区の設置及び医療資機材の配置（空港施設内の場合）
- ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備（空港施設内の場合）
- エ 負傷者数及び搭乗者の把握
- オ 遺体仮安置所の設置（空港施設内の場合）
- カ 臨時ヘリパットの選定（空港施設内の場合）
- キ 避難誘導（空港施設内の場合）

(2) 大阪空港事務所

臨時ヘリパット、ヘリコプター飛行ルートの選定

(3) 府

関係機関との連絡調整

(4) 府警察（池田警察署）

- ア 救出・救助活動
- イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- ウ 事故現場周辺地域の交通規制
- エ 遺体の検視（見分）及び身元確認

(5) 市

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 避難勧告等・誘導

(6) 医療関係機関

- ア 医療救護班の編成及び派遣
- イ 医療救護活動
- ウ 検死及び遺体の身元確認

(7) 日本赤十字社大阪府支部

- ア 救護班の派遣
- イ 医療救護活動
- ウ 血液の輸送及び供給
- エ 遺体の洗浄、縫合

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第4編 事故災害応急対策

- (8) 西日本電信電話株式会社
通信手段の確保
- (9) 大阪国際空港消火救難協力隊（空港施設内の場合）
 - ア 消火活動の支援
 - イ 救護地区の設置及び医療資器材配置の支援
 - ウ 負傷者の搬送
 - エ その他協定に基づく活動

5 応急復旧

一般市域で発生した航空機事故による災害に際し、市及び防災関係機関は、各々破損した施設、設備の被害調査及びその復旧に努める。

第5節 その他災害応急対策

地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも旅客列車の衝突転覆や、大都市圏特有の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じ、「災害応急対策」「災害復旧・復興対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

第 5 編

災害復旧・復興対策

第5編 災害復旧・復興対策

第1節 復旧事業の推進

府、市をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ密接に連携し、災害の再発防止及び速やかな復旧とともに、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として復旧事業を推進するものとする。

被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

1 被害の調査

公共施設等の直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

2 公共施設等の復旧

(1) 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

3 激甚災害の指定

被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため府と協議を行う。

4 激甚災害指定による財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

5 特定大規模災害

特定大規模災（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、政府の緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるとき、その工事を府に要請

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第2節 被災者の生活再建等の支援

府及び市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

この際、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 災害弔慰金等の支給

（1）災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「池田市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより支給する。

ア 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害
- 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- 府域において住家が5所帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 次の場合、支給を制限する。

- 死亡又は障がい、故意又は重大な過失による場合
- 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

ウ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例で定める順位で支給する。

エ 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

（2）大阪府災害見舞金

「大阪府災害見舞金内規」に基づく、被災世帯に対する見舞金

（3）池田市災害見舞金

「池田市災害見舞金等支給条例」に基づく、被災世帯に対する見舞金

2 災害援護資金・生活資金等の貸付

府、市及び池田市社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

（1）災害援護資金貸付

自然災害により災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

（2）生活福祉資金の災害援護資金貸付

池田市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得

世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、(1)の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

3 罹災証明書の交付等

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付のための体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の調査及び交付手続きは、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に基づき、交付手続きは、「池田市罹災証明書交付要綱」に基づき実施する。

この際、迅速な交付のため、以下に留意する。

- ・ 避難先からの申請を可能にする態勢整備
- ・ 自治体職員による申請サポートの充実
- ・ 交付申請に係る支援団体との関係強化
- ・ 第1次調査（外観調査）の簡素化（損傷割合イメージ図の活用等）
- ・ ドローン写真・映像や被災者から任意に提供を受けた写真の活用による被害区分の判定
- ・ 空中写真等を活用した住家の一括全壊判定
- ・ 被害が甚大な地域における一律的な被害調査の実施

被災者に過度の負担をかけないようにする観点から、自己判定方式（※）による以外は、写真や図面等の添付や提示を求めない。

（※） 自己判定方式とは、『準半壊に至らない（一部損壊）』の被害であることについて被災者が同意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式（現地での被害調査は省略）をいう。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施する。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市の要請に応じて、被災者に関

総則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付編1
付編2

する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

4 租税等の減免及び徴収猶予等

- (1) 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- (2) 府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- (3) 府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。
- (4) 市は、地方税法及び池田市市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - ア 申告、納入又は納付期限の延長
 - イ 市税の還付又は減免
 - ウ 徴収猶予
 - エ 滞納処分の執行停止、換価猶予
- (5) 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の延長申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

5 住宅の確保

府及び市は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

- (1) 相談窓口の設置

住宅に関する市民からの相談と情報の提供を行う相談窓口を設置する。

 - ア 公営住宅等への入居に関する相談・情報の提供
 - イ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
 - ウ 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供
- (2) 公営公共住宅等の供給促進

住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の協力を得ながら、住宅供給の促進に努める。

 - ア 公営住宅、公社・公団住宅の空家活用

既存の空家、若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給するよう努める。

ウ 特定優良賃貸住宅の供給

良質な民間賃貸住宅の借り上げ等を行い、自力での住宅確保が困難な中堅所得者等に対して供給するよう努める。

(3) 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

(4) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

国は、災害が一定規模以上である場合においては、市長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

6 被災者生活再建支援金等

(1) 被災者生活再建支援金の支給

府は、市町村からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめ等、必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）

ウ 対象世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

エ 支援対象経費

支給額は、以下の①、②の各支援金の合計額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記ウ①～③の世帯 100万円
- ・上記ウ④の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

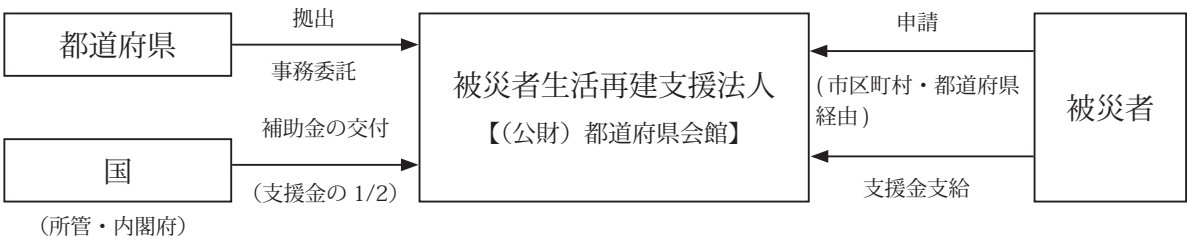
- ・住宅を建設又は購入した場合
 - 上記ウ①～④の世帯 200万円
 - 上記ウ⑤の世帯 100万円
- ・住宅を補修した場合
 - 上記ウ①～④の世帯 100万円
 - 上記ウ⑤の世帯 50万円
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）
 - 上記ウ①～④の世帯 50万円
 - 上記ウ⑤の世帯 25万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1／2）

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。

オ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



(3) 一部損壊等住宅修繕支援制度

地震等、自然災害により一部損壊以上に被災した住宅の補修に掛かる費用の一部を支援する。

総則

災害予防計画

自然災害応急対策

事故災害応急対策

災害復旧・復興対策

付編1

付編2

第3節 中小企業の復興支援

1 支援制度の周知

災害融資制度（各種特例措置、特別融資枠等）の周知徹底を図るとともに、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 資金の融資

（1）政府系金融機関の融資

ア 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

イ 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

（2）大阪府災害等対策資金及び経営安定資金

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農林関係者の復興支援

1 支援制度の周知

災害融資制度（各種特例措置、特別融資枠等）の周知徹底を図る。

2 資金の融資

融資期間は、被災した農林水産業者等の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

（1）天災融資資金（天災融資法）

（2）農林水産業資金

（3）大阪府農林漁業経営安定資金

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。**道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。**

1 復旧計画

(1) 復旧計画の策定

- ア 施設、設備などの被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。必要に応じ被害原因等の調査を行う。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設、避難所、官公署等の重要施設を優先することを原則とし、被災状況や復旧難易度、復旧効果の大きいものから普及計画をたてる。
- ウ 単独復旧が困難な場合は他の事業者からの応援を受ける。
- エ 設備復旧後の再稼働時には、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 想定されるライフライン

- ア 水道（池田市）
- イ 下水道（池田市）
- ウ 電力（関西電力送配電株式会社）
- エ ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）
- オ 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）
- カ 電線共同溝（近畿地方整備局、大阪府）
- キ 放送（日本放送協会、民間放送事業者）
- ク 鉄道（阪急電鉄株式会社）
- ケ 道路（近畿地方整備局、大阪府、池田市）

2 広報

被害状況、対応策の状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えてホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

総
則

災
害
予
防
計
画

自
然
災
害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

付
編
1

付
編
2

第6節 復興の基本方針

被災地の復興に際しては、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、被災者の生活再建や被災中小企業の復興その他経済復興を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安定性に配慮した地域振興のための基本的な条件づくりに努める。

その際には、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

また、地域の総合的な復興が必要と認められる場合は、速やかに復興本部を設置する場合がある。

1 復興対策本部の設置

市は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興の方針及び復興計画を策定し、復興にむけた全体像を市民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。

なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織であり、災害の応急対策、復旧対策を実施する災害対策本部とは、その目的、機能を異にする。しかしながら、復興対策は、被災後の応急対策、復旧対策から質的に変化しながら連続的に実施していくものであり、災害対策本部が実施する事務事業で、復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携して推進していく。

〔組 織〕

本 部 長 市長

副本部長 副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者

本 部 員 総合政策部長、総務部長、市民活動部長、福祉部長、子ども・健康部長、まちづくり環境部長、都市整備部長、消防長、上下水道部長、管理部長、教育部長

上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める関係者に対して、復興対策本部会議への出席を求めることができる。

2 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府、国等関係機関と協議を行い、原状復旧或いは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

3 原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り、改良復旧を行う。

4 復興計画の策定

- (1) 大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化したり、多くの市民が避難若しくは住所を移転することを余儀なくされるなど、社会経済活動に甚大な障がいが生じた災害においては、都市構造や産業基盤などの改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」第 10 条に基づく復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興に努める。復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と連携・共同して定める。
- (2) 復興計画の迅速かつ的確な策定と遂行を図るため、広域調整や国、府との連携などにより、必要な体制の整備を行う。
- (3) 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを推進するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

総
則

災
害
予
防
計
画

自
然
災
害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

付
編
1

付
編
2

第5編 災害復旧・復興対策

付編 1

東海地震の警戒宣言 に伴う対応

第 1 章 総 則
第 1 節 目 的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第 2 節 基本方針

- 1 本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画第 2 編「災害予防計画」、第 3 編「自然災害応急対策」で対処する。

総 則
災害予防計画
自然災害応急対策
事故災害応急対策
災害復旧・復興対策
付 編 1
付 編 2

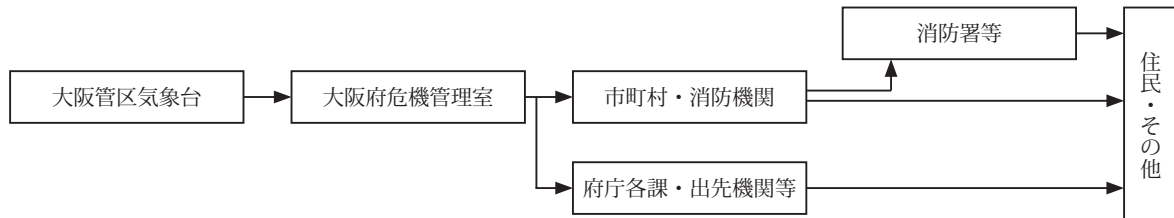
付編１ 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第２章 東海地震注意情報発表時の措置

東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第１節 東海地震注意情報の伝達

１ 伝達系統



２ 伝達事項

- (１) 東海地震注意情報の内容
- (２) その他必要な事項

第２節 警戒態勢の準備

- １ 警戒宣言及び東海地震予知情報を収受・伝達する準備
- ２ 対策本部の設置準備
- ３ 社会的混乱を防止するための広報準備
- ４ 防災体制の確立（職員の待機、非常配備等）
- ５ その他必要と認める事項

第 3 章 警戒宣言発令時の措置

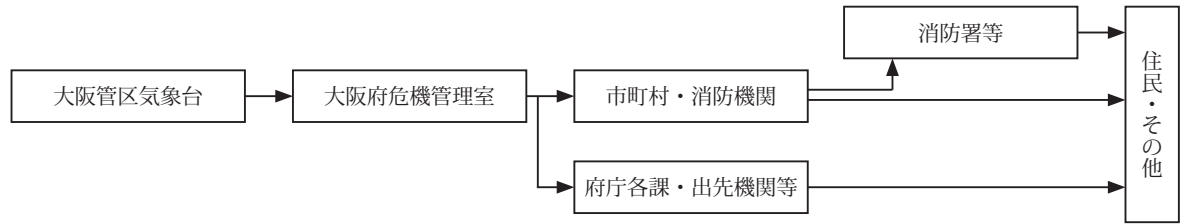
市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第 1 節 東海地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

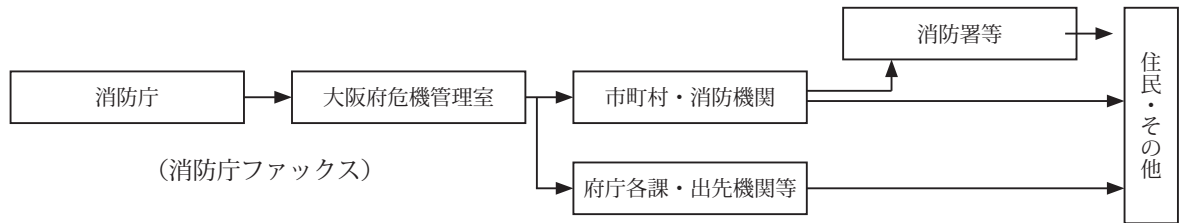


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

総
則

災
害
予
防
計
画

自
然
災
害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

付
編
1

付
編
2

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第2節 警戒体制の確立

警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- ① 震度予想等に基づき必要な警戒準備体制をとる。
- ② 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- ③ 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- ① 東海地震予知情報等の収集と伝達
- ② 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ③ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- ④ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

府警察（池田警察署）及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- ① 交通規制、交通整理
- ② 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講じる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

6 危険箇所対策

- ① 地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- ② 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る市民に

については、池田警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警備対策

府警察（池田警察署）は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講じる。

8 多数の者が避難する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、ホテル・旅館等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

第3節 市民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたときは、市民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力など

2 広報の手段

- (1) 広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (2) 広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

総
則

災
害
予
防
計
画

自
然
災
害
応
急
対
策

事
故
災
害
応
急
対
策

災
害
復
旧
・
復
興
対
策

付
編
1

付
編
2

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

〈参 考〉

市民、事業所に対する市長からの呼びかけ文（例）

市民並びに事業所の皆さん、私は池田市長の ○○○○○ です。

本日○○時○○分、内閣総理大臣から東海地震にかかわる「警戒宣言」が発令されました。

その内容は、おおむね○日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震発生のおそれがあるということです。

この東海地震が発生した場合、池田市内での震度は 4 程度であると予測されています。

震度 4 程度では、大きな被害はほとんど発生しませんので、避難の必要はありません。家庭や職場で必要な防災措置をとるとともに、デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報や市役所、消防、警察等の防災関係機関からの広報など正確な情報に耳を傾けて下さい。

また、地震に備えて危険な作業、不要不急の電話の利用や自動車の使用を極力自粛して下さい。

「警戒宣言」が発令中ですが、現在池田市、大阪府をはじめとする防災関係機関は、災害の発生に備え、計画に基づく各種の措置と対策を進めておりますので、市民の皆様は慌てず、落ち着いて行動していただくようお願い致します。

付編 2

南海トラフ地震に関する臨時情報 発表時の対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード 6.8 以上の地震が発生、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始する又は調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※ 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※ 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 k m程度までの範囲でモーメントマグニチュード※ 7.0 以上地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記 1、2 のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 防災対応について

市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。実際に臨時情報が発表された場合には、住民等が混乱しないよう、府、市をはじめ防災関係機関は適切な呼びかけを行う。

特に、府及び市は連携して、土砂災害の恐れのある地域の住民等に対する丁寧な呼びかけを行う。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間（当該地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）以下の警戒措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。

（1） 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地

付編2 南海トラフ地震に関する臨時情報発表時の対応

域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

(2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

(3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 k m 程度までの範囲でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から 1 週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され 1 週間経過した後の 1 週間、以下の措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。

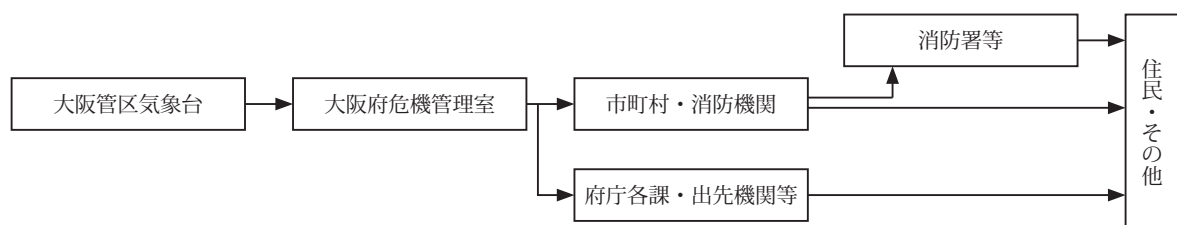
(1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

(2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

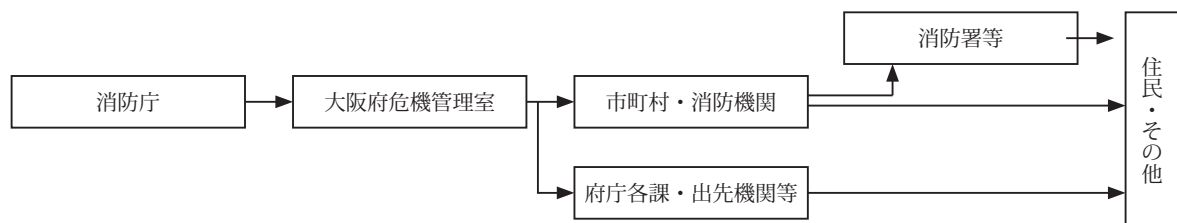
第3節 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 情報伝達及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）の内容

(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

